沼津市景観計画

平成２２年１２月　策定
令和　７年　８月　改定
沼津市　開発指導課

目　　次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

１）景観計画策定の背景と目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

２）景観計画におけるＳＤＧｓ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

３）計画の位置づけ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

１　沼津市の景観の特徴と課題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

１）広域レベルでみた景観の特徴　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

２）市域レベルでみた景観の特徴　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

２　景観計画区域等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

１）景観計画区域　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

２）景観形成重点地区　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

３　良好な景観の形成に関する方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

１）景観形成方針の構成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

２）市域の景観形成方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

３）景観形成重点地区の景観形成方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

４）眺望景観の保全方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54

４　景観形成のための行為の制限　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65

１）届出対象行為　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65

２）良好な景観の形成のための基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72

５　景観重要建造物・景観重要樹木　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 131

１）景観重要建造物の指定の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 131

２）景観重要樹木の指定の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 132

６　景観重要公共施設　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 133

１）景観重要公共施設の指定の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 133

２）景観重要公共施設の指定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 137

７　屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する事項　・・・・・・・ 146

１）基本的な考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 146

２）市全体の屋外広告物の景観配慮の方針　・・・・・・・・・・・・・・ 147

８　景観形成の推進について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 148

１）市民・事業者・行政の役割　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 148

２）協働による景観形成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 149

３）景観計画の進行管理と見直し　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 152

用語解説　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 153

はじめに

１）景観計画策定の背景と目的

沼津市は伊豆半島のつけ根に位置し、富士山や香貫山山系などの山々をはじめ、駿河湾や市街地を流れる狩野川、茶畑やみかん畑など良好な自然景観に恵まれています。

また、御用邸記念公園や旧東海道の道筋、あるいは寺社なども多く存在し、市域全体に歴史の面影を感じさせる要素が多く残されています。

市街地においては、戦後、戦災復興土地区画整理事業等が進められ、特に昭和 28 年のアーケード街の整備と美観地区の指定は本市の景観づくりの第一歩でありました。その後、市街地の発展とともに地域ごとに様々な特徴が見られるようになり、また、現在では沼津駅付近鉄道高架事業を初めとする沼津駅周辺総合整備事業が推進されるなど、まち並み景観は今後も変化を続けていくことが想定され、より美しい市域を形成していくための新たな施策の展開が求められるようになりました。

このような状況の中、景観に関する初の総合的な法律として「景観法」が平成 16 年に制定され、平成 17 年 6 月に全面施行されました。「景観法」は、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造などを目的に、国・地方公共団体・事業者・住民の責務を明確にするとともに、自治体ごとの独自の景観施策に対する法的支援を行うものです。

これを受けて、本市では平成 19 年 4 月に県知事同意を得て、景観法に基づく「景観行政団体」となり、良好な景観形成に向けて、景観まちづくりの方向性を示した「沼津市景観基本構想」と、本構想を実現するため「沼津市景観計画」を策定しました。「沼津市景観計画」は、景観法第 8 条に基づく計画であり、より良好で潤いのある景観づくりを、市民、事業者、行政で進めていくための計画となるものです。

その後、景観をとりまく社会の変化や、本市のまちづくりの動きと連動させ、地域の良好な景観形成を推進し、市内外に周知するため、計画の一部を変更することとしました。

２）景観計画におけるＳＤＧｓ

地方自治体においても持続可能なまちづくりに向けたＳＤＧｓの達成に向けた具体的な取組が求められています。

本計画は、ＳＤＧｓの 17 の目標のうち「⑪住み続けられるまちづくりを」、「⑮陸の豊かさも守ろう」及び「⑰パートナーシップで目標を達成しよう」と深く関わるものとして、自然や文化など、本市の多様な景観を市民・事業者・行政の協働によって保全・活用し、人口減少などの地域の社会課題と世界的な環境課題を解決し、住み続けられる美しいまちづくりを目指します。

３）計画の位置づけ

・本計画は、景観法（平成 16 年 6 月 18 日法律第 110 号）第 8 条の規定に基づく法定計画であり、この法を活用するために必要となる計画です。

・また、昭和 63 年 3 月の沼津市都市景観形成ガイドプランを改訂した「沼津市景観基本構想」（平成 22 年 12 月）に基づき作成しました。

・さらに、本計画を適切に運用していくため、景観法で求められる委任事項などを定める条例として、沼津市景観条例（平成 22 年 6 月 28 日条例第 17 号）を制定しました。

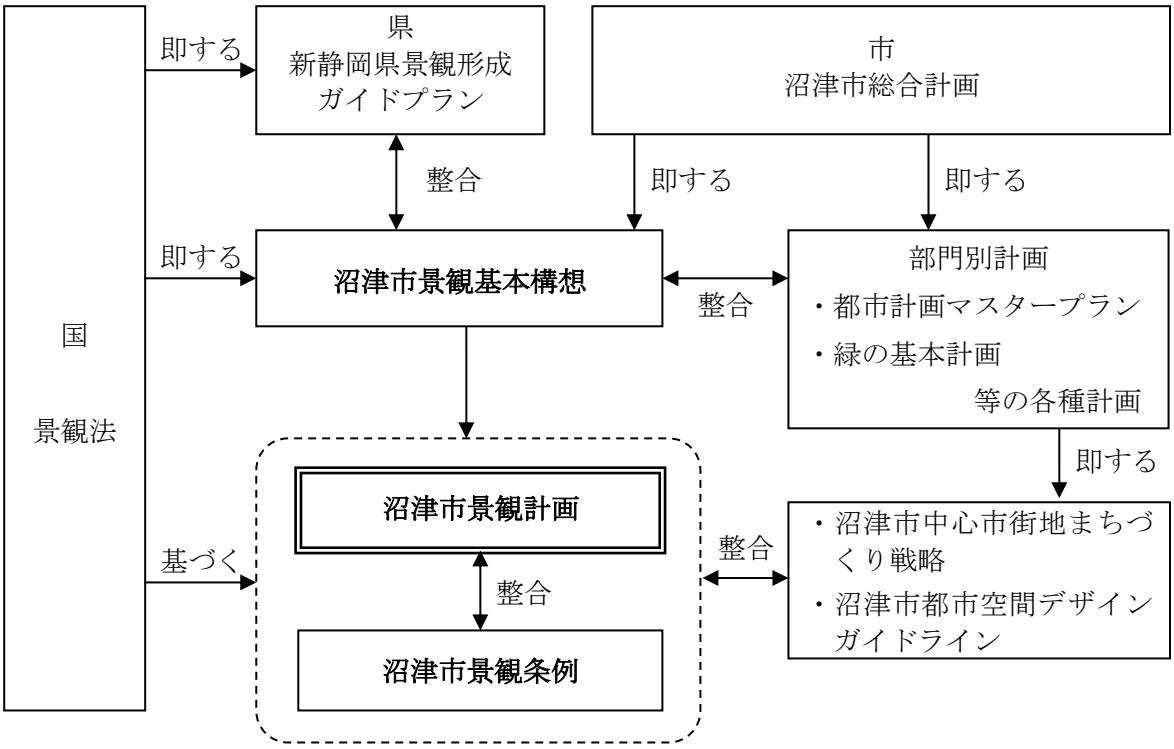

1　沼津市の景観の特徴と課題

1）広域レベルでみた景観の特徴

広域的な観点から本市の景観を見ると、次のような特性があります。

① 海と山に囲まれた県東部の中心的なまち

本市は、首都圏より約 100km に位置する、静岡県東部の中心都市であり、伊豆半島の入口となっています。日本一高い富士山を望み、日本一深い駿河湾に面した自然豊かな土地であり、貴重な景観は伊豆半島ジオパーク（ぬまづの宝 100 選（以下 100 選という）No.5）のジオサイトに指定されています。

駿河湾は、「世界で最も美しい湾クラブ」に加盟（平成 28 年）し、市内においては、波が穏やかで透明度が高い海が広がっていることから、海の幸やマリンレジャーを楽しみに多くの人が訪れ、賑わいをつくっています。また、駿河湾を囲むように位置する市域や県内随一の長さの海岸線など、変化に富んだ地形は、海越しの富士山だけでなく、海を眺めたり、海上から陸を眺めたりと、視点の違いを楽しむことができ、観光客やサイクリストを惹きつける魅力となっています。

市域の北には富士山を仰ぐ愛鷹山（100 選 No.2）南麓が広がり、南には達磨山（100 選 No.19）を最高峰に急傾斜面の山々が連なっています。「沼津アルプス」（100 選 No.21）は、駅から登山口が近く、低山ながら本格的な登山を楽しめる山として人気があります。

特に、香貫山からの眺望に代表されるように、駿河湾と富士山、そして市街地が一体となった景観は沼津の特徴であり、豊かな自然とまちの賑わいとの調和を感じることができます。

② 交通の要衝として発展したまち

江戸時代には、東海道が本市を東西に横断し、市内には宿場が２箇所設置され、全国から多くの人が訪れ、賑わいを見せていたことがうかがえます。

明治時代に東海道本線が開通し、沼津駅が開業すると、観光需要の創出、工業や商業の発展と、まちは大きく変化し、鉄道は本市の発展に大きく寄与しました。また、国道１号、東名高速道路、新東名高速道路の整備により、東西の交通の要衝として発展してきました。

さらに、狩野川河口に所在する沼津港は、地域振興のため重要な役割を果たすことが期待される港湾として、国に、「指定地域振興重要港湾」として指定（平成 12 年）されています。

③ 富士山の優れた眺望に恵まれたまち

南部地域から望む海越しの富士山をはじめ、市内各所から世界文化遺産の富士山を眺めることができます。各地域の素晴らしい景観と一体となった富士山の眺望は、それぞれ個性があり、市民にとって身近な景観となっています。

図：広域レベルでみた沼津市の景観

※富士山（平成 25 年世界文化遺産認定）
※伊豆半島ジオパーク（平成 24 年日本ジオパーク認定・
平成 30 年ユネスコ世界ジオパーク認定）
※駿河湾（平成 28 年世界で最も美しい湾クラブ」加盟）

２）市域レベルでみた景観の特徴

本市は、山地、丘陵地、海岸などの様々な地形と、その上で営まれている土地利用や活動などによって、さまざまな景観が形成されています。

〔１〕駿河湾や伊豆半島の豊かな自然景観

【景観特性】

○多様な富士山の眺望（100 選 No. 22）

・市内各所で世界文化遺産である富士山の眺望を楽しむことができます。市街地、駿河湾、富士山が同時に一望できる「香貫山」、海岸沿いの松林越しに富士山を眺めることができる「千本浜」、そして駿河湾越しに富士山を眺めることができる「大瀬崎」（100 選 No. 11）など、地域によってそれぞれ異なる表情の富士山を眺めることができます。

桜と富士山

○変化に富んだ海岸線と全国有数の美しい海（100 選 No. 23）

・沼津港から富士市にかけての海岸線は、約 10km に連なる「千本松原」（100 選 No. 18）と長大な弓なりの海岸が特徴で、富士山を背にした白砂青松の景観地として親しまれています。

内浦湾

・沼津港から静浦にかけての海岸線は、松林や砂浜が続き、冬の晴れた日には水平線に夕日が反射して達磨のように見える「ダルマ夕日」（100 選 No. 20、63 ページに再掲）を見ることができます。

・静浦から戸田にかけての海岸線は、大部分は崖が海に迫っており、大瀬崎（100 選 No. 11）や御浜岬の砂嘴（100 選 No. 29）、江浦湾・内浦湾のリアス海岸（100 選 No. 17）など、淡島（100 選 No. ４）のほか小島、岩礁の景観と重なり、独特な景観を形成しています。ほぼ全域が「富士箱根伊豆国立公園」に指定されています。

・県内随一の長さを誇る海岸線は地形の変化に富み、富士山と駿河湾が織りなす優れた風景を眺められるポイントが多いことから、サイクリストに親しまれています。

・「らららサンビーチ」（100 選 No. 93）や「大瀬海水浴場」など、市内の海水浴場は非常に透明度が高く、良好な水質となっているため、海水浴やマリンスポーツなどにより賑わいのある景観が形成されています。

・「井田の明神池」は、海のそばのクロマツ林が印象的な池で、四季の花を楽しながら散策できま

す。

・本市から駿河湾を隔てて富士市や静岡市を眺めることができるように、口野放水路のあたりを境に、市内において駿河湾を隔てて互いに「見る・見られる」の関係があります。

○狩野川などの河川・湖沼の景観

狩野川

・狩野川（100 選 No. 13）は、市街地の広大なオープンスペースであり、都会的でありながら自然を感じることができる本市の中心市街地を特徴付けています。階段堤や緑地として整備された河川敷は、憩いの場やイベントの会場などとして市民に親しまれ、賑わいのある景観が形成されています。

・「狩野川遊歩道」は、水辺や対岸のまち並みを見ながら、散歩、ジョギング、サイクリングを楽しむ人の姿が見られます。

・市のシンボルでもあるアーチ形の「御成橋」（100 選 No. 34）、「沼津垣」（100 選 No. 70）をモチーフにした高欄の「永代橋」、市街地の景観との調和に配慮した「あゆみ橋」など、色々な橋と狩野川（100 選 No. 13）の風景が見られます。

・黄瀬川は、台地を穿つ小峡谷を形成し、河岸急斜面の樹林も特徴の一つです。特に、「鮎壺の滝」（100 選 No. ３）は住宅地にありながら、滝や溶岩、富士山が一体となった自然豊かな風景を見ることができます。

・沼川は、春は菜の花や桜並木、夏は木々の緑を楽しみながら散策することができ、市民に親しまれています。

・門池（100 選 No. 12）は、公園として整備されており、遊歩道を歩きながら美しい水辺や富士山を眺めることができます。桜や紅葉の見頃、イベント時には多くの人が集まります。

・2022 年 10 月に世界かんがい施設遺産に指定された「香貫用水」（一部通称「内膳堀」）は、17 世紀初期に植田内膳によって建設された農業用水路で、香貫地区の水不足を解消し、「香貫二千石」といわれた農業発展の礎となり、現在も地域の人々に親しまれています。

○香貫山や愛鷹山などの里山の景観

香貫山の紅葉

・北部の愛鷹山（100 選 No. ２）、南部の達磨山山系、香貫山からはじまる沼津アルプス（100 選 No. 21）など、特徴ある緑豊かな山々は、本市のまち並み景観の背景として重要な要素となっています。

・香貫山からは、富士山と駿河湾、市街地を一望できるとともに、沼津市や富士市などの市街地の美しい夜景を楽しむことができます。

・愛鷹山（100 選 No. ２）の南麓は、比較的緩やかな地形で、茶畑や畑地のほか、住宅地、ゴルフ

場、大規模な工場や工業団地など、人々が自然と寄り添いながらつくりあげてきた風景が見られます。

・「愛鷹運動公園・広域公園」（100 選 No. １）は、森の自然を活かした公園で、スポーツやレクリエーションの拠点や四季折々の景観を楽しむことができる憩いの場となっています。また、駿河湾の眺望とともに、沼津市街地の美しい夜景を楽しむこともできます。

・西浦では、海を望む斜面を上るようにみかん畑が広がっています。駿河湾と富士山、みかん畑が一体となった眺めは、本市を代表する景観のひとつです。

・北山（戸田地区）の棚田（100 選 No. 14）は、城壁を思わせるような石積みの段が続き、「日本の棚田百選」に認定されています。

○浮島などの田園・湿地の景観

・浮島地区は、貴重な湿地帯の自然環境が保全されるとともに、田園風景が広がっています。休耕田を活用した地元団体等の取組により、春先は菜の花畑、夏はひまわり畑を楽しむことができます。（100 選 No. ７）

浮島の田園風景

・大平地区は、三方を山に囲まれた田園地帯で、秋にはたわわに実った稲穂の黄色に染まった田んぼが一面に広がります。

・井田地区では、集落の中に田園が広がり、休耕田を活用した地元団体等の取組により、春先には鮮やかな菜の花畑が来訪者を迎えてくれます。（100 選 No. ６）

【課題】

・眺望景観を楽しむ視点場の確保、その周辺の維持管理

・海岸、河川、森林、農地などの自然環境の維持管理

・建築物や工作物の新設・改修、開発行為等における自然景観への配慮

・駿河湾を隔てた市内における、良好な対岸の景観形成

〔２〕宿場町や別荘地として栄えた歴史・文化の景観

【景観特性】

○地域の歴史を伝える景観資源

沼津御用邸東附属邸

・北条氏（小田原北条氏）ゆかりの地として、「興国寺城跡」（国史跡 平成 7 年指定、100 選 No.38）、「長浜城跡」（国史跡 昭和 63 年指定、100 選 No.50）といった戦国時代に思いを馳せることができる景観が継承されています。

・明治時代に造営された「沼津御用邸」（国名勝 「旧沼津御用邸苑地」 平成 28 年指定、100 選 No.51）は、松林、駿河湾や松原越しの富士山の眺望、貴重な建造物群から成る、優れた景観が形成され、廃止後は都市公園として整備され、多くの人に親しまれています。

安田屋旅館松棟・月棟

・洋館を模した「松城家住宅」（国重要文化財 平成 18 年指定、100 選 No.54）、数寄屋造りの「安田屋旅館」（国登録有形文化財 「安田屋旅館　松棟・月棟」 平成 12 年登録、100 選 No.55）、「小栗家住宅主屋」（国登録有形文化財 令和 2 年登録）、「沼津倶楽部」（国登録有形文化財 「沼津倶楽部　北棟・南棟・長屋門」 平成 27 年登録）など歴史を感じさせる建築物が、地域に風雅な印象を与えています。

・文学碑や歌碑、「若山牧水記念館」（100 選 No.76）などの文学館が数多くあり、かつて文人・墨客に愛され、今も市民に芸術や文化が大切にされていることがうかがえます。特に、千本浜公園から志下海岸までの散策路である「潮の音プロムナード」（100 選 No.67）は、文学碑等を結びながら、海辺の景観を楽しむことができます。

沼津垣

・「沼津垣」（100 選 No.70）は、江戸時代に盛んに作られ、海からの潮風や砂を防ぐために使われました。歌川広重の浮世絵にも描かれており、本市の特徴的なデザインとして沼津御用邸記念公園（100 選 No.51）や若山牧水記念館（100 選 No.76）などで見ることができます。また、土地の名前がついた竹垣は沼津垣（100 選 No.70）と大津垣だけと言われており、本市の代表的な歴史的な景観資源として継承されています。

・「赤野（あけの）観音堂」（市有形文化財 平成 12 年指定、100 選 No.30）は市内では数少ない江戸前期の建築様式を示す建物で、光長寺（100 選 No.39）の山門は貴重な古建築です。地域の寺は、それ

ぞれに個性があり、地域の歴史を感じさせる建造物です。

・「江浦の水祝儀」（県無形民俗文化財 平成 11 年指定、100 選 No.60）、「海中みそぎ」（100 選 No.63）、「大瀬まつり」（100 選 No.61）など、個性ある地域の伝統行事は、歴史と活気を感じさせます。

・「大瀬崎のビャクシン樹林」（国天然記念物 昭和 7 年指定、100 選 No.11）、「岡宮浅間神社のクス」（県天然記念物 昭和 44 年指定、100 選 No.10）など、歴史・文化的な価値を持った樹木は、地域のシンボルであり、重要な景観資源です。

岡宮浅間神社のクス

○旧東海道の景観

・中心市街地には、石畳が美しい「旧東海道川廓通り」、一里塚公園、昔ながらの木製船の「我入道の渡し船」（100 選 No.64）などの景観資源が点在し、江戸時代からまちの中心として栄えてきた歴史を感じさせます。

・原地区には、白隠禅師ゆかりの寺である「松蔭寺」（100 選 No.44）をはじめ、寺が多く、名園と呼ばれた「帯笑園」（国登録記念物 平成 24 年登録、100 選 No.47）など、歴史的な景観資源が点在しています。また、「白隠みち」や「なかみち」は沿道の歴史的建造物に配慮して整備されています。

川廓通り

・東海道とともに東西交通を担ってきた「根方街道」（現在はほぼ県道 22 号三島富士線）の沿道には、愛鷹山（100 選 No.２）の南裾の集落が数珠つなぎに形成され、道祖神などの石造物が多く残っています。

【課題】

・地域の歴史を伝える景観資源の保全、その周辺における一体的な景観の形成

・市の施策と連携した市街地や集落地の景観の維持

〔３〕駅や港を中心に形成されてきた市街地の景観

○沼津駅周辺の中心市街地の景観

・沼津駅周辺の市街地は、明治期に東海道本線沼津駅が開設されたことにより、近代都市の基礎が築かれ、昭和期の「戦災都市復興計画」により、市街地の整備拡張が行われ、道路が現在のように形作られてきました。

・近年、沼津駅周辺総合整備事業により、「プラサヴェルデ」などの拠点となる施設の建設、沼津駅北口駅前広場や道路の整備、宅地の造成などが進められており、まち並みは変化しています。

プラサヴェルデ

・各商店街では、個性や特色のある個店が数多く立地し、イルミネーションの装飾、イベントの開催などにより、賑わいの創出に取り組んでいます。

・中心市街地の一部では、老朽化に伴う空き店舗や低未利用地の増加等により、まちの魅力の低下が見られることから、リノベーションまちづくりによる空き店舗を活用した新たな魅力の創出や、新仲見世商店街のアーケード撤去による空間再編とその後の空間活用の取組などが進められています。

仲見世商店街

・「沼津アーケード名店街」は、戦後の日本で初めてのアーケード建築で、景観法が施行される前から美観地区（その後、景観地区に移行）として設定され、歩道上に建築物が張り出した特殊な形態が維持され、地域住民や商店主による美観を守る活動が行われてきました。建築物の老朽化に伴い建築物前面の統一感は失われつつありますが、歩道上の植栽による彩りの演出が見られます。

狩野川花火大会（市 HP）

・中心市街地に近接する中央公園や狩野川（100 選 No.13）では、日常的にスポーツやバーベキューなどを楽しむ人の姿が見られるなど、人と自然が調和した賑わいが見られます。

・「学園通り」（三枚橋岡宮線）、「リコー通り」（沼津停車場東沢田線）、「のぼりみち通り」（市道沢田線）は、歩道や街路樹が整備され、愛称とともに親しまれています。

・「蛇松緑道」（100 選 No.43）は、沼津駅と昔の沼津港とを結んでいた国鉄の廃線跡の一部を整備した閑静な住宅街の中

蛇松緑道（観光協会 HP）

にある緑道で、桜、アジサイ、藤などの植栽により緑豊かな景観を有し、地域の人々に親しまれています。

○港周辺の景観

・沼津港は、昭和初期に内港ができてから、海上輸送が活発化し、それに伴い周辺は港町として賑わい始めました。

・近年、沼津港とその周辺では、地域産業、海洋レクリエーションなどを核とした個性あるみなとづくりが進められ、多くの人が訪れ、賑わいのある景観を形成しています。また、水面越しの富士山と千本松原（100 選 No.18）、狩野川河口から広がる駿河湾と伊豆西海岸、大型展望水門「びゅうお」（100 選 No.98）からの 360 度の眺めといった本市の特徴ある自然景観も魅力となっています。

・戸田漁港とその周辺では、イヌマキをはじめとした植生豊かな御浜岬（100 選 No.29）、点在する歴史的建造物、海山の幸や温泉などの豊富な地域資源を活かして、魅力ある地域づくりを進めています。

沼津港飲食店街

○幹線道路・鉄道の車窓の景観

・東海道本線や御殿場線、東海道新幹線、東名高速道路、新東名高速道路、伊豆縦貫自動車道が通り、車窓から富士山や沼津アルプス（100 選 No.21）、駿河湾などの地域固有の景観を楽しむことができます。

・飲食店が建ち並ぶ「ぐるめ街道」（国道 246 号）をはじめ、市内外の多くの人が利用する幹線道路が多く通っています。

沼川の桜

・国道１号沿いには、市北西部において大規模集客施設の建設等により、賑わいのある景観が形成されています。また、春には、国道１号と平行に流れる沼川沿いに、白隠禅師に由来し「白隠さくら」と親しまれる桜が咲き誇り、車窓からの景観を彩ります。

・「新・日本街路樹 100 景」に選ばれた「東熊堂線のナンキンハゼ並木」をはじめ、緑化された道路では、樹種に連続性を持たせることにより、まとまりのある美しい景観が形成され、新緑や紅葉、花などにより四季を感じることができます。

○良好な住宅地の景観

・富士山の見えるまち、海の風が心地良いまち、山の緑に抱かれるまち等々、市内のほとんどの住宅地において、周辺の自然を感じることができます。

・中心市街地では土地区画整理事業が行われた地域が多く、比較的整然とした緑のある住宅地が形成されています。

・市街地では、開発等による土地の細分化やマンション化等が行われています。

・香貫山周辺では、「沼津香貫台住宅地緑化協定」、「香貫が丘緑地協定」が締結されており、緑豊かな住宅地が形成されています。

・東名高速道路のインターチェンジ周辺では、土地区画整理事業により、良好な居住空間の形成が進んでいます。

○工業地の景観

・足高地区の鉄工団地や工業団地は、大規模工場とその周辺の中小規模工場で構成されており、接道部の緑化等により周辺の景観との調和が図られています。

・中小規模工場が多く立地している片浜地区は、戸建て住宅や集合住宅などの小規模な開発が進んだことにより、住工混在地となっています。

○身近な公園・緑地の景観

・門池公園、大岡公園、高沢公園など、身近な公園・緑地は、緑豊かな景観を創出し、地域のシンボルや憩いの場として親しまれています。

門池公園

【課題】

・駅や港の周辺における、一定の秩序を持った賑わいを感じられるまち並み景観の形成

・道路や鉄道からの見え方に配慮した、建築物や屋外広告物の形態意匠の工夫

・建築物や工作物、屋外広告物の新設・改修における、周辺の景観への配慮

・空き店舗、空き家、空地を活用する際の周辺の景観への配慮

・公共事業を実施する際の、周辺の景観や眺望景観への配慮

〔４〕地域コミュニティ主体の景観まちづくり活動

【景観特性】

○暮らしに身近な空間の美化活動

ぬまづまちピカ応援隊

・概ね中学校区単位で結成された、「地区コミュニティ推進委員会」において、地域の景観形成及び魅力向上につながる様々なまちづくり活動が展開されています。

・道路、公園緑地などの公共施設において、清掃、植栽・花壇の手入れ、除草など、地域団体や事業者による積極的な美化活動が行われています。

・なかでも、老人会により 30 年以上続けられている「のぼりみち」の清掃活動、子ども会が中心となった下香貫の公園周辺の清掃活動は、その長年の功績が認められ、環境大臣賞を受賞しています。また、我入道の墓地や公園の清掃活動、戸田の花いっぱい活動は、県の環境衛生大会で表彰されています。

・まちなかの道路や公園、海沿いのビューポイントなどに、地域団体や事業所が管理する花壇があり、訪れる人をもてなしてくれます。上本通り沿いの花壇では、春先には河津桜のピンクの花が通行人を楽しませています。

○豊かな自然景観の保全活動

御浜海岸の清掃

・香貫山や御浜岬（100 選 No.29）をはじめ、観光客の多い地域では、地域住民による草刈りや清掃によって、美しい景観が保たれているところがあります。特に御浜海岸での中学生による清掃活動は 30 年以上続く伝統となっています。

・千本浜では、県、地域団体や市民活動団体、事業所などの参画によって、年間を通じて松原や海岸の清掃が盛んに行われています。また、海辺に花の咲く風景を復活させようと、市民活動団体や地域住民が、ハマエンドウやハマヒルガオの群生地を広げる活動を進めています。

・狩野川（100 選 No.13）では、ごみの少ないきれいな川を目指し、国が呼びかける「狩野川クリーンアップ大作戦」のほか、流域の地域団体が自主的な河川敷の清掃を行っています。

・浮島地区では、地域団体による、休耕田を活用したヒマワリ畑の管理、地域の景観の写真コンテストの開催など、次世代に美しい景観を残すための取組が行われています。
・井田地区では、事業者と地域住民によって、明神池の周囲に花ショウブや梅などの植栽が続けられています。
・門池公園では、地域団体や中学生による、清掃、植え込みの剪定、花植えなど、美化活動が実施されており、美しい景観の維持や地域コミュニティの交流につながっています。

門池公園の美化活動

・愛鷹運動公園内では、ＮＰＯ法人がヒノキの人工林の手入れを長年続け、森林公園として整備しました。
・ホタルの舞う里山風景を目指し、豊かな自然環境の保全の取り組んでいる地域が市内に複数あります。なかでも愛鷹広域公園（100 選 No. １）内の「沼津ホタルまつり」（100 選 No. 96）は 20 年以上続けられ、幻想的な風景を目の当たりにできます。

○歴史・文化の景観の保全活動

・「プチャーチンロード」や「白隠の里」（みち）は、地域に散在する歴史的建造物を結ぶ細道として、地域住民と協議しながら、景観に配慮して整備を行いました。
・大瀬まつり（100 選 No.61）は、地域団体や地域住民が主体となって継続されており、特徴的な歴史・文化を彩り、賑わいのある景観の創出につながっています。

整備された「白隠みち」

・興国寺城跡（100 選 No.38）や長浜城跡（100 選 No.50）は、公園施設として保全活用を図るとと も に、地域団体が主体となって、地域の歴史を伝えるイベントを開催しています。
・国史跡指定を目指す高尾山古墳（100 選 No.48）は、草刈りなど古墳の保護に市民活動団体が参加しています。
・沼津御用邸記念公園（100 選 No. 51）では、事業者と地域住民が一緒に清掃活動を行うなど、市民参画による庭園の維持管理が進められています。
・帯笑園（100 選 No. 47）では、地域住民や市民活動団体が育てた菊や桜草の展示が行われ、様々な植物が並び、人々が交流する様子から、東海道随一の名園と謳われた往時に思いを馳せることができます。

○景観への関心を高める活動

・小学校の社会科のカリキュラムとして、原地区の景観について、講座とフィールドワークによる学習を実践するなど、子どもを対象とした「景観まちづくり学習」に取り組んでいます。

・金岡地区では、「ぬまづの宝 100 選」の取組を発展させて、地域住民の発意で「金岡の宝 50 選」が選定され、紹介が始められました。

○官民連携で公共空間の魅力を高める活動

・リノベーション手法を用いたまちづくりの啓発や、人的ネットワークの形成、公共遊休資産の活用検討など、民間主導の公民連携型リノベーションまちづくりを推進しています。

・沼津仲見世商店街（100 選 No. 87）では、週末の定期的なイベントの開催のほか、地域団体と事業者、市が連携した空き店舗対策により、まちの賑わいを創出しています。

・新仲見世商店街では、商店街と市が連携して、歩行者専用道路を活かした、居心地の良い空間づくりが進められています。

道路上への休憩施設の設置

・狩野川右岸階段堤「かのがわ風のテラス」では、国、市及び地域団体が協力して、オープンカフェやイベントなどを実施し、水辺の風景を活かした賑わいづくりを行っています。

・旧「少年自然の家」など公共施設のリノベーション、中央公園の再整備に向けた検討など、市民や事業者の参画により、立地環境を活かした、賑わいや交流を生む公共空間づくりが進められています。

「かのがわ風のテラス」

【課題】

・様々なまちづくり活動と連携した、市民や事業者が主体の景観まちづくり活動の継続

・公共空間における賑わいの創出に取り組む団体への支援の検討

・地域の取組状況や市民のニーズに応じた景観計画の改定

・都市計画、観光、文化財など、他の施策と連携した地域の景観形成

・景観に関する情報提供や表彰制度による、景観まちづくり活動の促進と市民の関心の向上

・子どもや事業者に対する景観について考える機会の充実

・市民や事業者の参画による、まちの魅力となる公共施設の整備や管理

・「沼津市景観計画」や「沼津市都市空間デザインガイドライン」に沿った、官民連携によるまち並み空間の実現

参考：ぬまづの宝 100 選（平成 23 年選定、令和5年改選）

「ぬまづの宝 100 選」とは、市民の皆さまから「私の沼津の自慢」をお寄せいただき、本市の豊かな自然、歴史、産業、文化など魅力ある地域資源の中から、100 項目を「ぬまづの宝」として選定したものです。

良好な景観形成にあたっては、地域の人々が自慢できるもの、記憶に残るものを大切にして空間をデザインすることが重要です。それにより地域や本市への誇り、愛着の醸成へとつながっていくことが期待できます。

沼津から見る富士山（100 選 No. 22）

らららサンビーチ（100 選 No. 93）

我入道の渡し船（100 選 No. 64）

沼津港と大型展望水門「びゅうお」

（100 選 No. 98）

沼津の湧水群（100 選 No. 25）

御成橋（100 選 No. 34）

２　景観計画区域等

１）景観計画区域

景観法第８条第２項第１号で定める景観計画の区域の設定は、次のとおりとします。

沼津市域には、駿河湾越しの富士山（100 選 No.22）や狩野川（100 選 No.13）などの良好な自然景観、御用邸記念公園（100 選 No.51）や旧東海道の道筋などの趣きのある歴史・文化の景観、さらに市街地整備や都市施設等の整備による美しいまち並み景観が市域各所に見られます。

一方、建築物、工作物、屋外広告物の形態意匠の多様化等により、まち並みの統一感や、貴重な景観資源が喪失する恐れがあり適切な対応が求められます。また、沼津駅周辺総合整備事業が推進されるなど、市街地のまち並み景観は今後も変化を続けていくことが想定されます。

このように本市には多くの景観要素を有するとともに、景観形成上対応すべき課題が市内各所に見られることから、**市域全域を景観計画区域**として設定し、より良好で潤いのある景観形成を進めていくこととします。

２）景観形成重点地区

沼津駅周辺総合整備事業などの進捗に配慮し、適切な景観づくりを進める必要がある**「沼津駅周辺地区」**、地域の歴史的資源を活かした積極的なまちづくりが進められている**「白隠のみち地区」**、活気ある魚市場らしい景観づくりが進められている**「沼津港周辺地区」**、JR 東海道線や県道原停車場線の改修事業により、適切な景観づくりを進める必要がある**「原駅前地区」**及びロシアとの友好の歴史に関わる建築物や良好な自然景観を維持・向上・継承していく必要がある**「戸田港周辺地区」**については、特に先導的かつ重点的に景観形成を図るため、景観形成重点地区に位置づけることとします。

■景観計画区域図

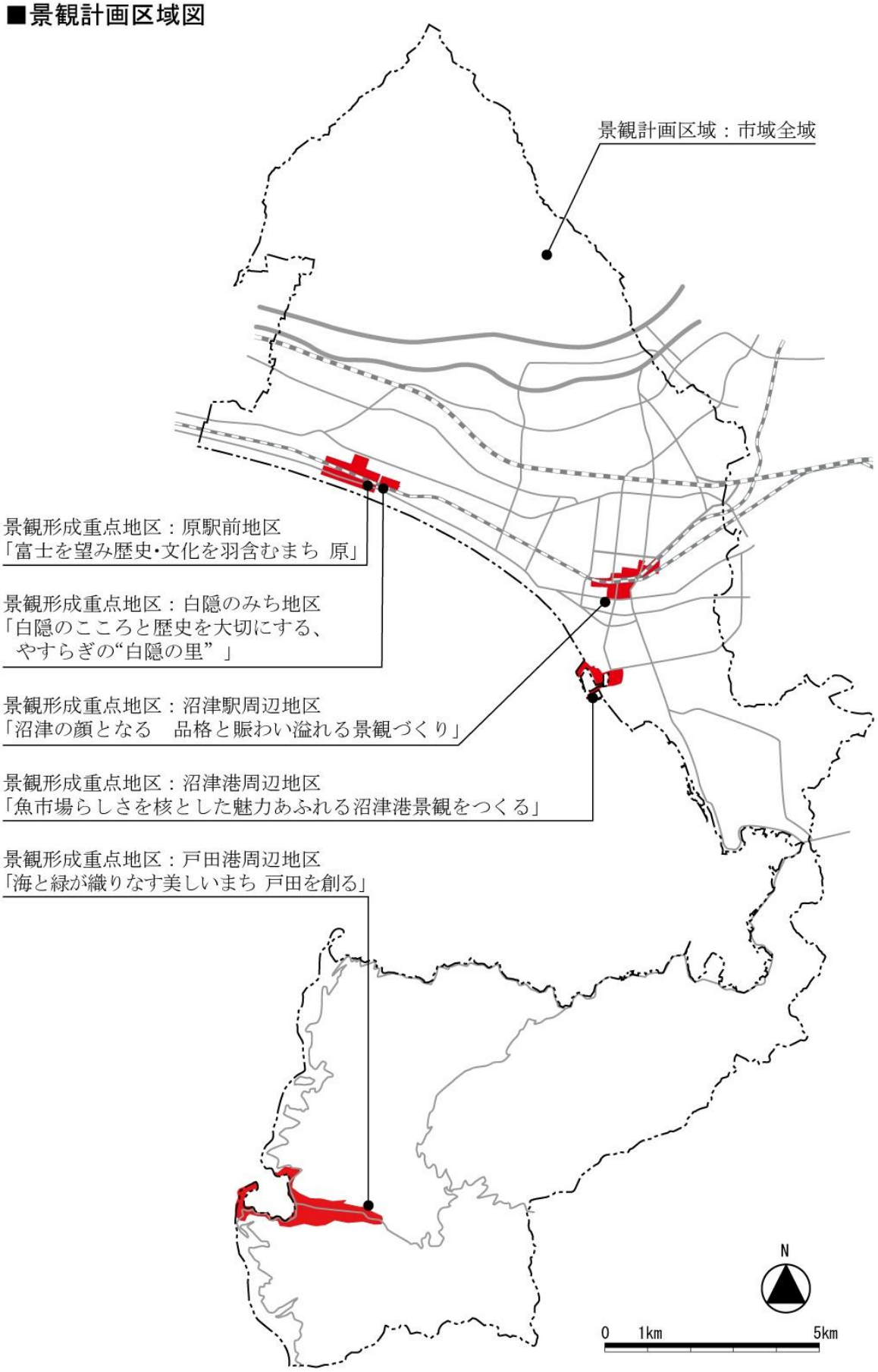
景観計画区域：市域全域
景観形成重点地区：原駅前地区
「富士を望み歴史･文化を羽含むまち 原」
景観形成重点地区：白隠のみち地区
「白隠のこころと歴史を大切にする、
やすらぎの“白隠の里”」
景観形成重点地区：沼津駅周辺地区
「沼津の顔となる　品格と賑わい溢れる景観づくり」
景観形成重点地区：沼津港周辺地区
「魚市場らしさを核とした魅力あふれる沼津港景観をつくる」
景観形成重点地区：戸田港周辺地区
「海と緑が織りなす美しいまち 戸田を創る」
N
0
1km
5km

３　良好な景観の形成に関する方針

景観法第８条第３項で定める良好な景観の形成に関する方針は、次のとおりとします。

１）景観形成方針の構成

本市の景観形成の方針は、市域全域で共通する方針、特に地域の景観特性にあわせて景観形成を進めるための景観形成重点地区の方針、さらに良好な眺望景観を保全するための眺望景観の方針で構成されます。

良好な景観の形成に関する方針

市域の景観形成方針

・市域全域で共通する景観形成の方針

景観形成重点地区の景観形成方針

・地域の景観特性にあわせて景観形成を進めるための方針

…沼津駅周辺地区、白隠のみち地区、沼津港周辺地区、原駅前地区、戸田港周辺地区

眺望景観の保全方針

・本市の代表的な眺望景観の保全を図るための方針

…アクアプラザ遊水地、白隠のみち、門池、香貫山、千本浜海岸、沼津港大型展望水門　びゅうお、牛臥・島郷・志下海岸、発端丈山、大瀬崎（吟道の碑付近）、煌めきの丘、出逢い岬、金冠山、達磨山、御浜岬（健康の森）、御浜岬灯台

２）市域の景観形成方針

（１）景観形成方針の体系

総合計画や都市計画マスタープランの将来像や目標を踏まえ、景観形成の目標を次のとおり掲げます。

緑と水とまち並みの美しい沼津を創る

～このまちに暮らす人々が創り上げてきた、
富士山や駿河湾と調和した美しい景観を、市民の誇りとして育み、未来に伝える～

景観の特徴、課題を踏まえ、景観形成の目標を実現するための方針の構成は以下に示すとおりとします。

方針 1

富士山眺望の保全と美しく親しみやすい水辺の景観づくり

富士山のビューポイント、海、河川、湖沼の景観を保全・活用します。

方針 2

緑の豊かさや大地の恵みを感じる景観づくり

市街地の背景となる山地、丘陵地、農地の景観を保全・活用します。

方針 3

歴史・文化を感じる風景を活かした景観づくり

文化財、地域の資源、歴史ある道と一体となった景観を形成します。

方針 4

賑わいを感じる市街地の景観づくり

駅や港、幹線道路の周辺では、賑わいのある景観を形成します。住宅地や工業地では、心地よく過ごせる景観を形成します。

方針 5

地域ぐるみで取り組む景観づくり

住民や事業者の景観への関心を高め、協働の景観まちづくり活動を推進します。

（２）景観形成の方針

本市の景観形成方針は以下に示すとおりとします。

〔１〕富士山眺望の保全と美しく親しみやすい水辺の景観づくり

【富士山の優れた眺望の保全】

・公共事業の際には眺望スペースの確保に努めるなど、富士山を活かした景観形成に努め、郷土愛や地域への誇りの醸成、観光交流の促進につなげます。

・美しい富士山の姿を一層際立たせるため、良好な眺めを阻害しないよう建築物や工作物の形態意匠の誘導や屋外広告物の規制誘導等に努めます。

・代表的な富士山の眺望景観については、後掲「４）眺望景観の保全方針」のとおり、保全に努めます。

【松原の緑豊かな海岸の景観の保全】

・狩野川河口から富士市にかけて広がる千本松原（100 選 No.18）では、都市公園の適切な管理、風致地区、保安林の指定、住民と協力した森林整備活動により、青々と続く松林の景観を保全します。

・沼津御用邸記念公園（100 選 No.51）とその周辺は、皇室に親しまれた風光明媚な環境を残し、伝えるため、都市公園の適切な管理、風致地区として建築物の建築等を制限することにより、海岸線、牛臥山、松林、自然植生の自然環境を保全します。

・民間団体や地域住民等との連携・協働により、良好な海岸景観の形成と海岸景観の保全と修景を図ります。

【変化に富んだ海岸の景観の保全・形成】

・内浦～戸田の海岸は、富士箱根伊豆国立公園の区域に指定されており、官民連携による適切な管理によって、大瀬崎のビャクシン樹林（100 選 No.11）、海岸の背後の緑、良好な水質の海水浴場やダイビングスポットなどの貴重な自然環境を保全します。

・内浦三津や大瀬崎（100 選 No.11）の民宿等が集積する地域では、周辺の自然環境と調和した屋外広告物、建築物の形態意匠の誘導などにより、美しい海を眼前にリフレッシュできる空間の創出を図ります。

大瀬崎のビャクシン樹林

・御浜岬（100 選 No.29）は、イヌマキや松などの緑の育成、住民主

体の清掃活動の推進、老朽化施設の修景、屋外広告物の整序などにより、美しい自然を楽しめる場づくりを進めます。

・井田の明神池とその周辺は、植生や動物を含む自然環境の保全、散策道の修景に努めます。

・海上についても、国や県と連携し、洋上風力発電施設などの大規模な人工物の設置を規制誘導することにより、本市の重要な景観資源として保全に努めます。

・駿河湾を隔てて市内でも互いに眺め合う対象でもあることを意識し、大規模な行為を適切に規制・誘導し、一体感のある海岸の良好な景観形成を図ります。

【広く親しまれる河川・湖沼の景観の保全・形成】

・狩野川（100 選 No.13）は、水辺の環境保全、河川護岸の修景、緑地や遊歩道の適切な管理により、市街地の潤いやオープンスペースの軸となる景観を形成します。河川沿いの建築物は、河川に面する場所へのオープンスペースや植栽の配置などにより、河川と一体となった開放的な景観を形成します。

狩野川緑地（市 HP）

・狩野川（100 選 No.13）にかかる橋は、河川の魅力を高めるものとして適切に管理するとともに、ライトアップにより、水辺を彩る美しい夜間景観を創出します。

・黄瀬川では、水辺の環境保全とともに、公園や緑地の適切な管理により、親しみやすい空間をつくります。

・沼川では、水辺の環境保全とともに、桜並木を地域の特徴となる景観資源として保全します。

御成橋ライトアップ

・その他の河川も、排水処理などにより、きれいな川を維持し、身近な水辺として、地域特性にあわせた修景に努めます。

・門池（100 選 No.12）は、公園の適切な管理、地域団体や事業所と連携した利活用により、1 年を通じて季節の花が楽しめ、地域の魅力増進の核となる美しい水辺の景観を形成します。

・香貫用水では、現在も、地元住民と連携した施設の維持管理や、大学の学生も交えたワークショップも行われ、保全・活用する景観形成の取り組みが行われています。

〔２〕緑の豊かさや大地の恵みを感じる景観づくり

【市街地に近接する沼津アルプスの景観の保全】

・香貫山は、都市公園の適切な管理、風致地区、保安林の指定、住民主体の清掃活動の推進、老朽化施設の修景などにより、本市のシンボルとして親しまれている、良好な自然景観を保全します。

・徳倉山は、風致地区の指定により、市民の身近な里山として親しまれている自然環境を保全します。

・鷲頭山、大平山は、保安林の指定により、適切に森林を管理します。

沼津アルプス

【市街地の背景となる緑の景観の保全・形成】

・愛鷹丘陵及び西浦の山裾は、周囲の市街地、集落の後背斜面として緑豊かな景観を形成しており、各種法令等の規制誘導により、保全に努めます。開発等に際しては、周囲の斜面緑地との調和など景観保全に配慮します。

・愛鷹運動公園・広域公園（100 選 No. １）は、周辺の緑豊かな自然環境に配慮した公園施設の整備や管理、県や民間事業者との連携により、より多くの人に利用される空間としていきます。

茶畑

・愛鷹山（100 選 No. ２）の茶畑、西浦のみかん畑、北山の棚田（100 選 No. 14）は、農耕振興を図り農地としての利用継続に努めるとともに、農業施設や屋外広告物などの人工物が良好な景観を阻害しないよう、配置や形態意匠の誘導を図ります。

【遠景を構成する山麓の景観の保全】

・市域を取りまく愛鷹山系、達磨山山系の山並みは、ふるさとの景観を構成する重要な要素であり、事業所等と協力した森林整備活動や、各種法令等の規制誘導により保全します。

・市民の森は、広大な森林を適切に管理し、金冠山（100 選 No. 15）の北側斜面の緑を保全します。また、キャンプ場の施設を適切に管理し、家族で自然体験を楽しめる場所として活用します。

【広がりのある田園・湿地の景観の保全】

井田地区の水田

・浮島地区、大平地区、井田地区などの水田地帯では、農地の適切な維持・保全とあわせ、農業施設等の整備の際は景観に配慮します。また、住宅地は、既存樹木の保存や生垣化などの緑化に努め、山並みや農地と調和した自然豊かな景観を保全します。

・歌川広重の浮世絵にも描かれている浮島ヶ原（浮島沼）は、環境保全活動等の推進により、湿地帯としての貴重な自然環境を保全し、自然と親しみ、学ぶ場として活用します。

・浮島地区の根方街道沿いに点在する湧水（100 選 No.25）は、水に親しむ場所として保全し、水めぐりの散策などに活用します。

・土地利用の転換が図られる場合、農地や山林と調和するよう建築物や工作物の形態意匠を誘導します。

【再生可能エネルギー発電施設の景観への配慮】

・太陽光発電施設や風力発電施設の設置に関し、形態、意匠、色彩等について制限し、周辺との調和や眺望の保全など景観に配慮した規制誘導を行います。

〔３〕歴史・文化を感じる風景を活かした景観づくり

【貴重な文化財の景観の保全・形成】

・沼津御用邸記念公園（100 選 No.51）は、計画的な整備により国の名勝にふさわしい景観の保全と活用を進めます。皇族が利用された沼津駅から御成橋（100 選 No.34）を通って御用邸に至る道路沿いでは、皇室ゆかりの庭園巡りツアーの推進に寄与するよう、建築物や屋外広告物の形態意匠の誘導により、周辺の自然景観と調和した、良好なまち並みを形成します。

松城家住宅

・興国寺城跡（100 選 No.38）、長浜城跡（100 選 No.50）などの史跡、高尾山古墳（100 選 No.48）は、本市の重要な歴史的景観資源として保全するとともに、歴史と触れ合う環境を整備し、観光交流や学習に活用します。

・松城家住宅（100 選 No.54）、安田屋旅館（100 選 No.55）などの歴史的建造物は、特徴的な外観を保全し、その周辺では、建築物や屋外広告物等の形態意匠や高さの誘導により、歴史的な風情が感じられる景観を形成します。

長浜城跡

【地域の歴史を感じる資源の景観の保全・形成】

・各地の社寺は、祭りなどの伝統行事の舞台にもなることから、風情のある建築物や緑のオープンスペースの保全に努め、その周辺は、建築物や屋外広告物等の形態意匠の誘導により、落ち着いた雰囲気を持つ景観を保ちます。

日枝神社

・大平地区の石神・石仏群（100 選 No. 9）は、個性ある地域資源として保全し、地区内の寺院も含め、回遊による賑わい創出や郷土学習に活用します。

・富士山や千本松原（100 選 No.18）をはじめ、美しい自然の景色が眺められることから、若山牧水（100 選 No.76）や井上靖（100 選 No.58）などの多くの文人がその景色を愛し、沼津のことを描いた作品を残しています。市内各地にある文人ゆかりの文学碑などのモニュメントやその周辺は、適切な管理、周辺の自然景観の保全により、うたわれている情景に配慮します。また、歩道の適切な管理により、点在する景観資源を結びつけ、観光交流資源として活用します。

・文学館、博物館などの文化施設は、特徴ある建築物や植栽の適切な管理により、親しみや

すい雰囲気を醸成するとともに、その周辺は、建築物や屋外広告物等の形態意匠の誘導や緑化により、落ち着いた雰囲気を持つ景観を形成します。

・ランドマークとなる樹木、地域の歴史・文化を伝える樹木は、長い時間をかけて成長してきた景観資源であり、将来にわたり保全します。

・沼津垣（100 選 No.70）など、地域固有のデザインや樹種を景観形成に活用し、地域の自然・歴史・文化を後世に伝えていきます。

・沼津市内には、伊豆半島が海底火山だった時代に、溶岩や海底に降り積もった火山灰により形成された「伊豆石」を使用した石蔵などの建造物が多く点在しています。伊豆石は、日本の近代史上重要な事業に大量に使用され、伊豆半島の石材産業史の重要性を後世に伝えています。（100 選 No.32）

【旧街道の沿道の景観の保全・形成】

・旧東海道の景観資源が散在する地域では、既存の景観資源の保全、回遊性を高めるサイン整備などにより、良好な景観形成と観光振興を一体的に推進します。

・原地区の「白隠のみち」周辺では、後掲「３）景観形成重点地区の景観形成方針」のとおり、白隠禅師ゆかりの歴史資源を大切にし、住民と来訪者にやすらぎを感じさせる景観を形成します。

・原駅前地区では、後掲「３）景観形成重点地区の景観形成方針」のとおり、富士山の眺望、宿場町などの歴史・文化を大切にし、本市の西部拠点にふさわしいまちづくりを進めます。

・根方街道の道筋では、道祖神などの石造物の歴史的な景観資源の保全と活用、住環境の維持向上、本市名産のお茶（100 選 No.99）を活かした地域活性化により、特徴ある集落地景観を保全します。

〔４〕賑わいを感じる市街地の景観づくり

【沼津駅を中心とした魅力ある景観の形成】

・沼津駅周辺の土地区画整理事業が行われる区域とその周辺では、中心市街地におけるまちづくり施策と協調しながら、後掲「３）景観形成重点地区の景観形成方針」のとおり、沼津の顔にふさわしい魅力と賑わいのある景観の形成を推進します。

・沼津駅周辺地区の区域においては、建物更新や共同化等が行われる際に、「沼津市都市空間デザインガイドライン」に沿って、建築物低層部を開放的な形態意匠とするなど、建築物内部の賑わいが周辺ににじみ出るよう工夫し、地域の魅力をさらに高めます。

・七通線、各商店街通りなどの主要な通りでは、通りに面した緑化、景観重要公共施設としての整備方針及び占用の許可の方針の検討、日常的な公共空間活用や、イベントの開催などにより、良好な景観形成と地域活性化を一体的に推進します。

・日本初の防火建築・共同建築様式による商店街である沼津アーケード名店街は、景観地区に指定されていることから、今後も良好な景観に配慮し、賑わいや回遊性を向上させる空間としての魅力を高めます。

・蛇松緑道（100 選 No.43）は、沼津駅周辺と沼津港周辺を結ぶ緑道として、植栽や照明の適切な管理などにより、居心地が良く歩いて楽しい身近な緑の空間とします。

・狩野川沿いの住宅地では、周辺と調和する建築物の形態意匠の工夫、川に面する敷地の緑化により、水辺の魅力を活かし、風格とゆとりを感じさせる景観を形成します。

・平安時代から 900 年以上の歴史がある沼津日枝神社（山王さん）（100 選 No.53）に続く山王通りは、道路附属物、建築物、屋外広告物などの形態意匠の工夫により、中心市街地にありながら歴史的な雰囲気を感じられる空間づくりに努めます。

・狩野川（100 選 No.13）について、多様な主体による河川敷地のさらなる活用により、快適さや賑わいを感じられる空間づくりを進めます。

・新たに整備される高架構造物等は、周辺景観との調和に配慮した整備を推進します。

【港を活かした賑わいのある景観の形成】

・本市の代表的な観光地でもある沼津港周辺では、後掲「３）景観形成重点地区の景観形成方針」のとおり、魚市場らしさを核とした賑わいのある空間をつくります。

・戸田港周辺では、後掲「３）景観形成重点地区の景観形成方針」のとおり、産業振興、歴史的建造物の保存や活用などにより、美しい海と港町の風情を感じさせる景観を保全します。

【周辺と調和する沿道商業・業務地の景観の形成】

・国道１号、414 号、沼津インター線などの幹線道路沿いの商業・業務地は、建築物の規模が比較的大きいことから、自動車利用者だけでなく、地域住民にも親しまれるよう、地区計画の活用、建築物や屋外広告物の形態意匠の誘導、緑化により、良好な市街地の景観を形成します。

【来訪者をもてなす幹線道路や鉄道及びその周辺の景観の形成】

・東海道本線や東名高速道路などの広域交通ネットワークを形成する道路や鉄道の周辺では、車窓からの眺めがまちのイメージと結びつくことを意識し、建築物の形態意匠の誘導、屋外広告物の規制強化などにより、本市の豊かな自然や富士山眺望（100 選 No.22）などの魅力的な景観を損ねないよう配慮します。

七通線

・主要な公共施設や観光交流の拠点を結ぶ道路は、案内サインの整備や管理、緑化などにより、わかりやすく快適な空間をつくります。

・市街地の主要な幹線道路は、道路の新設や拡幅等に併せた無電柱化などにより、安全で快適な歩行空間の創出、富士山への見通しの確保に努めます。

永代橋（県 HP）

・自転車走行区間を整備する際、景観形成重点地区内の道路など、景観への配慮が必要な箇所においては、目立ち過ぎないよう彩度を抑えた色彩や形態を検討するなど、景観面への影響を考慮します。

・道路・橋梁の整備にあたっては、庁内体制の整備や専門家等との連携により、周辺景観と調和し、快適で潤いのある道路景観の形成を推進します。

【落ち着いた住宅地の景観の形成】

・住宅地では、建築物の外観は低彩度色とするなど、落ち着いた形態意匠の誘導や緑化により、山・川・海・緑などの自然と調和する、良好な住環境を形成します。

・空き家や空き地が増えている地域では、放置されている空き家に関する対策を推進し、良好な景観形成に努めます。

・土地区画整理事業等により計画的に整備された住宅地では、良好な景観の維持、向上のため、地区計画、建築協定、緑地協定の活用により、それぞれの地域の特性にあった建築物や工作物の形態意匠の誘導や緑化の推進を図ります。

・沿岸部では、総合的な防災・減災対策により安全安心なまちづくりを進め、周辺の景観との調和にも配慮した漁村の風情が感じられるまち並みの維持に努めます。

【地域に溶け込む工業地の景観の形成】

・愛鷹山麓の工業団地では、敷地内や接道部の緑化、建築物の形態意匠の工夫などにより、背景となる丘陵地と調和した緑豊かな景観を形成します。

・片浜地区の工業地では、住宅地、幹線道路からの見え方に配慮した緑化や建築物の形態意匠の工夫により、良好な景観を形成します。

・住宅地や農地に隣接する工業地では、無機的で圧迫感のある景観とならないよう、周辺の景観との調和に配慮し、緑化や形態意匠を工夫します。

【公園・緑地による身近な緑の景観の形成】

・公園・緑地は、計画的な整備、適切な管理、地域住民との協働により、市街地の緑とオープンスペースの充実を図ります。また、その周辺では、接道部の緑化などにより、公園・緑地と一体となった安らげる景観を形成します。

・設置管理許可制度やＰａｒｋ－ＰＦＩを活用し、民間事業者による施設整備を行う際は、良好な景観に十分配慮した配置や形態意匠とします。

【良好な公共建築物の景観の形成】

・公共建築物は、周辺環境と調和した整備、地域の歴史や特徴を象徴するものをモチーフとしたデザインの工夫、休憩や交流に利用できるオープンスペースの確保、緑化などにより、地域の良好な景観形成を先導します。

・沼津市が所管する公共施設は、静岡県が定める「ふじのくに色彩・デザイン方針（社会資本整備）」を準用して施設の色彩・デザインを検討することを基本とし、合理的かつ良好な空間形成に寄与します。

〔５〕地域ぐるみで取り組む景観づくり

【市民等が行う景観まちづくり活動の支援】

・身近な空間の清掃や緑化、景観に配慮した屋外広告物の掲出など、日々の暮らしやなりわいに根ざした地道な活動も、良好な景観形成につながっています。このことを市民や事業者が認識し、景観への関心を深めるよう促すとともに、現在行われている景観を育む活動の継続を支援します。

まちなか花壇

・景観資源を活かしたイベント、自然環境の保全活動、地域の歴史を伝える活動など、景観を切り口としたまちづくり活動に取り組む団体の登録・認定制度の整備を進め、その団体が行う活動に対して、専門家派遣、活動の場や発表の機会の創出など、支援を充実させます。

【景観まちづくりに対する関心の向上】

・本市において魅力ある景観資源は、市民の地域への愛着や誇りを育むとともに、重要な観光資源や教育における教材になります。したがって、より多くの人に景観に関心を持ってもらうため、観光をはじめ、教育、健康づくりなど、他分野と景観をからめながら、良好な景観資源や景観まちづくり活動の情報発信、地域の景観に触れる機会の創出に取り組みます。

【子どもを対象とした景観まちづくり学習の推進】

・幼少期から景観への関心を高めることは、将来の景観まちづくり活動参加への土台となります。また、子どもを通じて保護者や地域住民に対する関心喚起にも繋がります。出前講座の実施や学校の授業等を通じて、子どもたちが楽しんで取り組めるような景観まちづくり学習を推進します。

景観まちづくり学習（県 HP）

【官民連携による魅力的な公共空間づくりの推進】

・「沼津市景観計画」や、「沼津市都市空間デザインガイドライン」の活用などにより、官民がビジョンを共有し、既存の地域資源を活かし、多様な人を惹きつけ、いきいきと活動する人の姿が見られる公共空間づくりを推進します。

■沼津市景観形成方針図

1 富士山眺望の保全と美しく
親しみやすい水辺の景観づくり
松原の緑豊かな海岸の景観の保全
変化に富んだ海岸の景観の保全・形成
広く親しまれる河川・湖沼の景観の保全・形成
2 緑の豊かさや大地の恵みを感じる景観づくり
市街地に近接する沼津アルプスの景観の保全
市街地の背景となる緑の景観の保全・形成
遠景を構成する山麓の景観の保全（ 稜線）
広がりのある田園・湿地の景観の保全
3 歴史・文化を感じる風景を活かした景観づくり
貴重な文化財の景観の保全・形成
旧街道の沿道の景観の保全・形成
4 賑わいを感じる市街地の景観
づくり
沼津駅を中心とした
魅力ある景観の形成
港を活かした賑わいのある
景観の形成
周辺と調和する商業・
業務地の景観の形成
来訪者をもてなす幹線
道路・鉄道の景観の形成
落ち着いた住宅地
の景観の形成
地域に溶け込む
工業地の景観の形成
公園・緑地による
身近な緑の景観の形成
原駅
沼津駅
香貫山
沼津港
戸田港
N
0
1km
5km

３）景観形成重点地区の景観形成方針

（１）沼津駅周辺地区の景観形成方針

①沼津駅周辺地区の区域

沼津駅周辺地区は、本市の中央の玄関口となるＪＲ沼津駅を中心に、駅の南北には商店街や商業店舗、業務施設が集積する重要な地区です。

本地区では、鉄道高架事業や土地区画整理事業などの沼津駅周辺総合整備事業が本格展開を迎えることから、「沼津市中心市街地まちづくり戦略」を定め、車中心からヒト中心の空間に再編することで、ヒトが居心地よく過ごし、快適に回遊できる魅力的なまちづくりを進めています。

今後、ヒト中心の公共空間の創出に向け、段階的に再編整備を進めていきますが、公共と民間とが互いに連携・調和を図りながら、統一感のある質の高い都市景観を創り上げ、まちの活性化を推進していく必要があります。

このようなことから、沼津駅周辺地区を次のように設定し、地区の景観形成の方針等を定めることとします。

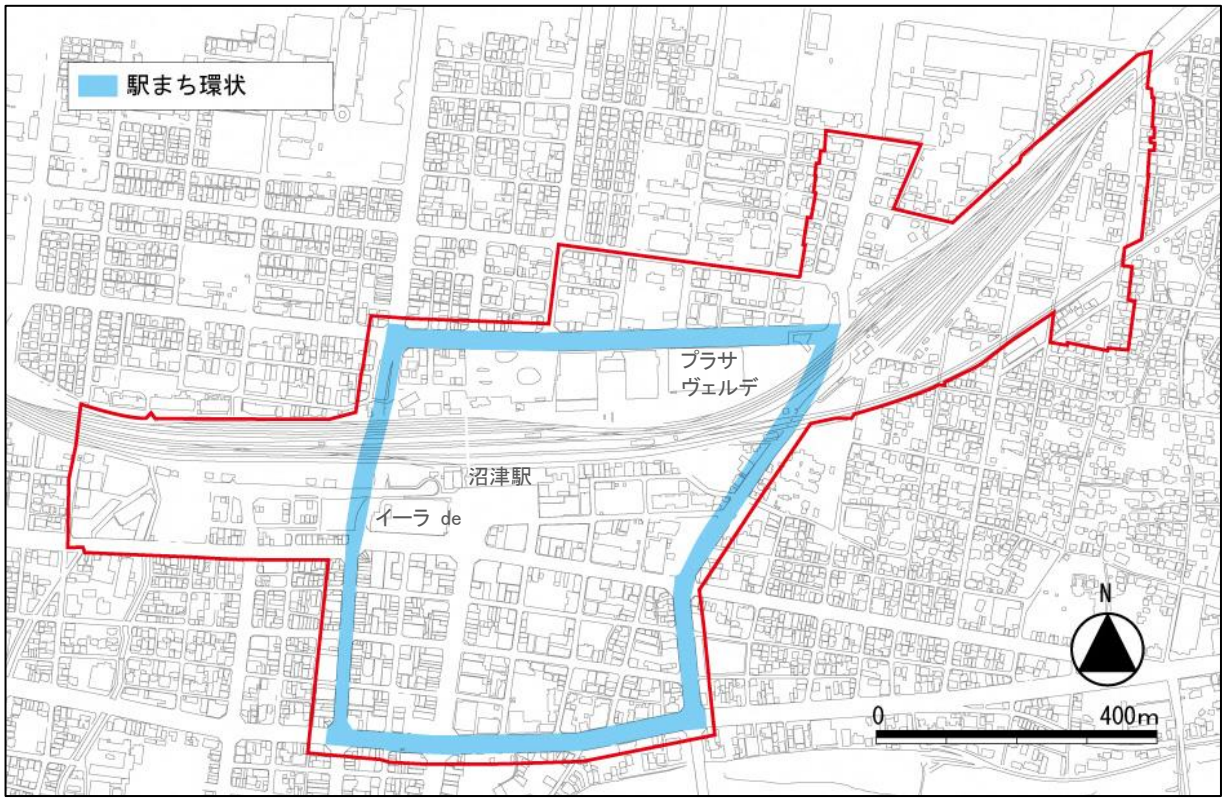

沼津駅周辺地区　区域図

地区の区域は、沼津駅周辺総合整備事業により面的整備等が行われる区域及び「沼津市中心市街地まちづくり戦略」に定める「駅まち環状」の内側の区域等を含む区域とします。

②地区景観形成の目標

本地区の景観づくりを進める基本目標は、以下のとおりとします。

沼津の顔となる　品格と賑わいあふれる景観づくり

自然環境や住環境と調和した統一感のある質の高いまち並みの形成を図るとともに、多くの人々が暮らし、滞在やまち歩きを楽しみ、賑わいあふれる景観の創出に努めることにより、県東部地域の拠点都市として、また沼津の玄関口としてふさわしい景観づくりを進めます。

③地区景観形成の方針

本地区の景観形成方針は以下に示すとおりとします。

〔１〕沼津の顔となる景観づくり

【沼津駅を中心とした景観づくり】

沼津駅及び駅前広場は、交通結節点であり、まとまった広場空間を有する本市の玄関口です。周辺の商業施設と連携し、空間を有効活用するなど、市民や来訪者の滞在、交流の拠点となることを目指します。また、ユニバーサルデザインに配慮し、緑やゆとり空間を確保できるよう整備するとともに、公共的な空間の管理、清掃などを継続し、美観の維持・向上を図ります。

サイン・街灯・交通標識は、一体型にするなど、周辺との調和と視認性に配慮し、煩雑にならないよう改修などを推進します。

沼津駅及びその周辺街区の建築物等については形態、意匠、色彩等に配慮し、周辺との調和に努め、とりわけ広場空間に面する建築物等については、広場とのつながりやまちの回遊を意識した設え、配置となるよう努めます。

【景観軸の景観づくり】

主な幹線道路を景観軸として位置づけ、景観軸の沿道建築物等は、周辺の環境との調和や形態、意匠、色彩などに配慮し、統一されたデザインのもと、まちなかを歩く楽しさを感じられる、県東部地区の拠点としてふさわしいシンボル的な景観の形成に努めます。

また、低層部には商業利用を誘導するとともに、地先空間の活用や屋外広告物の適切な誘導を図り、ふと足を止めてみたくなるような魅力ある空間づくりに努めます。

歩行者の主な回遊動線となる通りでは、駐車場の出入口の設置を避けるなど、歩行環境の改善と滞留空間の整備に努めます。

駅まち環状沿道の建築物や公共空間については、形態、意匠、色彩等に配慮し、歩行者

を含め多様な利用者にとって、まちの入り口を感じさせるような景観づくりに努めます。

【高架下空間と鉄道沿線の景観づくり】

ＪＲ東海道本線及び御殿場線の高架下の空間は、賑わいを創出する機能の導入など、有効利用を図ります。高架構造物は、周辺のまち並みとの調和に配慮して整備を促進します。

また、ＪＲ東海道本線及び御殿場線の沿線については、電車車両から良好なまち並み景観を見ることができるよう、建築物の形態、意匠、色彩や屋根形状などに配慮するとともに、屋外広告物についても適切な誘導に努めます。

〔２〕賑わいのある景観づくり

【商店街の景観づくり】

商店街は、空き店舗の有効活用を図るとともに、建築物や店舗看板については、統一感と連続性のあるまち並み景観を創出するため、適切な形態、意匠、色彩となるよう努めます。

また、まちなかの賑わいの中心となる景観を創出するために、ショーウィンドウの設置等による開放感のあるデザインの工夫や、地先での商品やサービスの提供、イベントの開催など、来訪者、商店者を含めた盛んな交流が生まれる、個性と魅力ある商店街づくりに努めます。

さらに、緑化の推進、放置自転車対策など、具体的施策の展開に努めます。

【夜間景観の演出】

駅前広場、主な幹線道路などについては、歩行者動線の安全確保に配慮するとともに、本市の玄関口、中心市街地としてふさわしい夜間景観の演出に努めます。

また、商業等店舗については、ショーウィンドウの演出、シースルーシャッターの設置など、閉店後のまち並み景観についても向上を図るよう努めます。

〔３〕周辺環境と調和したまち並みづくり

【良好な住宅地景観の創出】

住宅地については、建築物の形態、意匠、色彩に配慮するとともに、敷地内の樹木の植栽やオープンスペースの設置などを推進し、緑のある落ち着いたまち並み景観の創出に努めます。

住宅地の街路などについては、歩行者の安全性の向上を図るよう交差点部などの処理に配慮するとともに、住宅地景観と調和した道路景観の創出に努めます。

【ユニバーサルデザインに配慮した空間整備】

だれもが安心して快適にまちを行き交うことができるよう、ゆとりある歩行者空間の確保、誘導ブロックの設置、段差の解消、分かりやすい案内・サインの設置など、ユニバーサルデザインに配慮した空間づくりを推進します。

【緑地空間の創出】

沼津駅周辺総合整備事業による公園やポケットパークの設置の他、道路等公共空間への植栽、民地や駐車場内の道路に面する部分の植栽などにより、環境負荷低減にも貢献するまちなかの形成に向けて、豊かな緑地空間の創出を推進します。また、歩行者の多い街路で使用する什器等は、緑と調和し、温かみを感じる材質の使用に努めます。

【サイン・案内板の意匠の統一】

公共のサイン・案内板については、有事の際の避難誘導も意識しつつ、だれもが容易に利用することができるよう、文字の大きさや設置位置、形態、意匠、色彩などの統一に努めます。

〔４〕市民・事業者・行政の協働による景観づくり

【市民、事業者、行政の協働による景観づくり】

市民・事業者・行政は、連携して魅力的なまち並みづくりを進めるとともに、イベントの開催、清掃活動などの協働での取組、民間敷地と公共空間の一体感のある活用を図り、賑わいや安らぎの感じられる空間づくりを推進します。

【市民、事業者、行政が協働で行う体制づくり】

本地区の景観形成に関して、市民、事業者、行政が、互いに協力して景観づくりに取り組むことができるよう、市民、事業者、行政による景観形成のための協議会などの設置を検討します。

（２）白隠のみち地区の景観形成方針

①白隠のみち地区の区域

ＪＲ原駅の東の地区には、白隠にゆかりのある地域資源が集中しています。

当該地区においては、旧東海道の南側に「なかみち」があり、このみち沿いに白隠産湯の井戸・すり鉢の松等の地域資源やお寺・石蔵等の歴史性のある建築物が点在しており、独特の景観が生み出されています。しかし、近年は、建築物の形態、意匠の多様化や屋外広告物の増加、住民の生活様式の変化などにより、白隠ゆかりの地にふさわしいまち並み景観が失われることが懸念されており、「お寺」、「石蔵」、「白隠の道」等を活かし、歴史や文化を感じる風情ある景観づくりが求められています。

このようなことから、白隠のみち地区を次のように設定し、地区の景観形成の方針等を定めることとします。

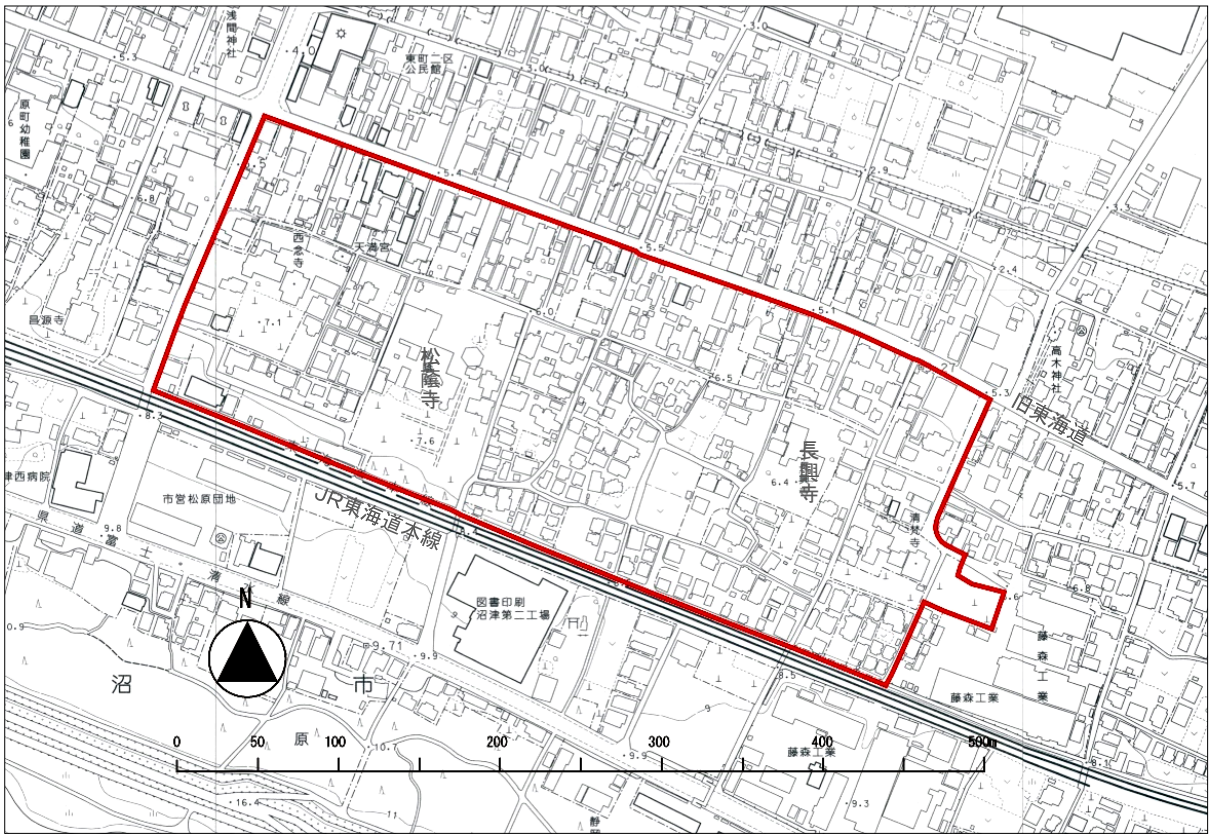

白隠のみち地区　区域図

地区の区域は、ＪＲ原駅の東で、白隠にゆかりのある地域資源が集中する「なかみち」を中心に西念寺、松蔭寺（100 選 No. 44）、長興寺、清梵寺の４つのお寺を含んだ位置とし、東の清梵寺から西の興国寺城通り（市道 0204 号線）までの間、南のＪＲ東海道本線から北の旧東海道までの間の約 9.5ha の区域とします。

②地区景観形成の目標

本地区の景観づくりを進める基本目標は、以下のとおりとします。

白隠のこころと歴史を大切にする、やすらぎの“白隠の里”

当地区内の恵まれた地域資源や古くから残る景観を活かして、良好な住環境を備えた住む人にも訪れる人にもやすらぎをあたえる“白隠の里”づくりを進めます。

③地区景観形成の方針

景観形成の目標を達成するために、次のような方針を掲げ、景観形成を推進します。

〔１〕古くからある建物の風情を活かした落ち着きのあるまち並み景観づくり

【地区の歴史・文化と調和するまち並み景観の創出】

地区内にあるお寺、あるいは石蔵やその他の歴史的・文化的資源と調和するまち並み景観を創出するため、建築物や工作物の形態、意匠、色彩に配慮します。

また、道路の拡幅、改修、修繕等の際には、道路路面や道路施設の意匠、色彩にも配慮し、歴史・文化と調和するまち並み景観の創出に努めます。

【屋外広告物などの景観への配慮】

屋外広告物は、無秩序に掲出されると、現在の落ち着きのあるまち並み景観が容易に喪失される恐れがあるため、まち並み景観と調和を図るよう屋外広告物の位置、規模等に配慮します。

また、公共サインや案内板などについても、分かりやすさに配慮するとともに、地区の歴史・文化と調和するよう規模や意匠等に配慮します。

〔２〕潤いとゆとりあるまち並み景観づくり

【潤いあるまち並み景観の創出】

住宅地敷地の道路に面する部分などにおいては、敷地内への樹木の植栽や既存樹木の保全の推進、あるいは既存のブロック塀から地域特性に適した生垣などへ改修することにより、潤いのあるまち並み景観、歴史や文化を感じるまち並み景観の創出に努めます。

【安全でゆとりあるまち並み景観の創出】

趣きのある小路の景観の保全と防災の観点による道路拡幅の必要性のバランスに配慮し、必要な区間については、道路拡幅を推進し、安全でゆとりあるまち並み景観を創出します。

また、地区内の空地を活用した広場などの設置、ベンチなどの休憩施設の設置を推進します。

〔３〕協働による景観づくり

【地域住民と行政の協働による景観づくり】

地域住民は地区内の各種組織の連携、世代を超えた人々の交流などを推進し、また、行政は地区の景観づくりの取組を適切に支援するなど、地域住民と行政が協働して景観づくりを進めます。

【周辺地域と連携した景観づくり】

白隠のこころと歴史の継承を「白隠の里」だけにとどめず、周辺地域などに伝え広げるような、地域のまちづくり活動を推進し、隣接する地域と協調して景観づくりを進めます。

（３）沼津港周辺地区の景観形成方針

①沼津港周辺地区の区域

沼津港周辺地区は、新鮮な水産物や魚市場の活気ある風景を求めて、市内、県外から多くの人が訪れる、市内で最も集客力のある観光地です。

現在は、「沼津港みなとまちづくり推進計画」に基づく整備が進められており、沼津魚市場ＩＮＯやマーケットモール沼津みなと新鮮館、ぬまづみなとパーキング、沼津港深海水族館が整備され、今後もエントランス広場などの整備が予定されています。このように沼津港一帯の景観は大きく変化しようとしています。

大勢の人が訪れる賑わいのある沼津港を維持していくためには、これらの整備計画を活かした景観形成を進め、魚市場らしさを守りつつ、より魅力的な地区を創出していくことが必要です。

このようなことから、沼津港周辺地区を次のように設定し、地区の景観形成の方針等を定めることとします。

沼津港周辺地区　区域図

地区の区域は、沼津港の内港と外港の周囲、（都）千本香貫山線以南の住宅地、沼津市中部浄化プラント、中部ポンプ場敷地を含む区域とします。

②地区景観形成の目標

本地区の景観づくりを進める基本目標は、以下のとおりとします。

魚市場らしさを核とした魅力あふれる沼津港景観をつくる

水産関連の飲食店、土産物店が集積するまち並みや観光客から水産関係者まで多くの人が往来する景色など、活気ある魚市場らしい景観を核としたまち並みづくりを進めるとともに、富士山の眺望や松並木など本地区固有の景観の保全や地域と調和したまち並みの創出、新たな賑わい景観の創出などにより、これまで以上に魅力あふれる沼津港の景観をつくりあげます。

③地区景観形成の方針

本地区の景観形成方針は以下に示すとおりとします。

〔１〕富士山眺望等の地域固有の景観の保全と活用

【富士山等の眺望の確保】

沼津魚市場ＩＮＯデッキ上や内港南部の視点場からの富士山眺望の景観を保全するために、建築物等の高さの誘導を進めます。

来訪者が沼津港に着いたことが明確に分かる景観づくりのために、(都) 沼津駅沼津港線と（都）千本香貫山線の交差点付近からの内港水辺の眺望の確保を進めます。

大型展望水門びゅうお (100 選 No. 98) などから眺めることができる、狩野川左岸や沼津アルプスの眺望を保全するとともに、この景観と調和した防潮堤の意匠の改善を進めます。

【沼津港大型展望水門びゅうお】

びゅうお (100 選 No. 98) は、地域で親しまれるシンボルでありランドマークであることから、現在の雰囲気を喪失することがないよう、維持管理します。

びゅうお周辺は、多くの人が往来するエリアとして修景などを進めます。

〔２〕松並木等の優れた自然環境と共生する景観の創出

【住宅地】

戸建て住宅地は、落ち着いた潤いのある景観の創出を図るために、落ち着いた色彩の使用を誘導するとともに、垣・柵の生垣化や、既存樹木などの保全を進めます。

【港口公園、観音川沿い、沼津市中部浄化プラントなどの周辺】

港口公園、観音川沿い、沼津市中部浄化プラントなどの公共施設が集積する区域は、富士山と調和する緑の拠点として位置づけるために、公園や建築敷地内の積極的な緑化や既存樹木の保全、観音川沿いの緑化の推進及び既存のマツの保全を進めます。

（都）千本香貫山線の外港入口付近は、内港北側歩道上や港口公園などから資源堆積物などが見え難くなるよう、緑化などを進めます。

〔３〕魚市場らしさを活かしたまち並み景観の創出

【飲食店街～内港東側】

内港東側及び飲食店が集積する一帯は、水産関連の飲食店、土産物店などが集積するまち並みの維持や観光客から水産関係者まで多くの人が往来する賑わいのある様子の保全など、観光客と水産関係者の両者に配慮した景観づくりを進めます。

飲食店を構成する建築物・工作物は、現状のまち並みとの調和に配慮し、目立ち過ぎる印象を受ける建築物等が発生しないよう、色彩や高さ、屋根形状などの誘導を進めます。

屋外広告物の掲出は、無秩序になりすぎないよう、高さ、規模、色彩などについて誘導を進めます。

【内港周辺】

内港北側は、沼津港のエントランス的役割を担うことから、安全な動線の確保に努めるとともに、沼津港であることが容易に分かるよう魅力ある景観づくりを進めます。

内港北側のトイレ付近は、安らぎの場、新たな視点場となる広場などの整備を進めます。

内港周囲の建築物群は、統一感を創出するために、高さや色彩、屋根形状などの誘導を進めます。

１番線沿道については、１番線上からの内港水辺景観を保全するとともに、東側の水産飲食店については、水辺景観と調和に配慮した色彩や意匠とするなど、水辺景観と連続した景観づくりを進めます。

内港への船の係留や往来を維持し、魚市場らしい景観の保全を進めます。

〔４〕沼津港と調和した施設景観の創出

【外港部】

外港部の一帯は、再生資源等の堆積は出来るだけ整然とし、びゅうお（100 選 No.98）上などからの眺望に配慮した景観づくりを進めます。

建築物の屋根は、海辺や愛鷹山系の斜面緑地、松並木など後背の自然景観と調和するよう誘導を進めます。

【（都）千本香貫山線】

（都）千本香貫山線は、沼津港へ誘導する道路に相応しい景観形成を図るために、緑化の推進など良好な道路景観の創出に努めます。

【防潮堤】

防潮堤の圧迫感軽減のための方策や活用方法について検討を進めます。

【公共施設全般】

道路及び道路上の植樹帯や標識などをはじめとする公共施設については、補修や改善など維持管理を進めるとともに、樹木植栽など景観を改善するための検討を進めます。

〔５〕賑わいと活気ある景観の創出

【新たな賑わいと活力ある景観創出の仕組み】

地区全体において、賑わいと活力ある景観の創出のために、内港北側や西側、飲食店街などにおける各種イベントの開催、内港周辺のライトアップなど、魅力を高める仕組みづくりを進めます。

沼津港の周遊ルート設定やサイン・案内板の設置、さらに新たな動線整備の検討などを進め、回遊性を高め、賑わいのある景観の創出を進めます。

内港に整備中の浮桟橋を活用するなど親水性向上を図り、水と親しむ景観づくりを進めます。

沼津港周辺地区　景観形成方針図

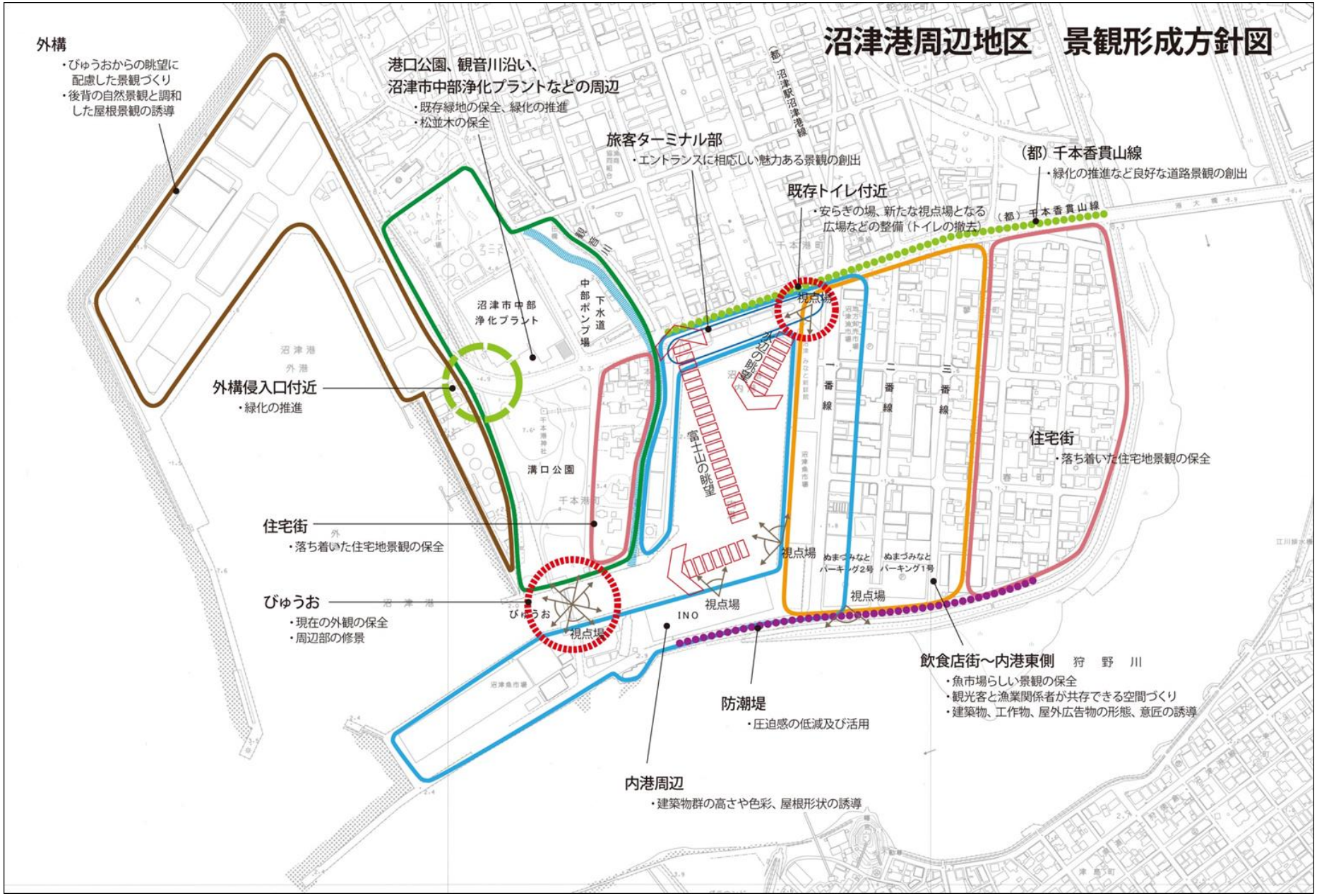

（４）原駅前地区の景観形成方針

①原駅前地区の区域

本市の西部拠点として位置づけられる JR 原駅周辺においては、駅前広場の整備や原駅町沖線改良工事が進行中であり、これらの事業にあわせて、地区の活性化に寄与する魅力ある景観づくりが求められています。

また、地区内には旧東海道や「なかみち」が通り、その沿道には寺社や昔ながらの住宅が多く残っており、歴史・文化的な雰囲気が醸し出される魅力ある地区です。

今後は、本市の西部地区の活気ある拠点としてふさわしく、落ちつきのある生活環境を形成するとともに、旧東海道の宿場町の歴史的な雰囲気や富士山を背とした良好な自然環境を継承するために、適切な景観づくりを進める必要があります。

このようなことから、原駅前地区の区域を次のように設定し、地区の景観形成の方針等を定めることとします。

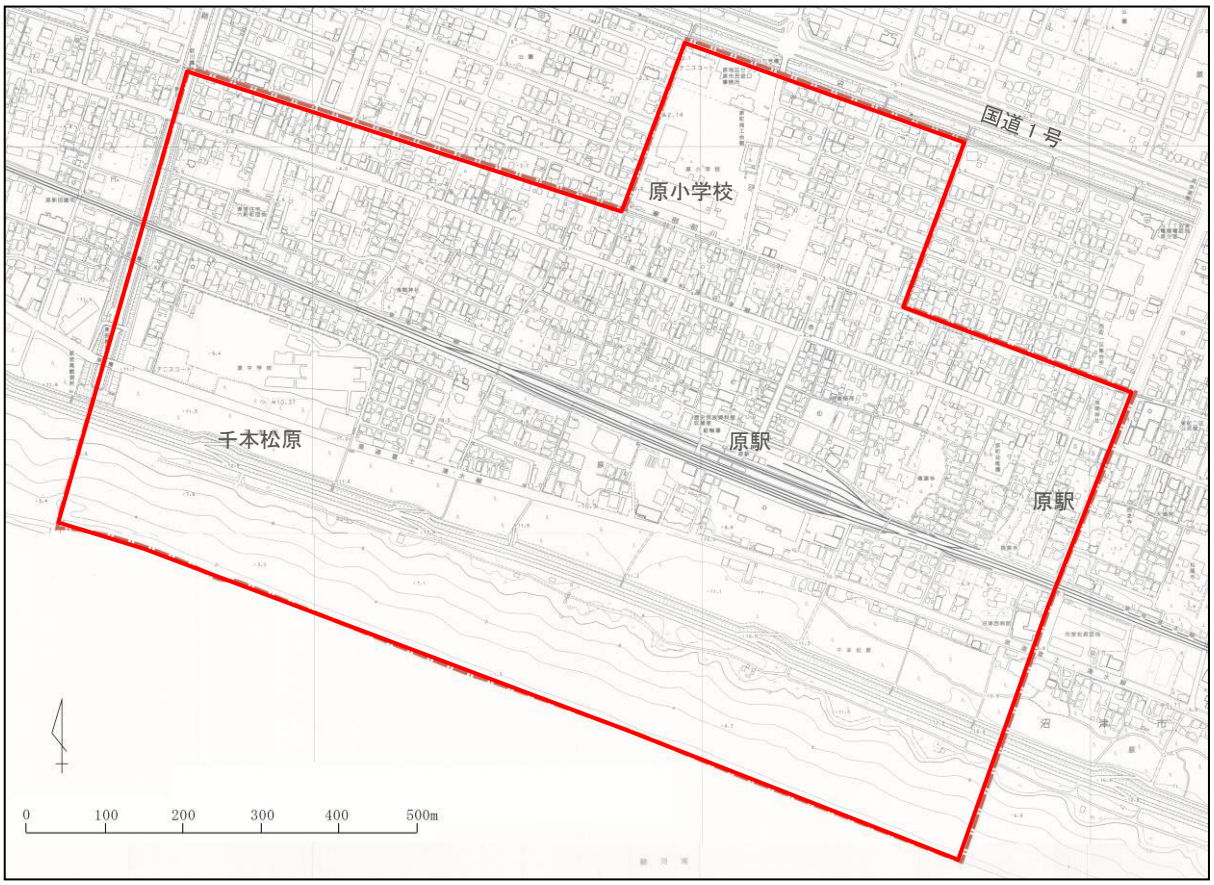

原駅前地区　区域図

地区の区域は、沼川第二放水路から興国寺城通りまでの東西間の中で、海岸部から前川までの区域及び前川以北の原駅町沖線沿道街区と原小学校を含む区域とします。

②地区景観形成の目標

本地区の景観づくりを進める基本目標は、以下のとおりとします。

富士を望み歴史・文化を羽含（はぐく）※むまち　原

※羽含む…はぐくむは、“羽（は）含（くく）む”を意味し、親鳥がヒナを自分の羽で抱きかかえて守り育てるという意味です。当地区に伝えられる宿場町などの歴史・文化を大切に守り育て、これにふさわしい景観を形づくっていくという想いを込めて、原駅前地区景観ワーキンググループの中で地域の皆さまから提案されたものです。

富士山の眺望を守りつつ、これまで継承されている、旧東海道やなかみちを中心とした原地区の特徴的な歴史・文化を偲ばせる景観の向上を図りつつ後世に継承するとともに、本市の西部拠点として相応しい景観づくりを進めます。

③地区景観形成の方針

本地区の景観形成方針は以下に示すとおりとします。

〔１〕西部地区の拠点にふさわしい景観づくり

【原駅前広場】

原駅前広場は、本市西部地区の交通拠点にふさわしい景観を創出するよう、舗装や照明施設等の意匠や色彩に配慮します。また、緑化や分かりやすい公共サインの設置を進めるとともに、無電柱化事業について検討します。

富士山を眺望できる展望箇所の設置などについて検討します。

【原駅町沖線】

原駅町沖線の歩道については、本市西部地区の交通拠点として相応しく、また、原駅前広場と連続する景観を創出するよう、舗装や照明施設等の意匠や色彩に配慮します。

沿道の建築物は、原地区の商店街として相応しくなるよう、建物の低層部に商業店舗を配置した店舗併用住宅の建築を誘導し、商業地の連続性のあるまち並み景観の創出に努めます。また、建築物や屋外広告物の形態や意匠に配慮します。

住民が主体となって、沿道へのフラワーポットの設置などによる花緑の植栽及び維持管理を進めます。

【ユニバーサルデザインに配慮した景観づくり】

誰もが安全で容易に原駅周辺を移動することできる、賑わいあふれる景観の創出のために、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した歩行空間づくりに配慮します。

〔２〕落ち着いて暮らせる景観の保全と創出

【建築物の形態意匠の誘導によるまち並み景観の向上】

建築物は、閑静で落ち着いたまち並み景観を創出するために、周辺のまち並み景観と調和した、高さや形態とするよう配慮します。

工場や資材置き場などは、周辺のまち並み景観や自然景観との調和に配慮するよう、建築物や工作物の維持管理の推進、周囲の緑化などに配慮します。

統一感があり、落ち着いたまち並み景観を創出するために、建築物の外観は、落ち着いた色彩を使用するよう配慮します。

垣・柵については、できるだけ生垣化を進めるとともに、低い塀と生垣を組み合わせるなど、原地区の個性ある景観を創出するよう配慮します。

既存の伊豆石を活用した塀については、補強策を検討するなど、保全に努めます。

地区内のゴミ集積所の工作物、あるいは目隠しネットについては、周辺のまち並み景観と調和するよう、規模、形態、色彩などについて配慮します。

【屋外広告物の形態意匠の誘導によるまち並み景観の向上】

地区内の屋外広告物については、できるだけ設置しないよう努めるとともに、良好な住環境や旧東海道などの歴史的景観との調和に配慮し、目立ち過ぎることが無いように、規模や形態、色彩などについて配慮します。

【道路景観の改善によるまち並み景観の向上】

道路の拡幅、改修などの際には、路面や道路施設の意匠、色彩にも配慮し、歴史・文化と調和するまち並み景観の創出に努めます。

沿道の街灯などの道路工作物については、住民と行政が協働で維持管理できる仕組みを検討し、継続的に進めて行きます。

〔３〕旧東海道の雰囲気を活かした景観の創出

【旧東海道の宿場の雰囲気と調和した景観づくり】

歴史的な景観を創出するよう、旧東海道やなかみちの沿道の建築物については、落ち着いた色彩の使用に配慮するとともに、屋根形状や意匠などに配慮します。また、敷地内緑化や垣柵について、歴史的雰囲気を創出するよう配慮します。

これらの周辺については歴史的・文化的雰囲気に合わせた路面修景や緑化の推進、案内板の設置などを進めます。特になかみちの路面修景については、地区の個性や特徴を創出するよう配慮します。

【寺社などの景観の保全と継承】

徳源寺や浅間神社などの寺社、帯笑園（100 選 No.47）、点在する屋敷神や祠など、地区に残る歴史的資源は、適切に保全・継承を図ります。

【サイン・案内板の意匠などの配慮】

公共サインや案内板などは、分かり易さに配慮するとともに、地区の歴史・文化と調和するよう規模や意匠などに配慮します。

〔４〕潤いある自然景観の保全と継承

【河川の景観の向上】

沼川、沼川第二放水路、前川など地区内を流れる河川については、水質の改善に努めるとともに、雑草処理やゴミの撤去など、河川敷や沿川の環境美化の向上に努めます。また、河川の防護柵などの工作物は、維持管理を進め、色彩にも配慮します。

沼川沿いにおいては、住民と行政が協働で既存の桜並木の保全に努めるとともに、菜の花やコスモスなどの四季の草花植栽などにより、景観の向上を図ります。

【海岸及び松並木の景観の維持管理】

海岸部の松並木については、松枯れ対策を推進するとともに、植栽地の美化清掃を進め、散策の場などとして活用を推進するとともに、千本松原（100 選 No.18）の風景を後世に継承します。

海岸景観の保全のために、砂浜の浸食防止策について検討します。

【緑の景観の維持管理】

地区内の公園については、住民と行政が協働で維持管理を推進し、快適に利用できる、住民の憩いの場、潤いの場、緊急避難の場として活用します。

民間所有物である地区のシンボル的な巨木や歴史的価値のある古木については、景観法に基づく景観重要樹木制度の運用など、住民と行政の協働による維持管理方法を構築し、後世に継承します。

【富士山の眺望の確保】

なかみちや原駅周辺、原駅町沖線、海岸防潮堤上からの富士山の眺望を確保するために、眺望箇所からの建築物や工作物の高さに配慮します。

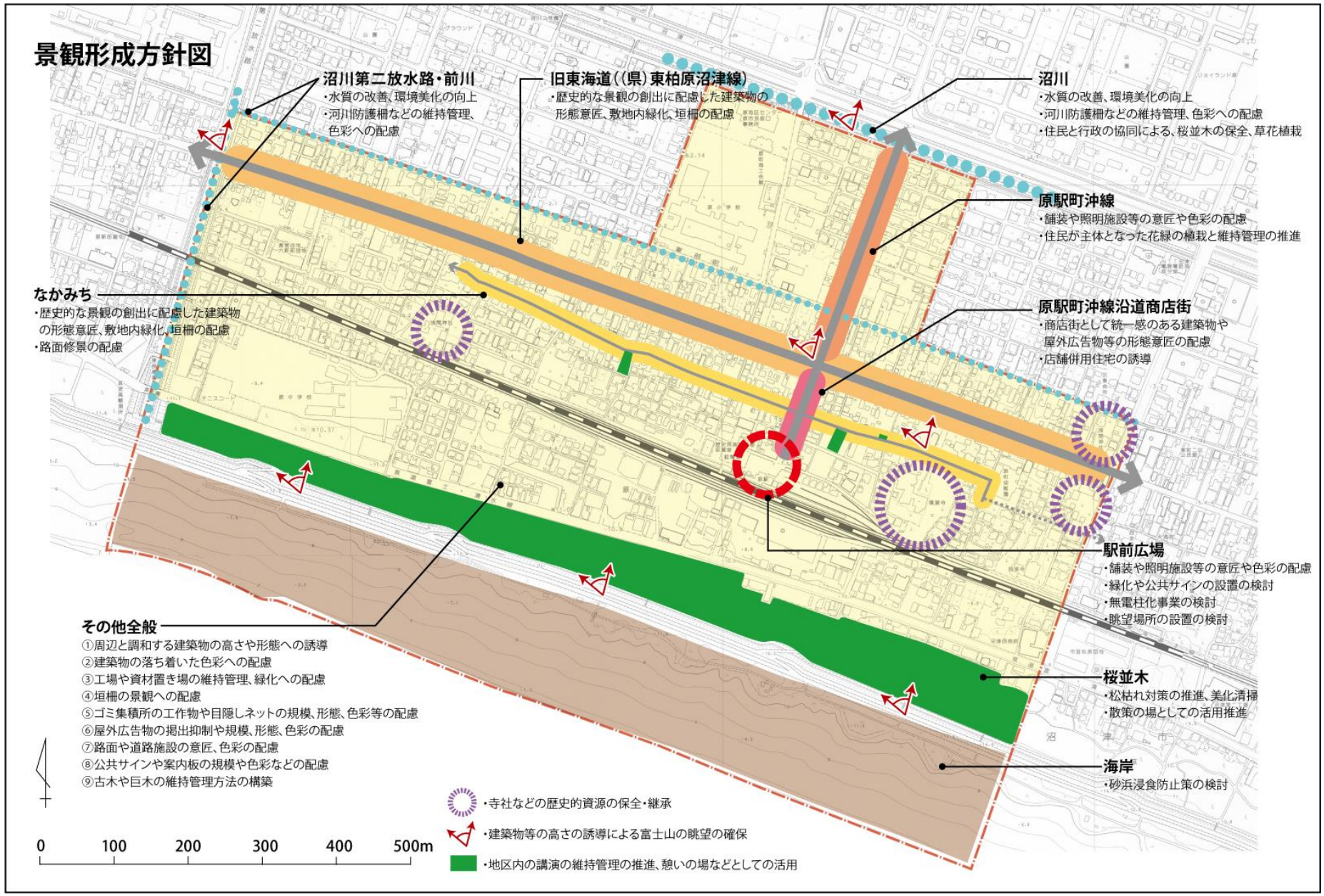
景観形成方針図
沼川第二放水路・前川
・水質の改善、環境美化の向上
・河川防護柵などの維持管理、色彩への配慮
旧東海道（（県）東柏原沼津線）
・歴史的な景観の創出に配慮した建築物の形態意匠、敷地内緑化、垣柵の配慮
沼川
・水質の改善、環境美化の向上
・河川防護柵などの維持管理、色彩への配慮
・住民と行政の協同による、桜並木の保全、草花植栽
原駅町沖線
・舗装や照明施設等の意匠や色彩の配慮
・住民が主体となった花緑の植栽と維持管理の推進
なかみち
・歴史的な景観の創出に配慮した建築物の形態意匠、敷地内緑化、垣柵の配慮
・路面修景の配慮
原駅町沖線沿道商店街
・商店街として統一感のある建築物や屋外広告物等の形態意匠の配慮
・店舗併用住宅の誘導
駅前広場
・舗装や照明施設等の意匠や色彩の配慮
・緑化や公共サインの設置の検討
・無電柱化事業の検討
・眺望場所の設置の検討
桜並木
・松枯れ対策の推進、美化清掃
・散策の場としての活用推進
海岸
・砂浜浸食防止策の検討
その他全般
①周辺と調和する建築物の高さや形態への誘導
②建築物の落ち着いた色彩への配慮
③工場や資材置き場の維持管理、緑化への配慮
④垣柵の景観への配慮
⑤ゴミ集積所の工作物や目隠しネットの規模、形態、色彩等の配慮
⑥屋外広告物の掲出抑制や規模、形態、色彩の配慮
⑦路面や道路施設の意匠、色彩の配慮
⑧公共サインや案内板の規模や色彩などの配慮
⑨古木や巨木の維持管理方法の構築
・寺社などの歴史的資源の保全・継承
・建築物等の高さの誘導による富士山の眺望の確保
・地区内の講演の維持管理の推進、憩いの場などとしての活用
0
100
200
300
400
500m

（５）戸田港周辺地区の景観形成方針

①戸田港周辺地区の区域

戸田港周辺地区は、美しい海、山に囲まれ、地区内には達磨山（100 選 No.19）を水源とする戸田大川が流れるなど恵まれた自然環境や、宝泉寺、大行寺、勝呂邸といったロシアとの友好の歴史に関わる古くからの建築物が地区内に点在するなど、恵まれた自然景観と集落景観とが調和して、趣のある良好な景観を形成しています。

現在は、温泉、観光情報、物産販売などの複数の機能を併せ持ち、地域コミュニティ活動の拠点となる戸田地域活性化センター「くるら戸田」が完成し、また地区内の歴史的建造物を結ぶ「プチャーチンロード」の整備も進められるなど、新たな賑わいの創出も見込まれることから、地区内の良好な景観を維持・向上・継承していくために適切な景観誘導を図っていくことが、重要なポイントとなります。

このようなことから、戸田港周辺地区を次のように設定し、地区の景観形成の方針等を定めることとします。

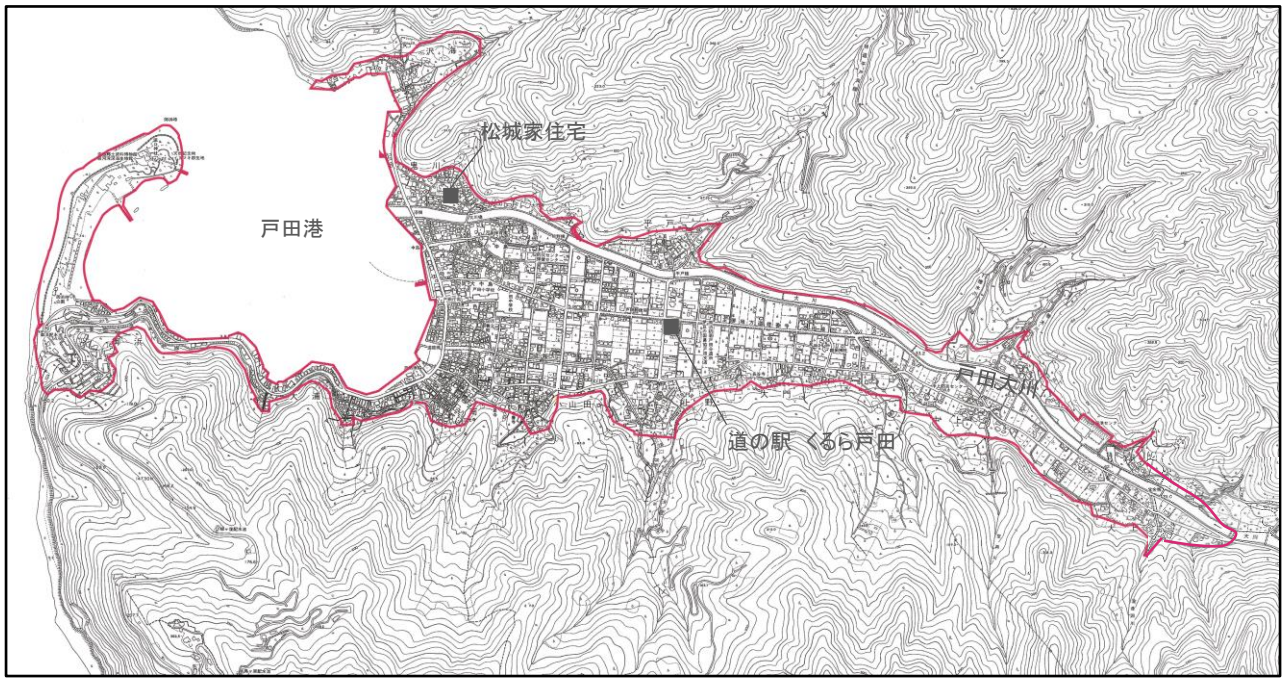

戸田港周辺地区　区域図

地区の区域は、戸田港の周囲から以東の住宅地、沼津土肥線沿道から御浜岬（100 選 No.29）までを含む区域とします。

②地区景観形成の目標

本地区の景観づくりを進める基本目標は、以下のとおりとします。

海と緑が織りなす美しいまち　戸田を創る

本地区の景観は、駿河湾、富士山の眺望景観、金冠山（100 選 No.15）、達磨山（100 選 No.19）、真城山などの山々、大川など、海・山・川など恵まれた自然条件、さらに戸田港を拠点とした漁業、海や温泉を活かした観光産業、松城家住宅（100 選 No.54）やヘダ号などの歴史、あるいは人々の多彩な活動の積み重ねにより形成されています。

今後は、これまで継承されている良好な景観について、適切に保全・活用を図るとともに、これらと調和するまち並み景観の誘導に努めることにより、住む人や訪れる人にやすらぎと魅力を与えるまちづくりを進めます。

③地区景観形成の方針

本地区の景観形成方針は以下に示すとおりとします。

〔１〕海岸の保全と景観の向上

【戸田港周辺ゾーン】

中央桟橋、沼津土肥線、修善寺戸田線の海陸の交通結節点周辺は、地区の重要な拠点エリアとして景観整備を進めます。

沼津土肥線沿道は商業施設が立ち並び、戸田らしさを演出する景観コントロールがのぞまれます。戸田港へのパブリックアクセスを確保することに努めます。

戸田港、御浜岬（100 選 No.29）、あるいは造船郷土資料博物館などの戸田の観光施設や景勝地が点在することから海岸線の回遊性の創出に努めます。

戸田港及び関連施設においては、海や緑の恵まれた景観要素を活かすよう、修景整備を進めます。

戸田港では対岸景観の形成を図ることに努めます。

【沼津土肥線沿道ゾーン】

沼津から土肥に抜ける高低差のある沿道であり、戸田集落や戸田港、駿河湾が眺望できるので、アダプト・ロード・プログラムなどの環境美化システムや市の緑化支援制度を活用し、沿道に花を植え、四季の彩りを添え戸田のもてなし空間を演出するなど、良好な景観の保全に努めます。

【御浜岬ゾーン】

御浜岬（100 選 No.29）は戸田のシンボル的な地区であるため、外海と内湾の景観変化に富んだ海岸線の景観保全を図ります。

海岸線の整備には、自然環境に配慮し、親水性を確保するように努めます。

御浜岬（100 選 No.29）は、ハマユウなどの海浜植物により御浜岬（100 選 No.29）の保全・育成を図り、根上がりの松、友愛の松及び天然記念物のイヌマキなど重要樹木を保全・管理します。

造船郷土資料博物館、ディアナ号の錨など歴史に纏わる地域資源の保全に努めます。諸口神社の鳥居は戸田地区の各所から眺望可能なランドマークであるほか、御浜岬（100 選 No.29）からは富士山、戸田集落、駿河湾などの景色を眺めることができるビューポイントの整備を進めます。

御浜岬（100 選 No.29）を回遊するための遊歩道の整備を行うとともに、夜間景観の演出について検討します。

【眺望景観の保全】

煌きの丘、出逢い岬、夕映えの丘など（100 選 No.27）戸田湾と集落の良好な眺望景観の保全を図ります。

〔２〕集落地景観の保全と創出

【田園住宅地ゾーン】

田畑・田園の中に点在する住宅地は、快適で住みよい、自然景観と調和した良好な景観形成を図ります。

〔３〕歴史・文化拠点の創出

【松城家住宅周辺ゾーンとその他の住宅地ゾーン】

明治初期に建築された擬洋風建築である松城家住宅（100 選 No.54）は、国の指定重要文化財であり、周辺エリアの景観形成に重要な役割を果たしているため、適切な保全を図ります。また、戸田地区に点在する日露交流の歴史、江戸廻船の舟運の歴史を戸田地区の景観形成を通し、可視化することを目指します。

松城家住宅（100 選 No.54）、大行寺、辻邸、杉山邸、宝泉寺、勝呂邸などの古い建築物は集落と調和し、趣ある景観を呈しており、洋式帆船建造地跡記念碑、造船郷土資料博物館などと共に地区特有の歴史的景観要素を踏まえた、散策するための遊歩道の整備を進めます。

（６）景観形成重点地区の追加

市域の中で特に先導的かつ重点的に景観形成を図るべき景観形成重点地区について、社会情勢の変化、地区住民の要望、市のまちづくり施策などにより、必要に応じて追加することとします。

①重点地区の指定の考え方

重点地区の選定にあたっては、以下の考え方を基本とします。

ア　景観形成上重要な位置となる地区（立地の重要性）
イ　現に良好な景観がある地区（良好な景観）
ウ　景観形成のモデルとなりうる地区（モデル性・波及効果）
エ　面的整備や都市施設整備などと併せて景観形成を図るべき地区（事業効果）
オ　景観形成に対する地区住民等の意欲が高い地区（地区住民要望）

②候補地区

重点地区指定の考え方に基づき、次の地区を候補地区とし、追加の検討を行います。

地区名称	地区の概要	指定の考え方				
		ア　立地の重要性	イ　良好な景観	ウ　モデル性・波及効果	エ　事業効果	オ　地区住民要望
三浦地区	水質の良好な海水浴場や海越しの富士山眺望をはじめ、観光資源が豊富であり、特徴ある海岸線に沿って、漁港やみかん畑などを中心とした集落地景観が形成されている地区。	○	○			
狩野川周辺地区（港大橋から三園橋まで）	市街地の自然景観の軸として、水と緑の映える賑わいのある景観の創出が求められる地区。	○	○		○	○
沼津御用邸記念公園周辺地区	国名勝の指定を受けた旧沼津御用邸苑地や、多くの文人、著名人に親しまれた海岸線など、歴史と自然が織り交ざる地区。		○	○	○	
千本郷林地区	本市を代表とする景勝地である千本松原を中心とした良好な景観から、明治中期以降、政府要人などの別荘地が形成され、今後も貴重な景観の保全を図るとともに後世に継承するよう適切に景観づくりを進める必要がある地区。		○	○		

高尾山古墳周辺地区	東日本最古級かつ古墳時代初頭における最大級の前方後方墳である高尾山古墳を含む周辺地域は、本市の重要な歴史的景観資源として保全する必要がある地区。		○	○	○	○

４）眺望景観の保全方針

（１）眺望点・眺望景観の指定の考え方

富士山や駿河湾などの沼津市を代表する景観は、市内にある学校の校歌の中にもうたわれ、市民にとって子どもの頃から身近な存在であり、地域のシンボルを誇りとする心情を醸成してきました。このような良好な景観を得られる地点を眺望点として指定し、眺望景観の保全向上及び眺望点の改善に努めます。

眺望点については、次の事項に該当する地点を指定することとし、今後、必要に応じて、順次追加していきます。

≪眺望点の指定の考え方≫

①本市の代表的な眺望である、富士山や駿河湾が含まれる眺望を眺めることができる地点

②場所がわかりやすく、かつ、安全に眺望できる地点

③継続的な維持管理が可能な場所であり、今後も眺望点として保全が可能である地点

④市や民間事業者等から良好な眺望景観を眺めることができる場所として、積極的に情報発信されている地点

（２）眺望景観の保全

指定した眺望点について、居心地の良い滞留空間の整備や管理など、魅力の向上を図ります。

眺望点周辺では、電線、屋外広告物など、景観を妨げる要因について改善に努めるとともに、大規模な建築物や工作物の形態意匠が良好な景観を阻害しないよう、「４　景観形成のための行為の制限」に定めた基準とともに配慮を促します。

また、指定した眺望点の他にも、沼津市内には、香貫山から横山・徳倉山・志下山・小鷲頭山・鷲頭山・大平山に続く沼津アルプス（100 選 No.21）、潮の音プロムナード（100 選 No.67）、白隠のみち、蛇松緑道（100 選 No.43）、狩野川堤、千本松原（100 選 No.18）、島郷海岸など、富士山景観や連続的な眺望の変化を楽しむことができるルートがあります。眺望点として、その場所だけを点として保全するのではなく、眺望ルートとして、線的に捉え、回遊性を含めた眺望景観を保全します。

図　眺望点・眺望ルートの位置と眺望景観の方向

（３）眺望点

①アクアプラザ遊水地

【眺望景観の概要】

自然豊かなビオトープの園路を散策しながら、浮島沼の貴重な湿地の植物や野鳥とともに、広々とした富士山や愛鷹山（100選No.2）の姿を見ることができます。梅雨時には、色とりどりのアジサイが風景に彩りを添えます。

②白隠のみち

【眺望景観の概要】

旧東海道の宿場町であり、白隠禅師が生まれた原では、周辺の景観に配慮して整備された道路を歩きながら、松蔭寺（100選No.44）などの寺院や史跡が多数点在するまち並みを見ることができます。また、かつて東海道を行き交う旅人も眺めたであろう、富士山が建物の間や屋根越しに大きく見える箇所もあります。

③門池（100選No.12）

【眺望景観の概要】

公園として整備された池の周りを散策しながら、江戸時代から農業用水として用いられてきた歴史ある池とともに富士山を望むことができます。特に弁天島からの富士山の眺めは優れています。春には、池を取り囲むように植えられた桜と富士山の競演が楽しめます。

④香貫山

【眺望景観の概要】

山頂の展望台から、南側には、駿河湾や沼津アルプス（100 選 No.21）を一望できます。展望台や中腹にある香陵台から、北側には、市街地や狩野川（100 選 No.13）を眼下に、千本松原（100 選 No.18）や愛鷹山（100 選 No.2）越しに富士山を眺めることができます。

沼津市や富士市の美しい夜景が 360 度見渡せ、春には、桜とともにこれらの眺めを楽しむことができます。

⑤千本浜海岸

【眺望景観の概要】

狩野川河口から弓形に伸びた海岸から、富士山、松林、駿河湾が一体となった、若山牧水（100 選 No.76）や井上靖（100 選 No.58）にも愛された、美しい日本の海岸の風景が見られます。防波堤でサイクリングやジョギングをしながら、風景を楽しむことができます。特に夕景は美しく雄大です。

⑥沼津港大型展望水門　びゅうお（100 選 No.98）

【眺望景観の概要】

富士山と駿河湾、千本松原（100 選 No.18）で構成される沼津らしい景観を、高所にある展望施設から眺めることができます。

また、展望施設の特徴から、ほぼ 360 度の眺望が可能であり、南部地域の山並み、沼津港、市街地の景観も楽しむことができます。

⑦牛臥・島郷・志下海岸（100 選 No.23）

【眺望景観の概要】

「日本の渚・百選」に選定されている美しい弓形の海岸から、松原越しの富士山や牛臥山を望むことができます。冬にはダルマ夕日（水平線に夕日が反射する光景、100 選 No.20）を眺めることができる日もあります。

⑧発端丈山（100 選 No.28）

【眺望景観の概要】

ハイキングコースとして県内有数の人気の山で、登山道、見晴台、展望台から、広大な駿河湾に浮かぶ淡島（100 選 No.4）と富士山という特徴的な景色が楽しめるとともに、沼津市街も遠望できます。

⑨大瀬崎（吟道の碑付近）（100 選 No.11、65）

【眺望景観の概要】

大瀬崎（100 選 No.11）近くの高台から、ジオサイトである海に突き出た特徴的な岬、駿河湾越しの富士山が一望できます。国の天然記念物であるビャクシン樹林も眺められます。

なお、この高台は、昭和 30 年代に、全国の名勝や史跡の中から、霊峰富士を仰ぎ、詩吟の聖地に最適として選定されました。

⑩煌めきの丘（100 選 No.27）

【眺望景観の概要】

太陽の位置によっては、海面がキラキラと煌めいて見えるため、命名されたこの丘からは、正面に富士山を望むことができ、駿河湾に沈みゆく夕日も優れています。冬には、菜の花や寒桜と冠雪した富士山の共演を楽しむことができます。

⑪出逢い岬（100 選 No.27）

【眺望景観の概要】

県道 17 号沼津土肥線沿いの展望スポットから、戸田港とそれをゆるやかに包む御浜岬（100 選 No.29）の様子、広大な駿河湾の向こうに見える富士山を一望できます。設置されているモニュメントは、輪から富士山を眺められるという仕掛けになっています。

⑫金冠山（100 選 No.15）

【眺望景観の概要】

開放感のある尾根道をたどる登山道を登ると、山頂から市内を一望でき、東に内浦湾、西に戸田、南には西伊豆の山々、北には駿河湾越しに雄大な富士山と 360 度の大パノラマが広がります。

⑬達磨山（100 選 No.19）

【眺望景観の概要】

達磨山（100 選 No.19）には県道 127 号船原西浦高原線（旧西伊豆スカイライン）が通り、アクセスしやすく、山頂からは 360 度の視界が開け、富士山や駿河湾、天城山を見渡すことができます。昼間だけでなく、夕日に染まる富士山や市街地の明かりとともに美しい夜景が楽しめます。

⑭御浜岬（健康の森）（100 選 No.29）

【眺望景観の概要】

御浜岬（100 選 No.29）を見下ろす小高い丘にある散歩道から、バードウォッチングや森林浴を楽しみながら、戸田港を抱くように弓形にのびた岬、漁船、駿河湾の向こうにそびえる富士山を眺められます。

⑮御浜岬灯台

【眺望景観の概要】

灯台の近くは、高台ではありませんが、海面に近いため、広々とした富士山を望めます。白い灯台と青い海や富士山との対比が鮮やかで、漁船が行き交う風景や美しい夕景も眺めることができます。

⑯鮎壺の滝（100 選 No.3）

【眺望景観の概要】

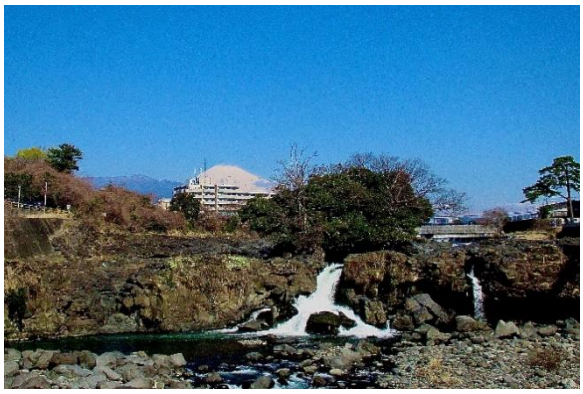

沼津市と長泉町を結ぶ吊り橋「鮎壺のかけ橋」の上から、ジオサイトである鮎壺の滝（100 選 No.3）とともに富士山を正面に望むことができます。

鮎壺の滝を中心に黄瀬川の両岸において、それぞれの市町が緑地や公園を整備しており、富士山から流れてきた溶岩流の様子や周辺の四季折々の景色を楽しむことができます。

（４）眺望ルート

①沼津アルプス（100 選 No.21）

【眺望景観の概要】

香貫山から横山・徳倉山・志下山・小鷲頭山・鷲頭山・大平山に続く沼津アルプス（100 選 No.21）は、沼津を代表するハイキングコースです。山稜線まで登ると眼下に駿河湾を見下ろし、北には富士山がそびえ、春は桜、秋は紅葉で彩られ、縦走すると、各山々からの美しい眺望の変化を楽しむことができます。※低山ですが、起伏が激しく、鎖場もあるため、登山用の装備が必要です。

②潮の音プロムナード（100 選 No.67）

【眺望景観の概要】

潮の音プロムナード（100 選 No.67）は、千本浜公園から沼津港を通り沼津御用邸記念公園（100 選 No.51）に至る、海辺に展開する約 6 km の散策コースです。若山牧水記念館（100 選 No.76）、芹沢光治良記念館（100 選 No.68）、沼津御用邸記念公園（100 選 No.51）などの歴史・文学的施設や文学碑を巡り、沼津港のにぎわいも感じることができる、変化に富んだ眺望ルートです。

③白隠のみち

【眺望景観の概要】

原地区の白隠のみちでは、松蔭寺（100 選 No.44）などの寺院や史跡が多数点在し、周辺の景観に配慮して整備された道路を歩きながら、歴史的なまちなみを散策できます。また、富士山が建物の間や屋根越しに大きく見える箇所があり、眺望の変化を楽しむことができます。

④蛇松緑道（100 選 No.43）

【眺望景観の概要】

蛇松緑道（100 選 No.43）は、廃線となった「蛇松線」の跡地に整備された、白銀町から狩野川河口の蛇松町までの約 1.8km にわたる緑道です。周辺は、由緒あるお寺が立ち並ぶ静かな住宅街で、周辺住民の憩いの場になっています。蛇松線の名残や、四季の移り変わりとともに変化する多種多様な植栽により、眺望の変化を楽しむことができます。

⑤狩野川堤（100 選 No.13）

【眺望景観の概要】

狩野川堤（100 選 No.13）は、中瀬町の香貫大橋の周辺を起点し、黒瀬橋、三園橋、あゆみ橋、御成橋（100 選 No.34）、永代橋、港大橋を通過し、我入道までの区間に整備された遊歩道です。昼は、まちなかを穏やかに流れる狩野川（100 選 No.13）と橋や周辺建物が一体となった眺望、夜は、ライトアップされた美しい眺望を楽しみながら散歩ができます。

⑥千本松原（100 選 No.18）

【眺望景観の概要】

千本松原（100 選 No.18）は、駿河湾の海岸線沿いに、約 10　km にわたり連なる沼津市を代表する景勝地です。戦国時代、潮風に苦しむ農民の姿を見た増誉上人が松を植えたのが始まりと伝えられ、富士山を臨む素晴らしい景観は、若山牧水（100 選 No.76）や井上靖（100 選 No.58）など幾多の文人にも愛されてきました。現在は、千本浜公園から原まで続く遊歩道が整備され、富士山や松原の眺望を楽しみながら、散歩やジョギングすることができます。

⑦島郷海岸

【眺望景観の概要】

島郷海岸は、沼津御用邸記念公園（100 選 No.51）に隣接する海岸です。遠浅で、長さ 300m、幅 30m の広い砂浜があり、波は穏やかです。海岸沿いの松原越しには富士山が見え、左手西側奥には牛臥山と牛臥山公園（100 選 No.8）が見渡せます。冬の条件が揃った日にはダルマ夕日（100 選 No.20）を眺めることができ、一年を通じて、眺望の変化を楽しむことができます。

４　景観形成のための行為の制限

景観法第８条第２項第２号で定める良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項は、次のとおりとします。

１）届出対象行為

（１）市域全体の届出対象行為

景観計画区域内で行われる行為のうち、一定の規模を超える大規模な建築物の建築等を届出対象とします。また、届出対象となる行為および規模・要件は次のとおりとします。（市域全域及び景観形成重点地区共通）

<table>
<tr><th>行為</th><th colspan="2">対象となる規模・要件</th></tr>
<tr><td>建築物</td><td colspan="2">1　高さが 15m、又は延べ床面積が 1,000 ㎡を超える建築物の新築、増築、改築又は移転
2　高さが 15m、又は延べ床面積が 1,000 ㎡を超える建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、変更する部分の見付面積が当該見付面積の２分の１を超えるもの</td></tr>
<tr><td rowspan="16">工作物</td><td colspan="2">1　次に掲げる工作物の新設、増築、改築又は移転
2　次に掲げる工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、変更する部分の見付面積が当該見付面積の２分の１を超えるもの</td></tr>
<tr><td>1）擁壁その他これに類するもの</td><td>高さ５ｍを超えるもの</td></tr>
<tr><td>2）木柱、鉄柱、鉄筋コンクリート造の柱その他これらに類するもの</td><td>高さ 15mを超えるもの</td></tr>
<tr><td>3）煙突その他これに類するもの</td><td rowspan="6">高さ 15mを超えるもの</td></tr>
<tr><td>4）装飾塔、記念塔その他これらに類するもの</td></tr>
<tr><td>5）高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの</td></tr>
<tr><td>6）観光用のエレベーター、エスカレーター、その他これらに類するもの</td></tr>
<tr><td>7）ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの</td></tr>
<tr><td>8）メリーゴーラウンド、観覧車その他これらに類するもの</td></tr>
<tr><td>9）自動車車庫の用に供する立体的施設その他これらに類するもの</td><td rowspan="4">高さ 15mを超えるもの又は築造面積 1,000 ㎡を超えるもの</td></tr>
<tr><td>10）アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの</td></tr>
<tr><td>11）石油、ガス、穀物、飼料などの貯蔵又は処理の用に供する施設</td></tr>
<tr><td>12）汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類する処理施設</td></tr>
<tr><td>13）橋梁、高架道路、高架鉄道その他これらに類するもの</td><td>長さ 20mを超えるもの</td></tr>
<tr><td>14）太陽光発電施設</td><td>事業区域面積 1,000 ㎡以上のもの</td></tr>
<tr><td>15）風力発電施設</td><td>地盤面からの高さが 10ｍをこえるもの又は事業区域面積 1,000 ㎡以上のもの</td></tr>
</table>

開発行為	都市計画法第４条第 12 項に規定する開発行為で、開発区域面積が 2,000 ㎡以上のもの
特定照明	照明の新設・移設・改設及び色彩等の照明方式の変更で、届出対象となる規模の建築物及び工作物に設置される投光器、サーチライト、スポットライト、レーザーその他これらに類する物（以下、「投光器等」という）及び同敷地内に設置される投光器等。 ※ただし、沼津駅周辺地区を除く。

※ただし、市長が認めたものについては届出対象の適用除外とする。

（２）沼津駅周辺地区の届出対象行為

沼津駅周辺地区における届出対象行為は、以下の建築行為、建設行為とします。

<table>
<tr><th>行為</th><th colspan="2">対象となる規模・要件</th></tr>
<tr><td>建築物</td><td colspan="2">1　高さが 15m、又は延べ床面積が 1,000 ㎡を超える建築物の新築、増築、改築又は移転
2　高さが 15m、又は延べ床面積が 1,000 ㎡を超える建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、変更する部分の見付面積が当該見付面積の２分の１を超えるもの</td></tr>
<tr><td rowspan="15">工作物</td><td colspan="2">1　次に掲げる工作物の新設、増築、改築又は移転
2　次に掲げる工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、変更する部分の見付面積が当該見付面積の２分の１を超えるもの</td></tr>
<tr><td>1）擁壁その他これに類するもの</td><td>高さ５ｍを超えるもの</td></tr>
<tr><td>2）木柱、鉄柱、鉄筋コンクリート造の柱その他これらに類するもの</td><td>高さ 15ｍを超えるもの</td></tr>
<tr><td>3）煙突その他これに類するもの</td><td rowspan="6">高さ 15ｍを超えるもの</td></tr>
<tr><td>4）装飾塔、記念塔その他これらに類するもの</td></tr>
<tr><td>5）高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの</td></tr>
<tr><td>6）観光用のエレベーター、エスカレーター、その他これらに類するもの</td></tr>
<tr><td>7）ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの</td></tr>
<tr><td>8）メリーゴーラウンド、観覧車その他これらに類するもの</td></tr>
<tr><td>9）自動車車庫の用に供する立体的施設その他これらに類するもの</td><td rowspan="4">高さ 15ｍを超えるもの又は築造面積 1,000 ㎡を超えるもの</td></tr>
<tr><td>10）アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの</td></tr>
<tr><td>11）石油、ガス、穀物、飼料などの貯蔵又は処理の用に供する施設</td></tr>
<tr><td>12）汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類する処理施設</td></tr>
<tr><td>13）橋梁、高架道路、高架鉄道その他これらに類するもの</td><td>長さ 20ｍを超えるもの</td></tr>
<tr><td>14）太陽光発電施設</td><td>事業区域面積 1,000 ㎡以上のもの</td></tr>
<tr><td>15）風力発電施設</td><td>地盤面からの高さが 10ｍをこえるもの又は事業区域面積 1,000 ㎡以上のもの</td></tr>
<tr><td>開発行為</td><td colspan="2">都市計画法第４条第 12 項に規定する開発行為で、開発区域面積が 2,000 ㎡以上のもの</td></tr>
</table>

※ただし、市長が認めたものについては届出対象の適用除外とする。

（３）白隠のみち地区の届出対象行為

白隠のみち地区における届出対象行為は、以下の建築行為、建設行為とします。

<table>
<tr><th>行為</th><th colspan="2">対象となる規模・要件</th></tr>
<tr><td>建築物</td><td colspan="2">1　高さが 15m、又は延べ床面積が 1,000 ㎡を超える建築物の新築、増築、改築又は移転
2　高さが 15m、又は延べ床面積が 1,000 ㎡を超える建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、変更する部分の見付面積が当該見付面積の２分の１を超えるもの</td></tr>
<tr><td rowspan="16">工作物</td><td colspan="2">1　次に掲げる工作物の新設、増築、改築又は移転
2　次に掲げる工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、変更する部分の見付面積が当該見付面積の２分の１を超えるもの</td></tr>
<tr><td>1）擁壁その他これに類するもの</td><td>高さ５ｍを超えるもの</td></tr>
<tr><td>2）木柱、鉄柱、鉄筋コンクリート造の柱その他これらに類するもの</td><td>高さ 15ｍを超えるもの</td></tr>
<tr><td>3）煙突その他これに類するもの</td><td rowspan="6">高さ 15ｍを超えるもの</td></tr>
<tr><td>4）装飾塔、記念塔その他これらに類するもの</td></tr>
<tr><td>5）高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの</td></tr>
<tr><td>6）観光用のエレベーター、エスカレーター、その他これらに類するもの</td></tr>
<tr><td>7）ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの</td></tr>
<tr><td>8）メリーゴーラウンド、観覧車その他これらに類するもの</td></tr>
<tr><td>9）自動車車庫の用に供する立体的施設その他これらに類するもの</td><td rowspan="4">高さ 15ｍを超えるもの又は築造面積 1,000 ㎡を超えるもの</td></tr>
<tr><td>10）アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの</td></tr>
<tr><td>11）石油、ガス、穀物、飼料などの貯蔵又は処理の用に供する施設</td></tr>
<tr><td>12）汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類する処理施設</td></tr>
<tr><td>13）橋梁、高架道路、高架鉄道その他これらに類するもの</td><td>長さ 20ｍを超えるもの</td></tr>
<tr><td>14）太陽光発電施設</td><td>事業区域面積 1,000 ㎡以上のもの</td></tr>
<tr><td>15）風力発電施設</td><td>地盤面からの高さが 10ｍをこえるもの又は事業区域面積 1,000 ㎡以上のもの</td></tr>
<tr><td>開発行為</td><td colspan="2">都市計画法第４条第 12 項に規定する開発行為で、開発区域面積が 2,000 ㎡以上のもの</td></tr>
<tr><td>特定照明</td><td colspan="2">照明の新設・移設・改設及び色彩等の照明方式の変更で、届出対象となる規模の建築物及び工作物に設置される投光器、サーチライト、スポットライト、レーザーその他これらに類する物（以下、「投光器等」という）及び同敷地内に設置される投光器等。</td></tr>
</table>

※ただし、市長が認めたものについては届出対象の適用除外とする。

（４）沼津港周辺地区の届出対象行為

沼津港周辺地区における届出対象行為は、以下の建築行為、建設行為とします。

<table>
<tr><th>行為</th><th colspan="2">対象となる規模・要件</th></tr>
<tr><td>建築物</td><td colspan="2">1　建築物の新築、増築、改築又は移転
（増築、改築又は移転は 10 ㎡を超えるもの）
2　建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、変更する部分の見付面積が当該見付面積の２分の１を超えるもの</td></tr>
<tr><td rowspan="16">工作物</td><td colspan="2">1　次に掲げる工作物の新設、増築、改築又は移転
2　次に掲げる工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、変更する部分の見付面積が当該見付面積の２分の１を超えるもの</td></tr>
<tr><td>1）擁壁その他これに類するもの</td><td>高さ２ｍを超えるもの</td></tr>
<tr><td>2）木柱、鉄柱、鉄筋コンクリート造の柱その他これらに類するもの</td><td>高さ 15ｍを超えるもの</td></tr>
<tr><td>3）煙突その他これに類するもの</td><td>高さ６ｍを超えるもの</td></tr>
<tr><td>4）装飾塔、記念塔その他これらに類するもの</td><td>高さ４ｍを超えるもの</td></tr>
<tr><td>5）高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの</td><td>高さ８ｍを超えるもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">6）観光用のエレベーター、エスカレーター、その他これらに類するもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">7）ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">8）メリーゴーラウンド、観覧車その他これらに類するもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">9）自動車車庫の用に供する立体的施設その他これらに類するもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">10）アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">11）石油、ガス、穀物、飼料などの貯蔵又は処理の用に供する施設</td></tr>
<tr><td colspan="2">12）汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類する処理施設</td></tr>
<tr><td colspan="2">13）橋梁、高架道路、高架鉄道その他これらに類するもの</td></tr>
<tr><td>14）太陽光発電施設</td><td>事業区域面積 1,000 ㎡以上のもの</td></tr>
<tr><td>15）風力発電施設</td><td>地盤面からの高さが 10ｍをこえるもの又は事業区域面積 1,000 ㎡以上のもの</td></tr>
<tr><td>開発行為</td><td colspan="2">都市計画法第４条第 12 項に規定する開発行為で、開発区域面積が 2,000 ㎡以上のもの</td></tr>
<tr><td>特定照明</td><td colspan="2">照明の新設・移設・改設及び色彩等の照明方式の変更で、届出対象となる規模の建築物及び工作物に設置される投光器、サーチライト、スポットライト、レーザーその他これらに類する物（以下、「投光器等」という）及び同敷地内に設置される投光器等。</td></tr>
</table>

※ただし、市長が認めたものについては届出対象の適用除外とする。

（５）原駅前地区の届出対象行為

原駅前地区における届出行為は、以下の建築行為、建設行為とします。

<table>
<tr><th>行為</th><th colspan="2">対象となる規模・要件</th></tr>
<tr><td>建築物</td><td colspan="2">1　建築物の新築、増築、改築又は移転
（増築、改築又は移転は 10 ㎡を超えるもの）
2　建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、変更する部分の見付面積が当該見付面積の２分の１を超えるもの</td></tr>
<tr><td rowspan="17">工作物</td><td colspan="2">1　次に掲げる工作物の新設、増築、改築又は移転
2　次に掲げる工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、変更する部分の見付面積が当該見付面積の２分の１を超えるもの</td></tr>
<tr><td>1）擁壁その他これに類するもの</td><td>高さ２ｍを超えるもの</td></tr>
<tr><td>2）木柱、鉄柱、鉄筋コンクリート造の柱その他これらに類するもの</td><td>高さ 15ｍを超えるもの</td></tr>
<tr><td>3）煙突その他これに類するもの</td><td>高さ６ｍを超えるもの</td></tr>
<tr><td>4）装飾塔、記念塔その他これらに類するもの</td><td>高さ４ｍを超えるもの</td></tr>
<tr><td>5）高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの</td><td>高さ８ｍを超えるもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">6）観光用のエレベーター、エスカレーター、その他これらに類するもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">7）ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">8）メリーゴーラウンド、観覧車その他これらに類するもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">9）自動車車庫の用に供する立体的施設その他これらに類するもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">10）アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">11）石油、ガス、穀物、飼料などの貯蔵又は処理の用に供する施設</td></tr>
<tr><td colspan="2">12）汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類する処理施設</td></tr>
<tr><td colspan="2">13）橋梁、高架道路、高架鉄道その他これらに類するもの</td></tr>
<tr><td>14）太陽光発電施設</td><td>事業区域面積 1,000 ㎡以上のもの</td></tr>
<tr><td>15）風力発電施設</td><td>地盤面からの高さが 10ｍをこえるもの又は事業区域面積 1,000 ㎡以上のもの</td></tr>
<tr><td>開発行為</td><td colspan="2">都市計画法第４条第 12 項に規定する開発行為で、開発区域面積が 2,000 ㎡以上のもの</td></tr>
<tr><td>特定照明</td><td colspan="2">照明の新設・移設・改設及び色彩等の照明方式の変更で、届出対象となる規模の建築物及び工作物に設置される投光器、サーチライト、スポットライト、レーザーその他これらに類する物（以下、「投光器等」という）及び同敷地内に設置される投光器等。</td></tr>
</table>

※ただし、市長が認めたものについては届出対象の適用除外とする。

（６）戸田港周辺地区の届出対象行為

戸田港周辺地区における届出行為は、以下の建築行為、建設行為とします。

<table>
<tr><th>行為</th><th colspan="2">対象となる規模・要件</th></tr>
<tr><td>建築物</td><td colspan="2">1　高さが 15m、又は延べ床面積が 1,000 ㎡を超える建築物の新築、増築、改築又は移転
2　高さが 15m、又は延べ床面積が 1,000 ㎡を超える建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、変更する部分の見付面積が当該見付面積の２分の１を超えるもの
3　ゾーンごとに定められている色彩基準（118 ページ以降）で建築物の外壁、屋根の推奨色彩範囲以外の色彩を使用するもの。（景観を壊す色彩範囲は使用を避けること。）</td></tr>
<tr><td rowspan="16">工作物</td><td colspan="2">1　次に掲げる工作物の新設、増築、改築又は移転
2　次に掲げる工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、変更する部分の見付面積が当該見付面積の２分の１を超えるもの</td></tr>
<tr><td>1）擁壁その他これに類するもの</td><td>高さ５ｍを超えるもの</td></tr>
<tr><td>2）木柱、鉄柱、鉄筋コンクリート造の柱その他これらに類するもの</td><td>高さ 15ｍを超えるもの</td></tr>
<tr><td>3）煙突その他これに類するもの</td><td rowspan="6">高さ 15ｍを超えるもの</td></tr>
<tr><td>4）装飾塔、記念塔その他これらに類するもの</td></tr>
<tr><td>5）高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの</td></tr>
<tr><td>6）観光用のエレベーター、エスカレーター、その他これらに類するもの</td></tr>
<tr><td>7）ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの</td></tr>
<tr><td>8）メリーゴーラウンド、観覧車その他これらに類するもの</td></tr>
<tr><td>9）自動車車庫の用に供する立体的施設その他これらに類するもの</td><td rowspan="4">高さ 15ｍを超えるもの又は築造面積 1,000 ㎡を超えるもの</td></tr>
<tr><td>10）アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの</td></tr>
<tr><td>11）石油、ガス、穀物、飼料などの貯蔵又は処理の用に供する施設</td></tr>
<tr><td>12）汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類する処理施設</td></tr>
<tr><td>13）橋梁、高架道路、高架鉄道その他これらに類するもの</td><td>長さ 20ｍを超えるもの</td></tr>
<tr><td>14）太陽光発電施設</td><td>事業区域面積 1,000 ㎡以上のもの</td></tr>
<tr><td>15）風力発電施設</td><td>地盤面からの高さが 10ｍをこえるもの又は事業区域面積 1,000 ㎡以上のもの</td></tr>
<tr><td>開発行為</td><td colspan="2">都市計画法第４条第 12 項に規定する開発行為で、開発区域面積が 2,000 ㎡以上のもの</td></tr>
<tr><td>特定照明</td><td colspan="2">照明の新設・移設・改設及び色彩等の照明方式の変更で、届出対象となる規模の建築物及び工作物に設置される投光器、サーチライト、スポットライト、レーザーその他これらに類する物（以下、「投光器等」という）及び同敷地内に設置される投光器等。</td></tr>
</table>

※ただし、市長が認めたものについては届出対象の適用除外とする。

２）良好な景観の形成のための基準

（１）市域全体の景観形成基準

市域全体の景観形成基準は次のとおりとします。（景観形成基準重点地区を除く）

①建築物

ア　景観形成基準

項目	制限内容
形態・意匠	・周辺や背景の自然景観やまち並み景観と調和する形態、意匠とすること。 ・外壁、屋根など外観の色彩は、周辺の自然景観やまち並み景観との調和を図ること。 ・壁面は、単調なデザインによる圧迫感を少なくするよう努めること。 ・屋根形状は、勾配屋根とするなど、後背の自然景観や周辺のまち並み景観との調和に努めること。 ・付帯設備は、できる限り露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合は、建築物全体との調和を図ること。
高さ	・周辺のまち並み景観の中で、できる限り突出した印象を与えないよう努めること。
壁面の位置	・道路に面する部分には、歩行者の滞留空間となる公開空地の確保に努めること。
緑化	・行為地内の道路に面する部分はできる限り緑化を図ること。

イ　変更命令基準

項目	制限内容
色彩	・建築物の外観の色彩の制限は、日本産業規格 Z8721〔色の表示方法－三属性による表示〕（以下、マンセル値と呼ぶ。）において、以下のとおりとする。 ①　0.0R～10R　　彩度４以下とする。 ②　0.0YR～５Y　　彩度６以下とする。 ③　上記以外の色相　彩度２以下とする。 ・ただし、以下に掲げるものについてはこの限りではない。 ①　建築物の着色していない木材、土壁、ガラス、天然石等の材料によって仕上げられる部分の色彩 ②　建築物の見付面積の 10 分の１未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩 ③　他の法令等に基づき使用される色彩 ④　市長が特別の理由があると認める色彩

※届出対象行為に基づき届出された行為が「景観形成基準」に適合しない場合は、景観法第 16 条第３項に基づき、設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することとなります。

同様に、「変更命令基準」に適合しない場合は、景観法第 17 条第１項に基づき、設計の変更その他の必要な措置をとることを命じることとなります。

②工作物（太陽光発電施設・風力発電施設以外のもの）

ア　景観形成基準

項目	制限内容
形態・意匠	・周辺や背景の自然景観やまち並み景観と調和する形態、意匠とすること。 ・付帯設備は、できる限り露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合は、工作物全体との調和を図ること。 ・建築物に隣接して工作物を設置する場合は、建築物との調和に努めること。 ・擁壁を設置する場合は、圧迫感を軽減するために、緑化及び素材、形態に配慮すること。 ・橋梁、高架道路、高架鉄道の整備については、全体のバランスや桁側面、橋脚、配管など各部の形態、意匠を工夫し、量感や圧迫感の軽減に努めるとともに、周辺の自然環境やまち並みとの調和に努めること。
高さ	・周辺のまち並み景観の中で、できる限り突出した印象を与えないよう努めること。
緑化	・行為地内の道路に面する部分はできる限り緑化を図ること。

イ　変更命令基準

項目	制限内容
色彩	・工作物の外観の色彩の制限は、マンセル値において、以下のとおりとする。 ①　0.0R～10R　　彩度４以下とする。 ②　0.0YR～５Y　　彩度６以下とする。 ③　上記以外の色相　彩度２以下とする。 ・ただし、以下に掲げるものについてはこの限りではない。 ①　工作物の着色していない木材、土壁、ガラス、天然石等の材料によって仕上げられる部分の色彩 ②　工作物の見付面積の 10 分の１未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩 ③　他の法令等に基づき使用される色彩 ④　市長が特別の理由があると認める色彩

※届出対象行為に基づき届出された行為が「景観形成基準」に適合しない場合は、景観法第 16 条第３項に基づき、設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することとなります。

同様に、「変更命令基準」に適合しない場合は、景観法第 17 条第１項に基づき、設計の変更その他の必要な措置をとることを命じることとなります。

③工作物（太陽光発電施設）（市域全体及び景観形成重点地区共通）

ア　景観形成基準

項目	制限内容
形態・意匠	・太陽光発電施設は自然とまち並み景観との調和を図ること。
高さ	・太陽光電池モジュールの最上部は、できるだけ低くし、周辺との調和を図ること。
緑化	・行為地内の道路に面する部分はできる限り緑化による修景を図ること。

イ　変更命令基準

項目	制限内容
色彩	・太陽電池モジュールの色彩は、周辺の景観になじむよう低明度・低彩度のもの、低反射のものを使用すること。 ・外観の色彩の制限は、マンセル値において、以下のとおりとする。 ①　無彩色（N値）以外の色相　彩度２以下とする。 ②　明度は２以下とする。 ・太陽電池モジュールのフレームについては、出来る限りモジュールと同等の色彩のものとし、低反射のものを使用すること。 ・パワーコンディショナー、分電盤、送電柱等の附属設備の色彩は、周囲の景観と調和するものを使用すること。 ・太陽光発電設備の周辺の囲いの色彩は、低明度・低彩度とすること。

※届出対象行為に基づき届出された行為が「景観形成基準」に適合しない場合は、景観法第 16 条第３項に基づき、設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することとなります。

同様に、「変更命令基準」に適合しない場合は、景観法第 17 条第１項に基づき、設計の変更その他の必要な措置をとることを命じることとなります。

④工作物（風力発電施設）（市域全体及び景観形成重点地区共通）

ア　景観形成基準

項目	制限内容
形態・意匠	・主要な眺望点、主要な道路などから見た場合、富士山や山並みへの景観を阻害しないよう配置の工夫や植栽などにより修景すること。
高さ	・周辺の自然環境との調和を図ること。 ・山並みや丘陵等の稜線を遮らないようにすること。

イ　変更命令基準

項目	制限内容
色彩	・外観の色彩は、環境融和色を使用すること。 ・外観の色彩の制限は、マンセル値において、以下のとおりとする。 ①　無彩色（N値）を基調とする。 ②　無彩色（N値）以外の色相　彩度２以下とする。 ③　明度は７以上とする。 ・ただし、以下に掲げるものについてはこの限りではない。 ①　他の法令等に基づき使用される色彩 ②　市長が特別の理由があると認める色彩

※届出対象行為に基づき届出された行為が「景観形成基準」に適合しない場合は、景観法第 16 条第３項に基づき、設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することとなります。

同様に、「変更命令基準」に適合しない場合は、景観法第 17 条第１項に基づき、設計の変更その他の必要な措置をとることを命じることとなります

【市域全体の色彩の基準の範囲】

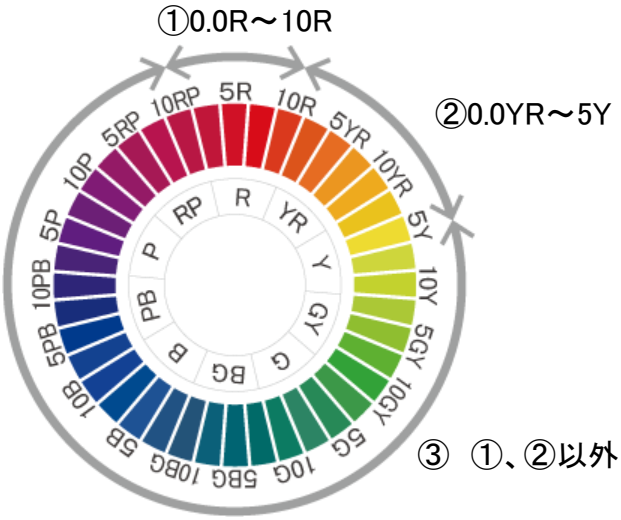

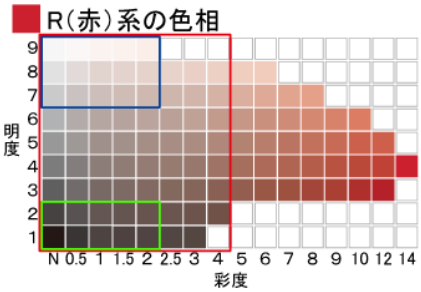

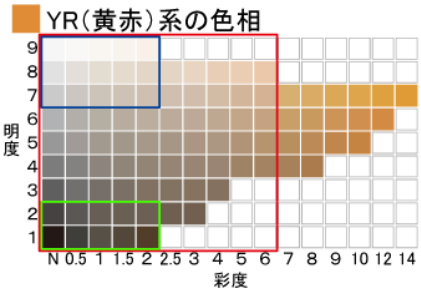

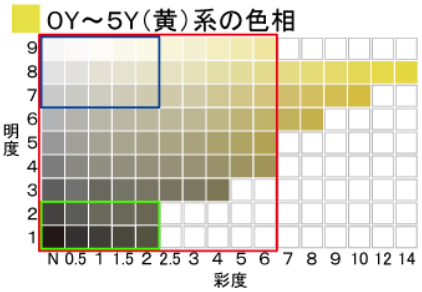

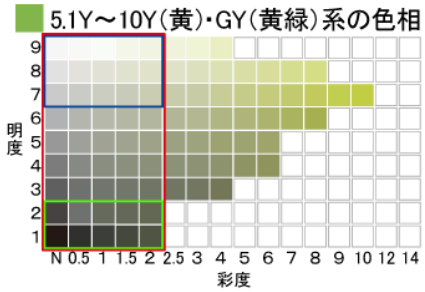

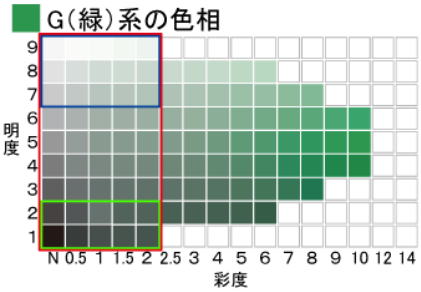

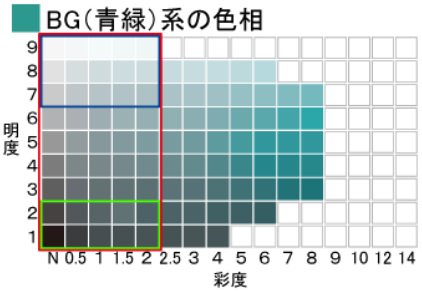

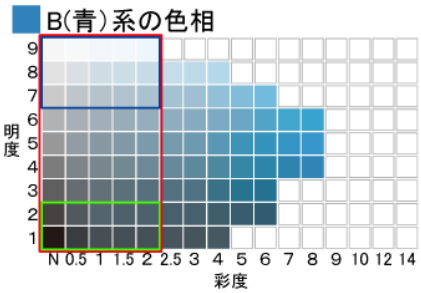

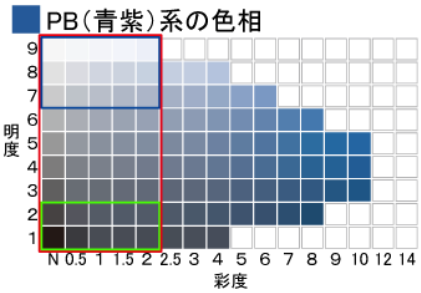

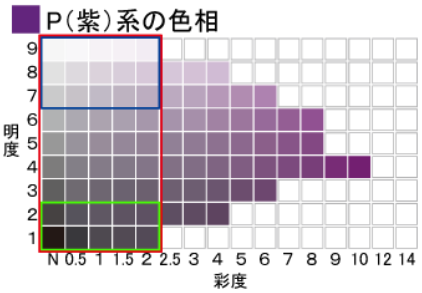

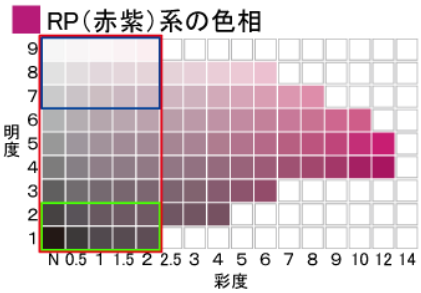

建築物・工作物	太陽光発電施設	風力発電施設

⑤開発行為

項目	制限内容
擁壁、法面等	・現況の地形をできる限り活かし、長大な擁壁や法面が生じないようにすること。 ・擁壁は、素材、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観及びまち並みとの調和に努めること。 ・法面は、緑化等により周辺の景観及びまち並みとの調和に努めること。 ・フェンス等の色彩、形状は周辺の景観及びまち並みとの調和に努めること。
緑化	・できる限り公共施設に面する部分に緑化を行うこと。 ・樹種、配置の工夫等により周辺の景観及びまち並みとの調和に努めること。 ・良好な既存の樹木はできる限り保全及び活用に努めること。

⑥特定照明

制限内容
・特定の対象物を照射するものとし、光源を空など上空に向けての照射を避けるとともに、光源等にカバーやルーバーを設置する等により、無秩序に周辺や上空へ光が漏れるのを防止すること。

※届出対象行為に基づき届出された行為が上記の制限内容に適合しない場合は、景観法第 16 条第３項に基づき、設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することとなります。

（２）沼津駅周辺地区の景観形成基準

沼津駅周辺地区の景観形成基準は次のとおりとします。

①建築物

ア　景観形成基準

項目	制限内容
形態・意匠	・周辺のまち並みと調和する形態、意匠とすること。 ・外壁、屋根などは、まち並みの連続性に配慮し、周辺建築物と調和するデザイン、色彩とすること。 ・壁面は、単調なデザインによる圧迫感を少なくするよう努めること。 ・付帯設備は、できる限り露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合は、建築物全体との調和を図ること。 ・商業施設等の低層部は、十分な開口部や開放的なデザインにするなど、歩行者空間の賑わいを演出すること。 ・ショーウィンドウの設置や適切な夜間照明により、魅力ある通りの夜間景観を演出に努めること。 ・オープンスペースなどの舗装の材質、色彩などは、接する歩道との連続性に配慮すること。 ・駐車場や駐輪場のスペースは、緑による遮蔽などにより、歩道空間などから目立たなくするよう工夫に努めること。
緑化	・行為地内の道路に面する部分はできる限り緑化を図ること。

イ　変更命令基準

項目	制限内容
色彩	・建築物の外観の色彩の制限は、マンセル値において、以下のとおりとする。 ①　0.0R～10R　　彩度４以下とする。 ②　0.0YR～５Y　　彩度６以下とする。 ③　上記以外の色相　彩度２以下とする。 ④　明度は２以上とする。 ・ただし、以下に掲げるものについてはこの限りではない。 ①　建築物の着色していない木材、土壁、ガラス、天然石等の材料によって仕上げられる部分の色彩 ②　建築物の見付面積の 10 分の１未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩 ③　他の法令等に基づき使用される色彩 ④　市長が特別の理由があると認める色彩

※届出対象行為に基づき届出された行為が「景観形成基準」に適合しない場合は、景観法第 16 条第３項に基づき、設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することとなります。

同様に、「変更命令基準」に適合しない場合は、景観法第 17 条第１項に基づき、設計の変更その他の必要な措置をとることを命じることとなります。

②工作物（太陽光発電施設・風力発電施設以外のもの）

※太陽光発電施設・風力発電施設の基準については、市域全体（73～75 ページ）を参照。

ア　景観形成基準

項目	制限内容
形態・意匠	・周辺のまち並みと調和する形態、意匠とすること。 ・付帯設備は、できる限り露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合は、工作物全体との調和を図ること。 ・オープンスペースなどの舗装の材質、色彩などは、接する歩道との連続性に配慮すること。 ・駐車場や駐輪場など建築物に隣接して工作物を設置する場合は、建築物との調和に努めること。 ・擁壁を設置する場合は、圧迫感を軽減するために、緑化及び素材、形態に配慮すること。 ・橋梁、高架道路、高架鉄道の整備については、全体のバランスや桁側面、橋脚、配管など各部の形態、意匠を工夫し、量感や圧迫感の軽減に努めるとともに、周辺の自然環境やまち並みとの調和に努めること。
緑化	・行為地内の道路に面する部分はできる限り緑化を図ること。

イ　変更命令基準

項目	制限内容
色彩	・工作物の外観の色彩の制限は、マンセル値において、以下のとおりとする。 ①　0.0R～10R　　彩度４以下とする。 ②　0.0YR～５Y　　彩度６以下とする。 ③　上記以外の色相　彩度２以下とする。 ④　明度は２以上とする。 ・ただし、以下に掲げるものについてはこの限りではない。 ①　工作物の着色していない木材、土壁、ガラス、天然石等の材料によって仕上げられる部分の色彩 ②　工作物の見付面積の 10 分の１未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩 ③　他の法令等に基づき使用される色彩 ④　市長が特別の理由があると認める色彩

※届出対象行為に基づき届出された行為が「景観形成基準」に適合しない場合は、景観法第 16 条第３項に基づき、設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することとなります。

同様に、「変更命令基準」に適合しない場合は、景観法第 17 条第１項に基づき、設計の変更その他の必要な措置をとることを命じることとなります。

【沼津駅周辺地区の色彩の基準の範囲】

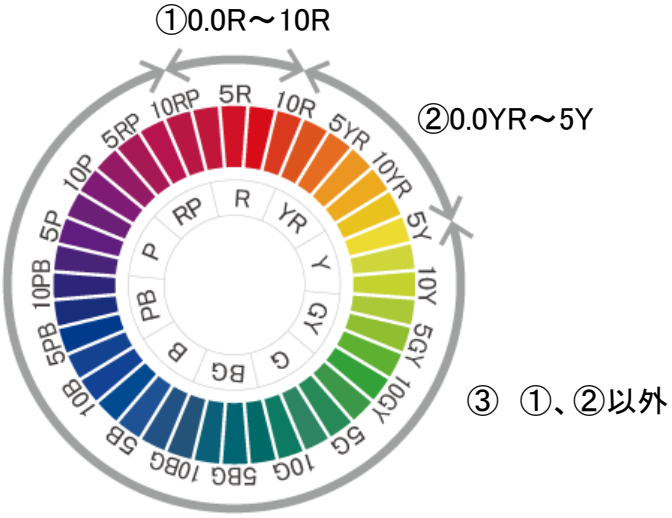

R(赤)系の色相

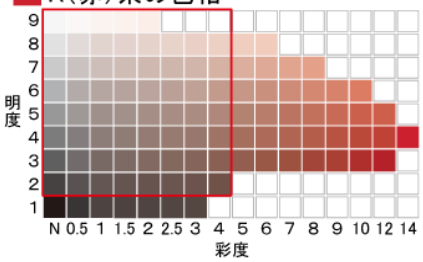

YR(黄赤)系の色相

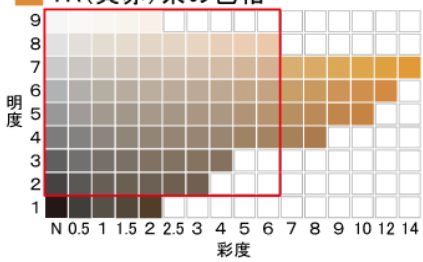

0Y～5Y(黄)系の色相

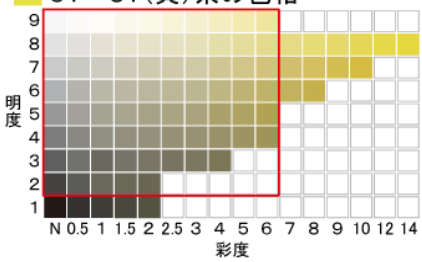

5.1Y～10Y(黄)・GY(黄緑)系の色相

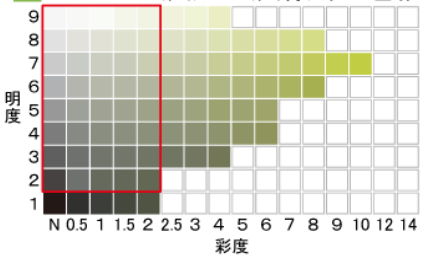

G(緑)系の色相

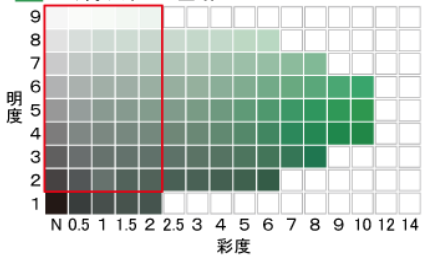

BG(青緑)系の色相

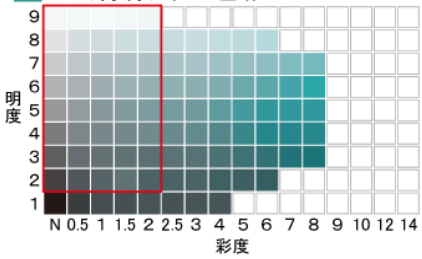

B(青)系の色相

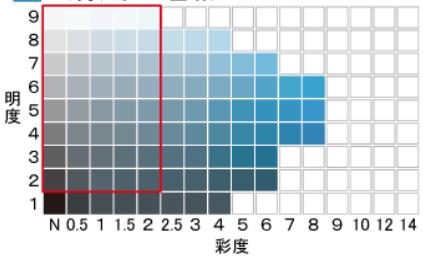

PB(青紫)系の色相

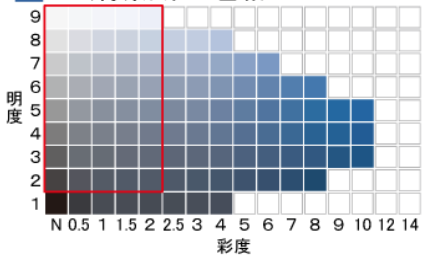

P(紫)系の色相

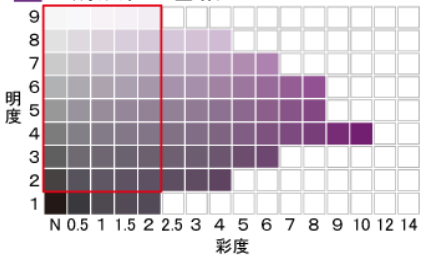

RP(赤紫)系の色相

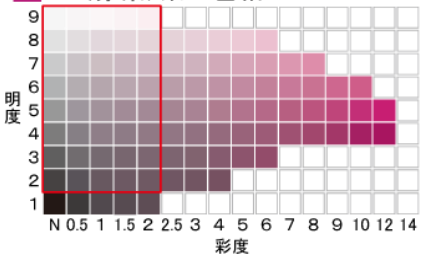

③開発行為

項目	制限内容
擁壁、法面等	・現況の地形をできる限り活かし、長大な擁壁や法面が生じないようにすること。 ・擁壁は、素材、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観及びまち並みとの調和に努めること。 ・法面は、緑化等により周辺の景観及びまち並みとの調和に努めること。 ・フェンス等の色彩、形状は周辺の景観及びまち並みとの調和に努めること。
緑化	・できる限り公共施設に面する部分に緑化を行うこと。 ・樹種、配置の工夫等により周辺の景観及びまち並みとの調和に努めること。 ・良好な既存の樹木はできる限り保全及び活用に努めること。

※届出対象行為に基づき届出された行為が上記の制限内容に適合しない場合は、景観法第 16 条第３項に基づき、設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することとなります。

（３）白隠のみち地区の景観形成基準

白隠のみち地区の景観形成基準は次のとおりとします。

項目	制限内容
道路後退	・ゆとりある道路幅員を確保するため、敷地境界は、道路中心から２ｍ後退するよう努める。
色彩	・屋根、庇、外壁などの色は、周囲と調和がとれた落ち着きのある色彩となるよう努める。
垣・柵	・道路に面して垣根などを設ける場合は、生垣や木又は竹製のものなど、古くからある風情のあるものとし、安全で圧迫感のないものとなるよう努める。
緑化	・道路に面する部分には、できる限り緑化を図るよう努める。
付帯設備	・空調屋外機などの建築設備機器は、道路から目立たない位置への設置、または、道路から見えないよう被いを設置するなど配慮する。
屋外広告物	・屋外広告物は、まち並み景観と調和する落ち着きのあるものとなるよう、規模、意匠、色彩等に配慮する。

（４）沼津港周辺地区の景観形成基準

〈ゾーン区分〉

景観特性から区域内を次のように６つのゾーンに区分し、ゾーン毎に景観形成基準を定めます。

ゾーン名称	ゾーンの考え方
水産・商工ゾーン	・水産関連の飲食店や土産物店が集積しており、魚市場らしさを活かしたまち並み景観を創出するゾーン
内港北ゾーン	・内港北側、（都）沼津駅沼津港線と接する沼津港のエントランス部分であり、これに相応しい景観を創出するゾーン
内港ゾーン	・内港を取り囲む区域であり、水辺との調和に配慮し、統一感のある景観を創出するゾーン
住宅地ゾーン	・主に住宅地が集積しており、落ちつきのある閑静な住宅地景観を創出するゾーン
公共施設集積ゾーン	・港口公園や沼津市中部浄化プラント等公共施設が集積しており、質の高い緑豊かな景観を創出するゾーン
外港ゾーン	・外港周辺部の区域で、周辺景観との調和に配慮し、景観の改善を図るゾーン

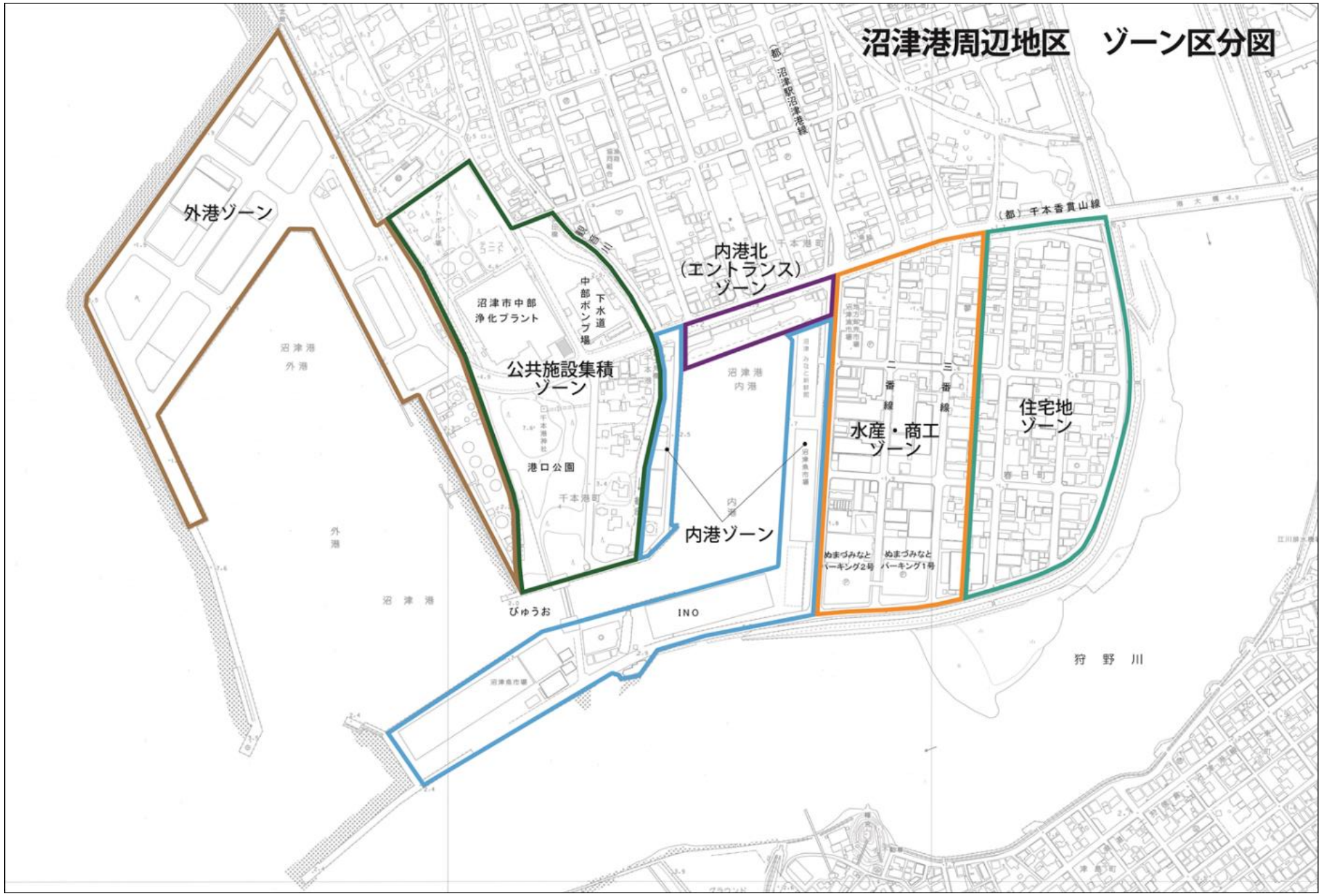
沼津港周辺地区　ゾーン区分図
外港ゾーン
公共施設集積
ゾーン
内港北
（エントランス）
ゾーン
内港ゾーン
水産・商工
ゾーン
住宅地
ゾーン
沼津市中部
浄化プラント
中部ポンプ場
下水道
港口公園
沼津港
外港
沼津港
内港
沼津港
びゅうお
INO
ぬまづみなと
パーキング2号
ぬまづみなと
パーキング1号
二番線
三番線
（都）千本香貫山線
（都）沼津駅沼津港線
狩野川

■水産・商工ゾーン

①建築物

項目	制限内容
配置	――
高さ	・建築物の高さは 15m以下とすること。 ただし、津波避難のためにやむを得ない場合を除く。
屋根	・屋根形状は、原則として勾配屋根とするとともに、周辺のまち並み景観との調和を図ること。 ただし、津波避難のためにやむを得ない場合を除く。
付帯設備	・屋上に付帯する設備は、びゅうおの展望台からの眺望に配慮し、出来る限り見えない位置に設置するとともに、やむを得ず露出する場合は、屋根と同一色彩とする等、建築物との調和に配慮し、目立ち難くすること。
色彩	・建築物の壁面、屋根の色彩は、周辺の建築物、工作物、または後背の自然景観との調和に配慮した色彩を使用するとともに、高彩度や低明度の色彩の使用を控えること。 ・建築物の壁面において、マンセル値の０ＰＢ～５ＲＰの色相（※1）を使用するときは、建築物の壁面及び工作物の見付面積の 10 分の１未満程度の範囲内とすること。
緑化	・店舗前へのテラコッタによる草花の配置など、草花による店舗演出に努めること。
屋外広告物（※２）	・屋外広告物の掲出にあたっては、高さ、規模、意匠などについて、周辺のまち並み景観との調和を図ること。

②工作物（太陽光発電施設・風力発電施設以外のもの）

※太陽光発電施設・風力発電施設の基準については、市域全体（73～75 ページ）を参照。

項目	制限内容
配置	――
付帯設備	・工作物の上部に付帯する設備は、びゅうおの展望台からの眺望に配慮し、出来る限り見えない位置に設置するとともに、やむを得ず露出する場合は、工作物と同一色彩とする等、設置する工作物との調和に配慮し、目立ち難くすること。
色彩	・工作物の色彩は、周辺の建築物、工作物、または後背の自然景観との調和に配慮した色彩を使用するとともに、高彩度や低明度の色彩の使用を控えること。 ・工作物において、マンセル値の０ＰＢ～５ＲＰの色相（※1）を使用するときは、建築物の壁面及び工作物の見付面積の 10 分の１未満程度の範囲内とすること。
緑化	・店舗前へのテラコッタによる草花の配置など、草花による店舗演出に努めること。
屋外広告物（※２）	・屋外広告物の掲出にあたっては、高さ、規模、意匠などについて、周辺のまち並みとの調和を図ること。

※２　別途、沼津市屋外広告物条例に基づく基準がある。

■内港北ゾーン

①建築物

項目	制限内容
配置	・（都）沼津駅沼津港線と（都）千本香貫山線の結節部付近からの内港水辺の眺望を遮らない配置とすること。
高さ	・内港南部視点場からの富士山の眺望を遮らない高さとすること。
屋根	・屋根形状は、原則として勾配屋根とするとともに、周辺のまち並み景観との調和を図ること。 ただし、津波避難のためにやむを得ない場合を除く。
付帯設備	・屋上に付帯する設備は、びゅうおの展望台からの眺望に配慮し、出来る限り見えない位置に設置するとともに、やむを得ず露出する場合は、屋根と同一色彩とする等、建築物との調和に配慮し、目立ち難くすること。
色彩	・建築物の壁面、屋根の色彩は、周辺の建築物、工作物、または後背の自然景観との調和に配慮した色彩を使用するとともに、高彩度や低明度の色彩の使用を控えること。・建築物の壁面において、マンセル値の０ＰＢ～５ＲＰの色相（※1）を使用するときは、建築物の壁面及び工作物の見付面積の 10 分の１未満程度の範囲内とすること。
緑化	・高木などによる緑化に努めること。
屋外広告物 （※２）	・屋外広告物の掲出にあたっては、高さ、規模、意匠などについて、周辺のまち並み景観との調和を図ること。

②工作物（太陽光発電施設・風力発電施設以外のもの）

※太陽光発電施設・風力発電施設の基準については、市域全体（73～75 ページ）を参照。

項目	制限内容
配置	・（都）沼津駅沼津港線と（都）千本香貫山線の結節部付近からの内港水辺の眺望を遮らない配置とすること。
付帯設備	・工作物の上部に付帯する設備は、びゅうおの展望台からの眺望に配慮し、出来る限り見えない位置に設置するとともに、やむを得ず露出する場合は、工作物と同一色彩とする等、設置する工作物との調和に配慮し、目立ち難くすること。
色彩	・工作物の色彩は、周辺の建築物、工作物、または後背の自然景観との調和に配慮した色彩を使用するとともに、高彩度や低明度の色彩の使用を控えること。 ・工作物において、マンセル値の０ＰＢ～５ＲＰの色相（※1）を使用するときは、建築物の壁面及び工作物の見付面積の 10 分の１未満程度の範囲内とすること。
緑化	・高木などによる緑化に努めること。
屋外広告物 （※２）	・屋外広告物の掲出にあたっては、高さ、規模、意匠などについて、周辺のまち並みとの調和を図ること。

※２　別途、沼津市屋外広告物条例に基づく基準がある。

■内港ゾーン

①建築物

項目	制限内容
配置	――
高さ	・建築物の高さは 10m以下とすること。ただし、津波避難のためにやむを得ない場合を除く。
屋根	・屋根形状は、原則として勾配屋根とするとともに、周辺のまち並み景観との調和を図ること。 ただし、津波避難のためにやむを得ない場合を除く。
付帯設備	・屋上に付帯する設備は、びゅうおの展望台からの眺望に配慮し、出来る限り見えない位置に設置するとともに、やむを得ず露出する場合は、屋根と同一色彩とする等、建築物との調和に配慮し、目立ち難くすること。
色彩	・建築物の壁面、屋根の色彩は、周辺の建築物、工作物、または後背の自然景観との調和に配慮した色彩を使用するとともに、高彩度や低明度の色彩の使用を控えること。・建築物の壁面において、マンセル値の０ＰＢ～５ＲＰの色相（※1）を使用するときは、建築物の壁面及び工作物の見付面積の 10 分の１未満程度の範囲内とすること。
緑化	――
屋外広告物（※２）	・屋外広告物の掲出にあたっては、高さ、規模、意匠などについて、周辺のまち並み景観との調和を図ること。

②工作物（太陽光発電施設・風力発電施設以外のもの）

※太陽光発電施設・風力発電施設の基準については、市域全体（73～75 ページ）を参照。

項目	制限内容
配置	――
付帯設備	・工作物の上部に付帯する設備は、びゅうおの展望台からの眺望に配慮し、出来る限り見えない位置に設置するとともに、やむを得ず露出する場合は、工作物と同一色彩とする等、設置する工作物との調和に配慮し、目立ち難くすること。
色彩	・工作物の色彩は、周辺の建築物、工作物、または後背の自然景観との調和に配慮した色彩を使用するとともに、高彩度や低明度の色彩の使用を控えること。 ・工作物において、マンセル値の０ＰＢ～５ＲＰの色相（※1）を使用するときは、建築物の壁面及び工作物の見付面積の 10 分の１未満程度の範囲内とすること。
緑化	――
屋外広告物（※２）	・屋外広告物の掲出にあたっては、高さ、規模、意匠などについて、周辺のまち並みとの調和を図ること。

※２　別途、沼津市屋外広告物条例に基づく基準がある。

■住宅地ゾーン

①建築物

項目	制限内容
配置	——
高さ	——
屋根	——
付帯設備	・屋上に付帯する設備は、びゅうおの展望台からの眺望に配慮し、出来る限り見えない位置に設置するとともに、やむを得ず露出する場合は、屋根と同一色彩とする等、建築物との調和に配慮し、目立ち難くすること。
色彩	・建築物の壁面、屋根の色彩は、周辺の建築物、工作物、または後背の自然景観との調和に配慮した色彩を使用するとともに、高彩度や低明度の色彩の使用を控えること。
緑化	——
屋外広告物（※２）	・屋外広告物の掲出にあたっては、高さ、規模、意匠などについて、周辺のまち並み景観との調和を図ること。

②工作物（太陽光発電施設・風力発電施設以外のもの）

※太陽光発電施設・風力発電施設の基準については、市域全体（73～75 ページ）を参照。

項目	制限内容
配置	——
付帯設備	・工作物の上部に付帯する設備は、びゅうおの展望台からの眺望に配慮し、出来る限り見えない位置に設置するとともに、やむを得ず露出する場合は、工作物と同一色彩とする等、設置する工作物との調和に配慮し、目立ち難くすること。
色彩	・工作物の色彩は、周辺の建築物、工作物、または後背の自然景観との調和に配慮した色彩を使用するとともに、高彩度や低明度の色彩の使用を控えること。
緑化	・垣・柵の生垣化に努めること。
屋外広告物（※２）	・屋外広告物の掲出にあたっては、高さ、規模、意匠などについて、周辺のまち並みとの調和を図ること。

※２　別途、沼津市屋外広告物条例に基づく基準がある。

■公共施設集積ゾーン

①建築物

項目	制限内容
配置	――
高さ	――
屋根	――
付帯設備	・屋上に付帯する設備は、びゅうおの展望台からの眺望に配慮し、出来る限り見えない位置に設置するとともに、やむを得ず露出する場合は、屋根と同一色彩とする等、建築物との調和に配慮し、目立ち難くすること。
色彩	・建築物の壁面、屋根の色彩は、周辺の建築物、工作物、または後背の自然景観との調和に配慮した色彩を使用するとともに、高彩度や低明度の色彩の使用を控えること。
緑化	・既存樹木の保全及び敷地内の緑化に努めること。
屋外広告物（※２）	・屋外広告物の掲出にあたっては、高さ、規模、意匠などについて、周辺のまち並み景観との調和を図ること。

②工作物（太陽光発電施設・風力発電施設以外のもの）

※太陽光発電施設・風力発電施設の基準については、市域全体（73～75 ページ）を参照。

項目	制限内容
配置	――
付帯設備	・工作物の上部に付帯する設備は、びゅうおの展望台からの眺望に配慮し、出来る限り見えない位置に設置するとともに、やむを得ず露出する場合は、工作物と同一色彩とする等、設置する工作物との調和に配慮し、目立ち難くすること。
色彩	・工作物の色彩は、周辺の建築物、工作物、または後背の自然景観との調和に配慮した色彩を使用するとともに、高彩度や低明度の色彩の使用を控えること。
緑化	・垣・柵の生垣化に努めること。 ・既存樹木の保全及び敷地内の緑化に努めること。
屋外広告物（※２）	・屋外広告物の掲出にあたっては、高さ、規模、意匠などについて、周辺のまち並みとの調和を図ること。

※２　別途、沼津市屋外広告物条例に基づく基準がある。

■外港ゾーン

①建築物

項目	制限内容
配置	――
高さ	――
屋根	・屋根緑化、または屋上緑化に努めること。
付帯設備	・屋上に付帯する設備は、びゅうおの展望台からの眺望に配慮し、出来る限り見えない位置に設置するとともに、やむを得ず露出する場合は、屋根と同一色彩とする等、建築物との調和に配慮し、目立ち難くすること。
色彩	・建築物屋根の色彩は、マンセル値において、以下のとおりとすること。 ①2.5ＹＲ～５Ｙ　　明度　４～７、彩度　６以下とする。 ただし、屋根緑化、屋上緑化を施した屋根については、緑化と調和した色彩とすること。 ・建築物の壁面の色彩は、上記の屋根の色彩との調和を図ること。
緑化	――
屋外広告物（※２）	・屋外広告物の掲出にあたっては、高さ、規模、意匠などについて、周辺のまち並み景観との調和を図ること。

②工作物（太陽光発電施設・風力発電施設以外のもの）

※太陽光発電施設・風力発電施設の基準については、市域全体（73～75 ページ）を参照。

項目	制限内容
配置	――
付帯設備	・工作物の上部に付帯する設備は、びゅうおの展望台からの眺望に配慮し、出来る限り見えない位置に設置するとともに、やむを得ず露出する場合は、工作物と同一色彩とする等、設置する工作物との調和に配慮し、目立ち難くすること。
色彩	・工作物の色彩は、周囲の建築物屋根等の色彩との調和を図ること。
緑化	――
屋外広告物（※２）	・屋外広告物の掲出にあたっては、高さ、規模、意匠などについて、周辺のまち並みとの調和を図ること。

※２　別途、沼津市屋外広告物条例に基づく基準がある。

【沼津港周辺地区の色彩の基準の範囲】

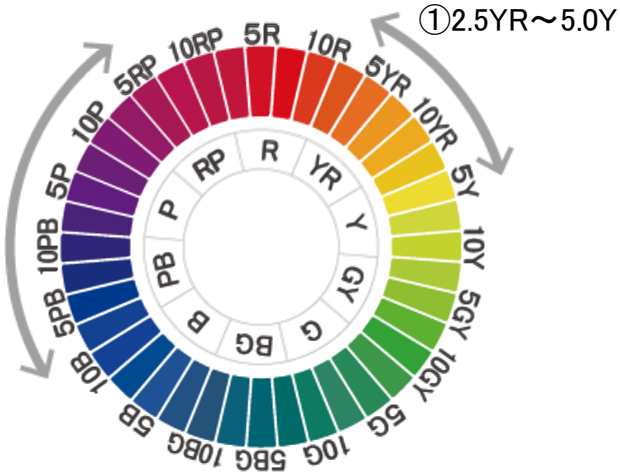

①2.5ＹＲ～５Ｙ

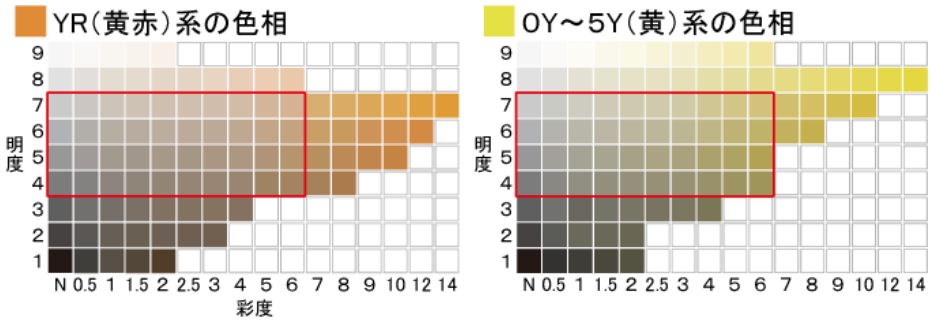

※1　０ＰＢ～５ＲＰの色相…建築物の壁面及び工作物の見付面積の 10 分の１未満程度の範囲内とする色彩

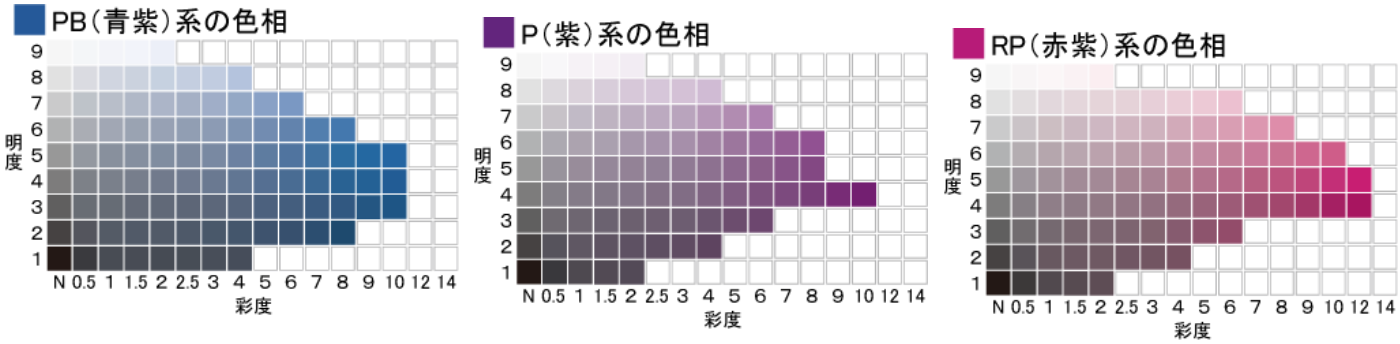

（５）原駅前地区の景観形成基準

〈ゾーン区分〉

景観特性から区域内を次のように６つのゾーンに区分し、ゾーン毎に景観形成基準を定めます。

ゾーン名称	ゾーンの考え方
原駅町沖線 沿道南ゾーン （原駅前～旧東海道）	・JR 原駅前周囲及び（都）原駅町沖線の旧東海道までの沿道区間であり、駅前広場整備や道路改良事業が実施されているゾーン。 ・商業店舗が集積するとともに、本地区の主要な景観軸であり、本地区の中心部として相応しい景観を創出するゾーン。 ・ゾーンの範囲は、当該区間における道路境界から 15mの範囲、原駅前広場の周囲 20mの範囲とする。（原駅に面する南側を除く）
原駅町沖線 沿道北ゾーン	・（都）原駅町沖線における旧東海道以北の沿道区間であり、本地区の南北軸となる沿道ゾーン。 ・落ち着きのある良好な住宅地が連続するまち並み景観を創出するゾーン。 ・ゾーンの範囲は、当該区間における道路境界から 15mの範囲とする。
旧東海道沿道ゾーン	・旧東海道の沿道であり、昔ながらの住宅や伊豆石の石塀など見られ、原宿が位置していたことを偲ばせるゾーン。 ・原宿が存在していた旧東海道の雰囲気を偲ばせる景観を保全、創出を図るゾーン。 ・ゾーンの範囲は、当該区間における道路境界から 15mの範囲とする。
なかみち沿道ゾーン	・なかみちの沿道であり、徳源寺や浅間神社に繋がるとともに、白隠禅師とゆかりのあるゾーン。 ・原宿が存在していた旧東海道の雰囲気を偲ばせる景観を保全、創出を図るゾーン。 ・ゾーンの範囲は、当該区間における道路境界から 15mの範囲とする。
興国寺城通り 沿道ゾーン	・地区の東側の興国寺城通り沿道区間であり、本地区の南北軸となる沿道ゾーン。 ・住宅や商業業務施設及び帯笑園など、多様な用途が互いに調和を図るよう景観を誘導するゾーン。 ・ゾーンの範囲は、当該区間における道路境界から 15mの範囲とする。
その他のゾーン	・上記以外のゾーン。 ・良好な生活環境の形成のために、当該地区の景観を阻害する要因の発生を防止するよう誘導するゾーン。

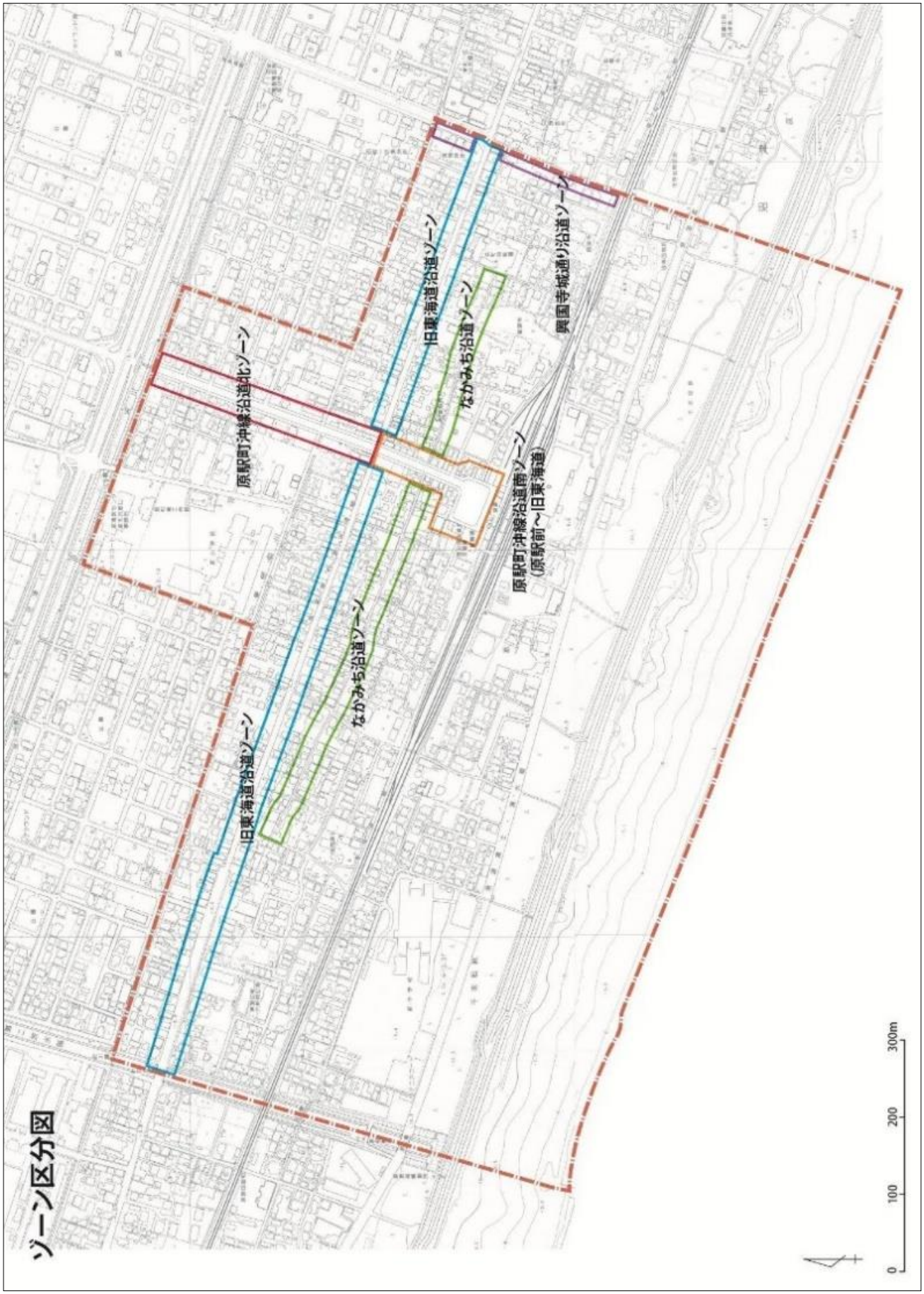
ゾーン区分図
旧東海道沿道ゾーン
なかみち沿道ゾーン
原駅町沖縁沿道北ゾーン
旧東海道沿道ゾーン
なかみち沿道ゾーン
原駅町沖縁沿道南ゾーン
（原駅前～旧東海道）
興国寺城通り沿道ゾーン
0
100
200
300m

■原駅町沖線沿道南ゾーン（原駅前～旧東海道）

①建築物

項目	制限内容
配置	・店舗が集積する区間として、連続性のある配置とすること。
高さ	・建築物の高さは 10m以下とすること。ただし、津波避難のためにやむを得ない場合を除く。
屋根	・屋根形状は、出来るだけ勾配屋根とするとともに、周辺のまち並み景観との調和を図ること。 ・屋根材は、日本瓦及び日本瓦をイメージする材料や色彩を使用すること。 ・屋根に太陽光発電設備を設置する場合は、太陽電池モジュール（パネル）は、反射が少なく模様が目立たないものを使用するとともに、設置する屋根の色彩と類似色のものを使用すること。
外壁	・周辺の建築物との調和に配慮した素材を使用するとともに、防火上支障がない場合は出来るだけ自然素材の使用に努めること。
色彩	・統一感のある沿道景観を形成するよう、隣接する建築物との調和に配慮した色彩を使用すること。 ・複数の色彩を使用する場合は、同系色の色彩を使用し、派手な印象にならないよう配慮すること。 〈基準値：変更命令基準（※1）〉 ・建築物の外観の色彩の制限は、マンセル値において、以下のとおりとする。 ①0.0R～10R　　彩度４以下とする。 ②0.0YR～５Y　彩度６以下とする。 ③上記以外の色相　彩度２以下とする。 〈推奨値：努力基準〉 ・建築物の外観の色彩を、マンセル値において、以下のように推奨する。 ①0.0YR～５Y　彩度４以下とする。 〈適用除外〉 ・ただし、以下に掲げるものについてはこの限りではない。 ①建築物の着色していない木材、土壁、ガラス、天然石等の材料によって仕上げられる部分の色彩 ②建築物の見付面積の 10 分の１未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩 ③他の法令等に基づき使用される色彩 ④市長が特別の理由があると認める色彩
付帯設備	・建築設備や空調機及び電気・ガスメーターは、道路から見えない位置に設置するよう努めること。やむを得ない場合は、建物の外壁と調和した色彩、木製のルーバー、植え込み等の緑化により修景すること。
垣・柵	・垣、柵を新設する場合は、生垣又は竹、木材、自然石等、古くからある風情のあるものとし、安全で圧迫感のないものとなるよう努めること。 ・石塀、ブロック塀の高さは、１m程度とすること。
緑化	・沿道部への植木鉢やプランターなどによる草花植栽に努めること。 ・敷地内に樹木を植栽する場合は、マツやマキ等、原宿の雰囲気と調和するよう樹種を選択するよう配慮すること。
屋外広告物（※２）	・出来る限り屋外広告物を掲出しないこと。 ・建築物の屋上及び壁面から突出しで掲出される屋外広告物は、出来るだけ掲出しないように努めること。 ・掲出できる屋外広告物は、自家広告物のみとし、特にのぼりは出来るだけ掲出しないように努めること。 ・高さ、規模、意匠などについて、周辺のまち並み景観との調和を図ること。 ・地色の色彩は、周辺のまち並みとの調和に配慮して、彩度を抑えること。

②工作物（太陽光発電施設・風力発電施設以外のもの）

※太陽光発電施設・風力発電施設の基準については、市域全体（73～75 ページ）を参照。

項目	制限内容
配置	・店舗が集積する区間として、連続性のある配置とすること。
高さ	・工作物の高さは 10m以下とすること。 ただし、津波避難のためにやむを得ない場合を除く。
色彩	・色彩は、周辺景観との調和に配慮し、できる限り彩度は抑える。 ・複数の色彩を使用する場合は、同系色の色彩を使用し、派手な印象にならないよう配慮すること。 ・統一感のある沿道景観を形成するよう、隣接する建築物との調和に配慮した色彩を使用すること。 〈基準値：変更命令基準（※１）〉 ・工作物の外観の色彩の制限は、マンセル値において、以下のとおりとする。 ①0.0Ｒ～10Ｒ　　彩度４以下とする。 ②0.0ＹＲ～５Ｙ　彩度６以下とする。 ③上記以外の色相　彩度２以下とする。 〈推奨値：努力基準〉 ・工作物の外観の色彩を、マンセル値において、以下のように推奨する。 ①0.0ＹＲ～５Ｙ　彩度４以下とする。 〈適用除外〉 ・ただし、以下に掲げるものについてはこの限りではない。 ①工作物の着色していない木材、土壁、ガラス、天然石等の材料によって仕上げられる部分の色彩 ②工作物の見付面積の 10 分の１未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩 ③他の法令等に基づき使用される色彩 ④市長が特別の理由があると認める色彩
緑化	・沿道部への植木鉢やプランターなどによる草花植栽に努めること。 ・敷地内に樹木を植栽する場合は、マツやマキ等、原宿の雰囲気と調和するよう樹種を選択するよう配慮すること。
ゴミ集積所	・ゴミ集積所を道路に面して設ける場合には、周辺のまち並みとの調和を図る色彩の使用や、囲いや緑化などによる修景に配慮すること。
自動販売機	・周辺の建築物等と同系色の色彩を使用し、著しく目立つことがないよう努めること。
屋外広告物（※２）	・出来る限り屋外広告物を掲出しないこと。 ・工作物の上端及び両端から突出しで掲出される屋外広告物は、出来るだけ掲出しないように努めること。 ・掲出できる屋外広告物は、自家広告物のみとし、特にのぼりは出来るだけ掲出しないように努めること。 ・高さ、規模、意匠などについて、周辺のまち並み景観との調和を図ること。 ・地色の色彩は、周辺のまち並みとの調和に配慮して、彩度を抑えること。

【原駅町沖線沿道南ゾーン（原駅前～旧東海道）の色彩の基準の範囲】

（１）基準値

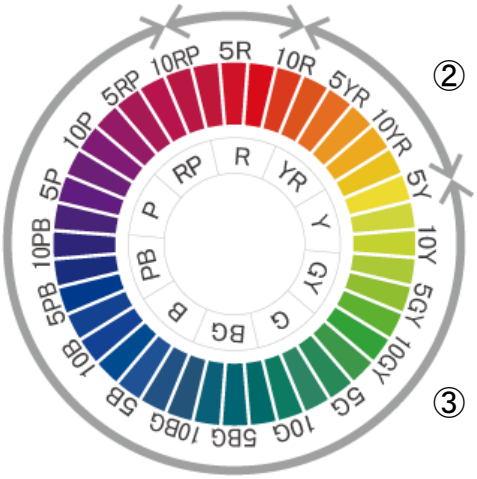

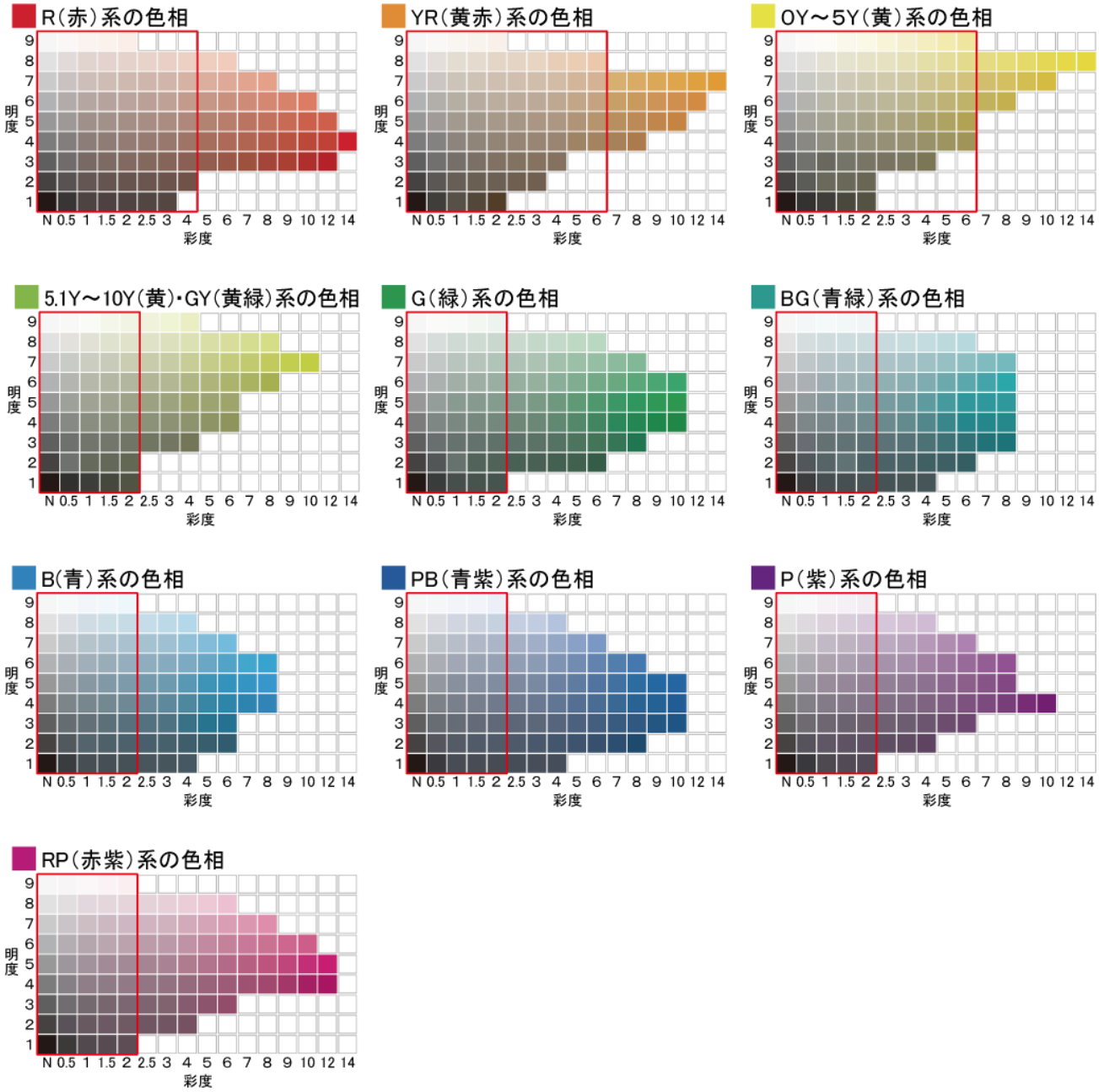

（２）推奨値

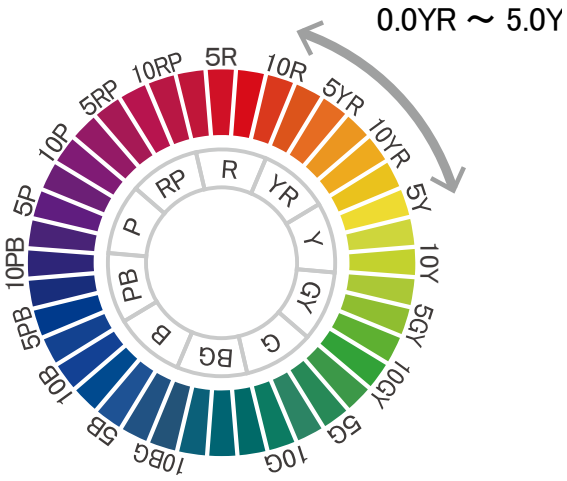
0.0YR ～ 5.0Y
5R
10R
5YR
10YR
5Y
10Y
5GY
10GY
5G
10G
10BG
5B
10B
5PB
10PB
5P
10P
5RP
10RP
R
YR
Y
GY
G
BG
B
PB
P
RP

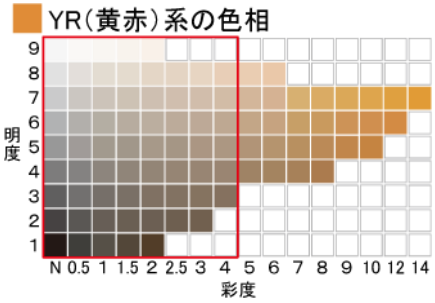
YR（黄赤）系の色相
明度
9
8
7
6
5
4
3
2
1
N 0.5 1 1.5 2 2.5 3 4 5 6 7 8 9 10 12 14
彩度

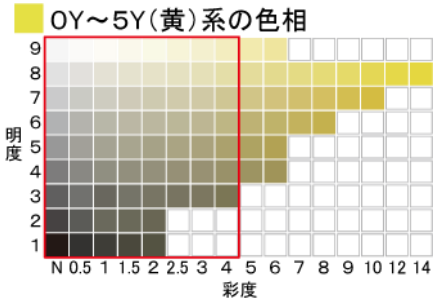
0Y～5Y（黄）系の色相
明度
9
8
7
6
5
4
3
2
1
N 0.5 1 1.5 2 2.5 3 4 5 6 7 8 9 10 12 14
彩度

■原駅町沖線沿道北ゾーン

①建築物

項目	制限内容
配置	―――
高さ	―――
屋根	・屋根形状は、出来るだけ勾配屋根とするとともに、周辺のまち並み景観との調和を図ること。 ・屋根材は、日本瓦及び日本瓦をイメージする材料や色彩を使用すること。 ・屋根に太陽光発電設備を設置する場合は、太陽電池モジュール（パネル）は、反射が少なく模様が目立たないものを使用するとともに、設置する屋根の色彩と類似色のものを使用すること。
外壁	・周辺の建築物との調和に配慮した素材を使用するとともに、防火上支障がない場合は出来るだけ自然素材の使用に努めること。
色彩	・周辺の建築物との調和に配慮した素材を使用するとともに、防火上支障がない場合は出来るだけ自然素材の使用に努めること。 ・複数の色彩を使用する場合は、同系色の色彩を使用し、派手な印象にならないよう配慮すること。 〈基準値：変更命令基準（※１）〉 ・建築物の外観の色彩の制限は、マンセル値において、以下のとおりとする。 ①0.0R～10R　　彩度４以下とする。 ②0.0YR～５Y　　彩度６以下とする。 ③上記以外の色相　彩度２以下とする。 〈推奨値：努力基準〉 ・建築物の外観の色彩を、マンセル値において、以下のように推奨する。 ①0.0YR～５Y　彩度４以下とする。 〈適用除外〉 ・ただし、以下に掲げるものについてはこの限りではない。 ①建築物の着色していない木材、土壁、ガラス、天然石等の材料によって仕上げられる部分の色彩 ②建築物の見付面積の 10 分の１未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩 ③他の法令等に基づき使用される色彩 ④市長が特別の理由があると認める色彩
付帯設備	・建築設備や空調機及び電気・ガスメーターは、道路から見えない位置に設置するよう努めること。やむを得ない場合は、建物の外壁と調和した色彩、木製のルーバー、植え込み等の緑化により修景すること。
垣・柵	・垣、柵を新設する場合は、生垣又は竹、木材、自然石等、古くからある風情のあるものとし、安全で圧迫感のないものとなるよう努めること。 ・石塀、ブロック塀の高さは、１m程度とすること。
緑化	・既存樹木の保全及び敷地内の緑化に努めること。 ・敷地内に樹木を植栽する場合は、マツやマキ等、原宿の雰囲気と調和するよう樹種を選択するよう配慮すること。
屋外広告物（※２）	・出来る限り屋外広告物を掲出しないこと。 ・建築物の屋上及び壁面から突出しで掲出される屋外広告物は、出来るだけ掲出しないように努めること。 ・掲出できる屋外広告物は、自家広告物のみとし、特にのぼりは出来るだけ掲出しないように努めること。 ・高さ、規模、意匠などについて、周辺のまち並み景観との調和を図ること。 ・地色の色彩は、周辺のまち並みとの調和に配慮して、彩度を抑えること。

②工作物（太陽光発電施設・風力発電施設以外のもの）

※太陽光発電施設・風力発電施設の基準については、市域全体（73～75 ページ）を参照。

項目	制限内容
配置	―――
高さ	―――
色彩	・色彩は、周辺景観との調和に配慮し、できる限り彩度は抑える。 ・複数の色彩を使用する場合は、同系色の色彩を使用し、派手な印象にならないよう配慮すること。 ・統一感のある沿道景観を形成するよう、隣接する建築物との調和に配慮した色彩を使用すること。 〈基準値：変更命令基準（※１）〉 ・工作物の外観の色彩の制限は、マンセル値において、以下のとおりとする。 ①0.0Ｒ～10Ｒ　　彩度４以下とする。 ②0.0ＹＲ～５Ｙ　　彩度６以下とする。 ③上記以外　　彩度２以下とする。 〈推奨値：努力基準〉 ・工作物の外観の色彩を、マンセル値において、以下のように推奨する。 ①0.0ＹＲ～５Ｙ　彩度４以下とする。 〈適用除外〉 ・ただし、以下に掲げるものについてはこの限りではない。 ①工作物の着色していない木材、土壁、ガラス、天然石等の材料によって仕上げられる部分の色彩 ②工作物の見付面積の 10 分の１未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩 ③他の法令等に基づき使用される色彩 ④市長が特別の理由があると認める色彩
緑化	・既存樹木の保全及び敷地内の緑化に努めること。 ・敷地内に樹木を植栽する場合は、マツやマキ等、原宿の雰囲気と調和するよう樹種を選択するよう配慮すること。
ゴミ集積所	・ゴミ集積所を道路に面して設ける場合には、周辺のまち並みとの調和を図る色彩の使用や、囲いや緑化などによる修景に配慮すること。
自動販売機	・周辺の建築物等と同系色の色彩を使用し、著しく目立つことがないよう努めること。
屋外広告物（※２）	・出来る限り屋外広告物を掲出しないこと。 ・工作物の上端及び両端から突出しで掲出される屋外広告物は、出来るだけ掲出しないように努めること。 ・掲出できる屋外広告物は、自家広告物のみとし、特にのぼりは出来るだけ掲出しないように努めること。 ・高さ、規模、意匠などについて、周辺のまち並み景観との調和を図ること。 ・地色の色彩は、周辺のまち並みとの調和に配慮して、彩度を抑えること。

【原駅町沖線沿道北ゾーンの色彩の基準の範囲】

（１）基準値

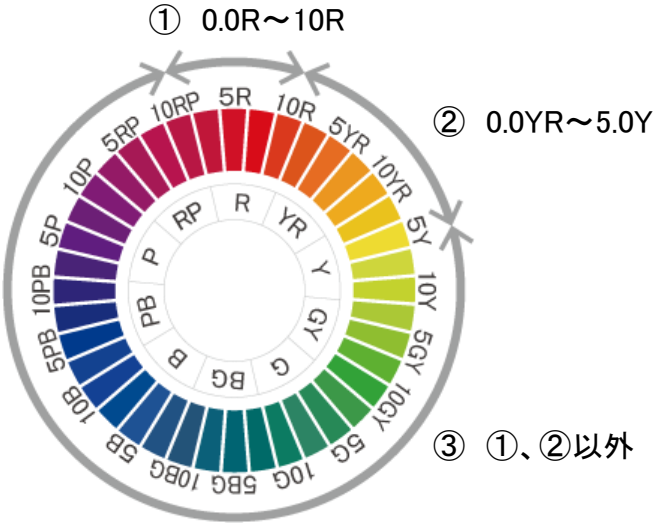

R（赤）系の色相

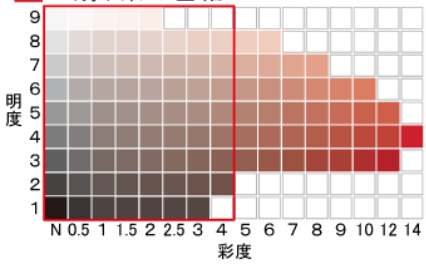

YR（黄赤）系の色相

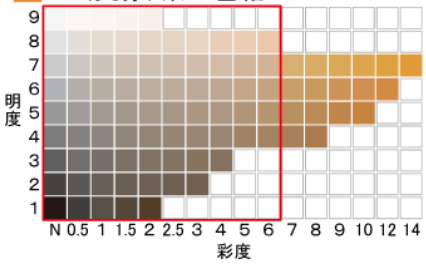

0Y～5Y（黄）系の色相

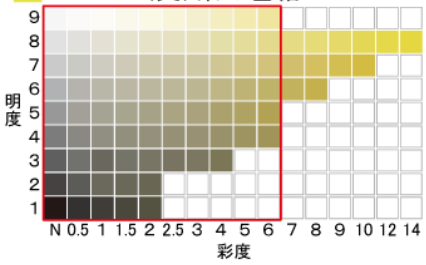

5.1Y～10Y（黄）・GY（黄緑）系の色相

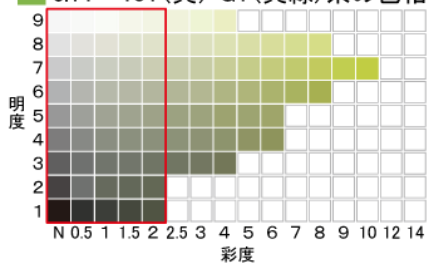

G（緑）系の色相

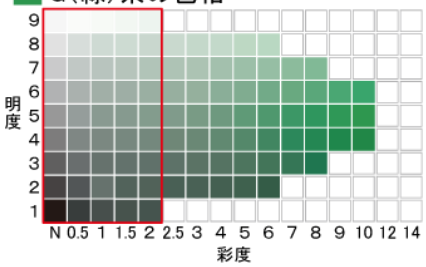

BG（青緑）系の色相

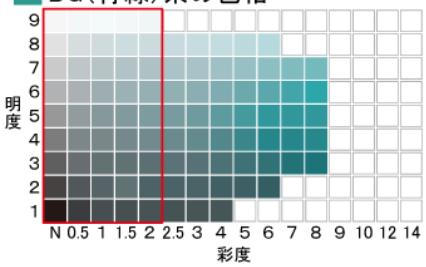

B（青）系の色相

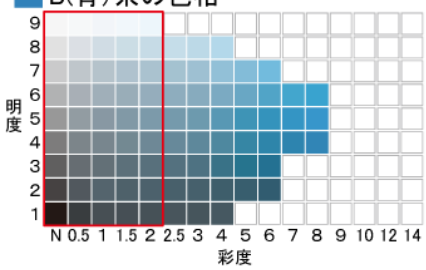

PB（青紫）系の色相

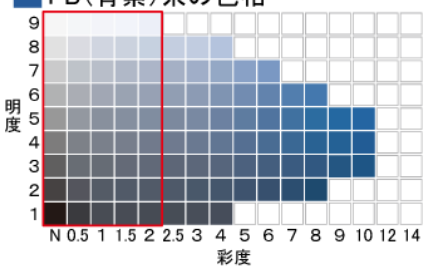

P（紫）系の色相

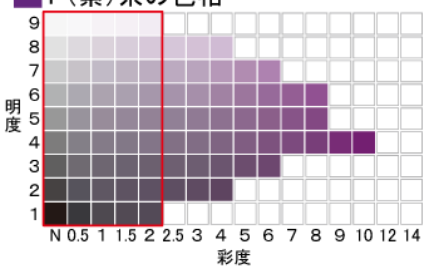

RP（赤紫）系の色相

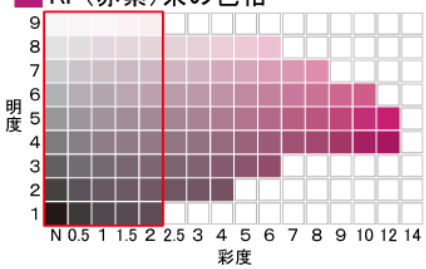

（２）推奨値

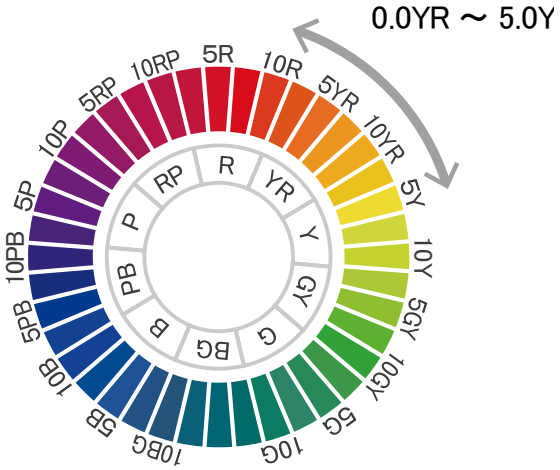
0.0YR ～ 5.0Y
5R
10R
5YR
10YR
5Y
10Y
5GY
10GY
5G
10G
10BG
5B
10B
5PB
10PB
5P
10P
5RP
10RP
R
YR
Y
GY
G
BG
B
PB
P
RP

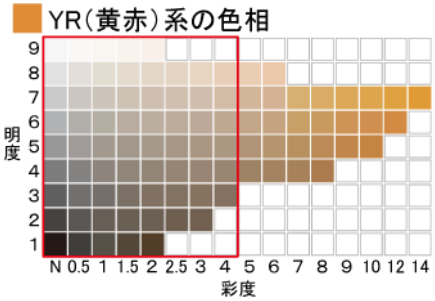
YR（黄赤）系の色相
明度
9
8
7
6
5
4
3
2
1
N 0.5 1 1.5 2 2.5 3 4 5 6 7 8 9 10 12 14
彩度

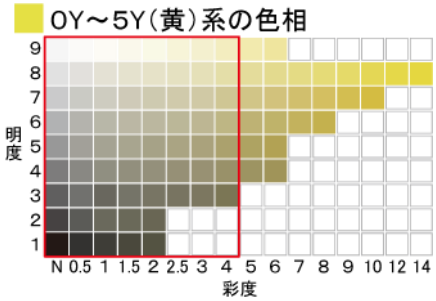
0Y～5Y（黄）系の色相
明度
9
8
7
6
5
4
3
2
1
N 0.5 1 1.5 2 2.5 3 4 5 6 7 8 9 10 12 14
彩度

■旧東海道沿道ゾーン

①建築物

項目	制限内容
配置	・道路上から見える富士山の眺望を阻害しない配置とするよう努めること。
高さ	―――
屋根	・屋根形状は、出来るだけ勾配屋根とするとともに、周辺のまち並み景観との調和を図ること。 ・屋根材は、日本瓦及び日本瓦をイメージする材料や色彩を使用すること。 ・屋根に太陽光発電設備を設置する場合は、太陽電池モジュール（パネル）は、反射が少なく模様が目立たないものを使用するとともに、設置する屋根の色彩と類似色のものを使用すること。
外壁	・周辺の建築物との調和に配慮した素材を使用するとともに、防火上支障がない場合は出来るだけ自然素材の使用に努めること。
色彩	・旧東海道らしさを演出するために、隣接する建築物との調和に配慮しつつ、木造建築物をイメージする茶系、こげ茶系を基調とした色彩を使用するよう努めること。 ・複数の色彩を使用する場合は、同系色の色彩を使用し、派手な印象にならないよう配慮すること。 〈推奨値：努力基準〉 ・建築物の外観の色彩を、マンセル値において、以下のように推奨する。 ①５ＹＲ～５Ｙ　明度２～７、彩度４以下とする。 〈適用除外〉 ・ただし、以下に掲げるものについてはこの限りではない。 ①建築物の着色していない木材、土壁、ガラス、天然石等の材料によって仕上げられる部分の色彩 ②建築物の見付面積の 10 分の１未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩 ③他の法令等に基づき使用される色彩 ④市長が特別の理由があると認める色彩
付帯設備	・建築設備や空調機及び電気・ガスメーターは、道路から見えない位置に設置するよう努めること。やむを得ない場合は、建物の外壁と調和した色彩、木製のルーバー、植え込み等の緑化により修景すること。
垣・柵	・垣、柵を新設する場合は、生垣又は竹、木材、自然石等、古くからある風情のあるものとし、安全で圧迫感のないものとなるよう努めること。 ・石塀、ブロック塀の高さは、１ｍ程度とすること。 ・既存の伊豆石を使用した石塀については、出来る限り保存するよう努めること。
緑化	・既存樹木の保全及び敷地内の緑化に努めること。 ・敷地内に樹木を植栽する場合は、マツやマキ等、原宿の雰囲気と調和するよう樹種を選択するよう配慮すること。
屋外広告物（※２）	・出来る限り屋外広告物を掲出しないこと。 ・建築物の屋上及び壁面から突出しで掲出される屋外広告物は、出来るだけ掲出しないように努めること。・掲出できる屋外広告物は、自家広告物のみとし、特にのぼりは出来るだけ掲出しないように努めること。 ・高さ、規模、意匠などについて、周辺のまち並み景観との調和を図ること。 ・地色の色彩は、周辺のまち並みとの調和に配慮して、彩度を抑えること。

②工作物（太陽光発電施設・風力発電施設以外のもの）

※太陽光発電施設・風力発電施設の基準については、市域全体（73～75 ページ）を参照。

項目	制限内容
配置	・道路上から見える富士山の眺望を阻害しない配置とするよう努めること。
高さ	―――
色彩	・色彩は、周辺景観との調和に配慮し、できる限り彩度は抑える。 ・複数の色彩を使用する場合は、同系色の色彩を使用し、派手な印象にならないよう配慮すること。 ・旧東海道らしさを演出するために、隣接する建築物等との調和に配慮しつつ、木造建築物をイメージする茶系、こげ茶系を基調とした色彩を使用するよう努めること。 〈推奨値：努力基準〉 ・工作物の外観の色彩を、マンセル値において、以下のように推奨する。 ①５ＹＲ～５Ｙ　明度２～７、彩度４以下とする。 〈適用除外〉 ・ただし、以下に掲げるものについてはこの限りではない。 ①工作物の着色していない木材、土壁、ガラス、天然石等の材料によって仕上げられる部分の色彩 ②工作物の見付面積の 10 分の１未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩 ③他の法令等に基づき使用される色彩 ④市長が特別の理由があると認める色彩
緑化	・既存樹木の保全及び敷地内の緑化に努めること。 ・敷地内に樹木を植栽する場合は、マツやマキ等、原宿の雰囲気と調和するよう樹種を選択するよう配慮すること。
ゴミ集積所	・ゴミ集積所を道路に面して設ける場合には、周辺のまち並みとの調和を図る色彩の使用や、囲いや緑化などによる修景に配慮すること。
自動販売機	・周辺の建築物等と同系色の色彩の使用、あるいは木製の化粧囲いの設置などに努めること。
屋外広告物（※２）	・出来る限り屋外広告物を掲出しないこと。 ・工作物の上端及び両端から突出しで掲出される屋外広告物は、出来るだけ掲出しないように努めること。 ・掲出できる屋外広告物は、自家広告物のみとし、特にのぼりは出来るだけ掲出しないように努めること。 ・高さ、規模、意匠などについて、周辺のまち並み景観との調和を図ること。 ・地色の色彩は、周辺のまち並みとの調和に配慮して、彩度を抑えること。

【旧東海道沿道ゾーンの色彩の基準の範囲】

推奨値

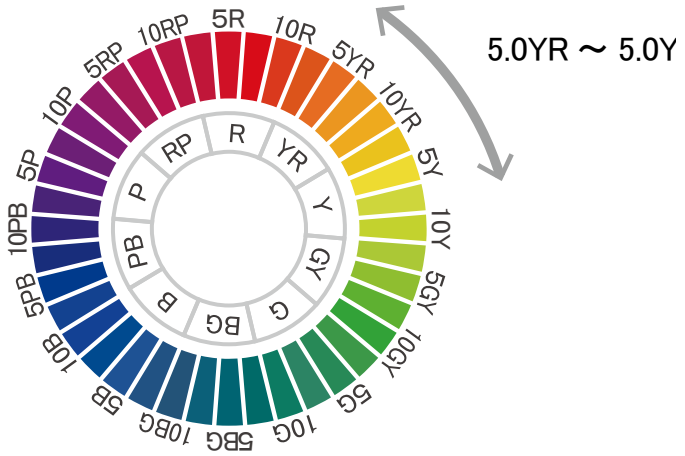

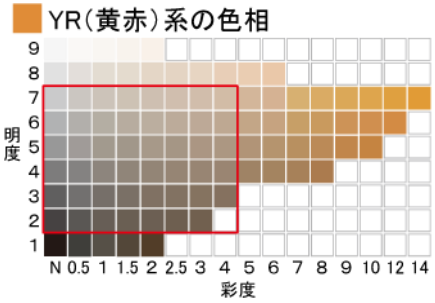

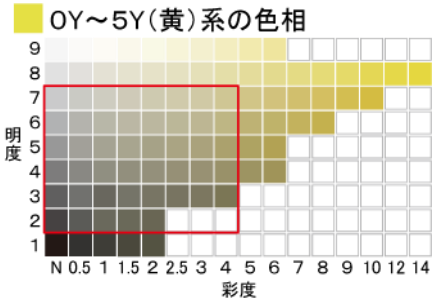

■なかみち沿道ゾーン

①建築物

項目	制限内容
配置	・道路上から見える富士山の眺望を阻害しない配置とするよう努めること。
高さ	―――
屋根	・屋根形状は、出来るだけ勾配屋根とするとともに、周辺のまち並み景観との調和を図ること。 ・屋根材は、日本瓦及び日本瓦をイメージする材料や色彩を使用すること。 ・屋根に太陽光発電設備を設置する場合は、太陽電池モジュール（パネル）は、反射が少なく模様が目立たないものを使用するとともに、設置する屋根の色彩と類似色のものを使用すること。
外壁	・周辺の建築物との調和に配慮した素材を使用するとともに、防火上支障がない場合は出来るだけ自然素材の使用に努めること。
色彩	・なかみちらしさを演出するために、隣接する建築物との調和に配慮しつつ、徳源寺の漆喰塀との調和に配慮し茶系、ベージュ系を基調とした色彩を使用するよう努めること。 ・複数の色彩を使用する場合は、同系色の色彩を使用し、派手な印象にならないよう配慮すること。 〈推奨値：努力基準〉 ・建築物の外観の色彩を、マンセル値において、以下のように推奨する。 ①５ＹＲ～５Ｙ　明度４～９、彩度４以下とする。 〈適用除外〉 ・ただし、以下に掲げるものについてはこの限りではない。 ①建築物の着色していない木材、土壁、ガラス、天然石等の材料によって仕上げられる部分の色彩 ②建築物の見付面積の 10 分の１未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩 ③他の法令等に基づき使用される色彩 ④市長が特別の理由があると認める色彩
付帯設備	・建築設備や空調機及び電気・ガスメーターは、道路から見えない位置に設置するよう努めること。やむを得ない場合は、建物の外壁と調和した色彩、木製のルーバー、植え込み等の緑化により修景すること。
垣・柵	・垣、柵を新設する場合は、生垣又は竹、木材、自然石等、古くからある風情のあるものとし、安全で圧迫感のないものとなるよう努めること。 ・ブロック塀、石塀における積上げは、３段までとすること。ブロック塀上にフェンスなどを設置する場合は、透過性の高い、軽量なものとすること。 ・既存の伊豆石を使用した石塀については、出来る限り保存するよう努めること。
緑化	・既存樹木の保全及び敷地内の緑化に努めること。 ・敷地内に樹木を植栽する場合は、マツやマキ等、原宿の雰囲気と調和するよう樹種を選択するよう配慮すること。
屋外広告物（※２）	・出来る限り屋外広告物を掲出しないこと。 ・建築物の屋上及び壁面から突出しで掲出される屋外広告物は、出来るだけ掲出しないように努めること。 ・掲出できる屋外広告物は、自家広告物のみとし、特にのぼりは出来るだけ掲出しないように努めること。 ・高さ、規模、意匠などについて、周辺のまち並み景観との調和を図ること。 ・地色の色彩は、周辺のまち並みとの調和に配慮して、彩度を抑えること。

②工作物（太陽光発電施設・風力発電施設以外のもの）

※太陽光発電施設・風力発電施設の基準については、市域全体（73～75 ページ）を参照。

項目	制限内容
配置	・道路上から見える富士山の眺望を阻害しない配置とするよう努めること。
高さ	―――
色彩	・色彩は、周辺景観との調和に配慮し、できる限り彩度は抑える。・複数の色彩を使用する場合は、同系色の色彩を使用し、派手な印象にならないよう配慮すること。 ・なかみちらしさを演出するために、隣接する建築物等との調和に配慮しつつ、徳源寺の漆喰塀との調和に配慮し茶系、ベージュ系を基調とした色彩を使用するよう努めること。 〈推奨値：努力基準〉 ・工作物の外観の色彩を、マンセル値において、以下のように推奨する。 ①５ＹＲ～５Ｙ　明度４～９、彩度４以下とする。 〈適用除外〉 ・ただし、以下に掲げるものについてはこの限りではない。 ①工作物の着色していない木材、土壁、ガラス、天然石等の材料によって仕上げられる部分の色彩 ②工作物の見付面積の 10 分の１未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩 ③他の法令等に基づき使用される色彩 ④市長が特別の理由があると認める色彩
緑化	・既存樹木の保全及び敷地内の緑化に努めること。 ・敷地内に樹木を植栽する場合は、マツやマキ等、原宿の雰囲気と調和するよう樹種を選択するよう配慮すること。
ゴミ集積所	・ゴミ集積所を道路に面して設ける場合には、周辺のまち並みとの調和を図る色彩の使用や、囲いや緑化などによる修景に配慮すること。
自動販売機	・周辺の建築物等と同系色の色彩の使用、あるいは木製の化粧囲いの設置などに努めること。
屋外広告物（※２）	・出来る限り屋外広告物を掲出しないこと。 ・工作物の上端及び両端から突出しで掲出される屋外広告物は、出来るだけ掲出しないように努めること。 ・掲出できる屋外広告物は、自家広告物のみとし、特にのぼりは出来るだけ掲出しないように努めること。 ・高さ、規模、意匠などについて、周辺のまち並み景観との調和を図ること。・地色の色彩は、周辺のまち並みとの調和に配慮して、彩度を抑えること。

【なかみち沿道ゾーンの色彩の基準の範囲】

推奨値

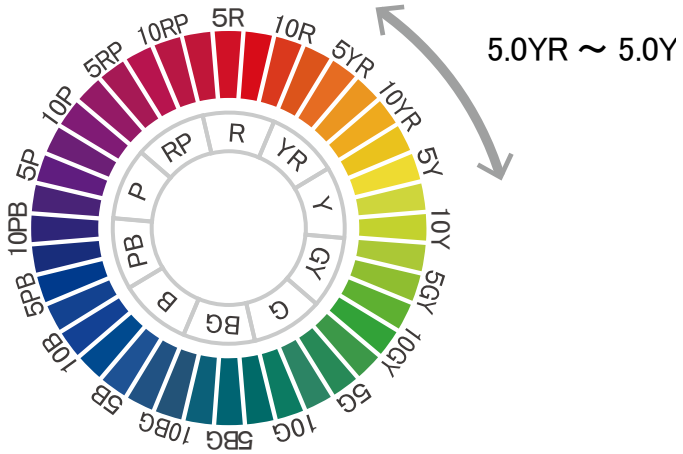

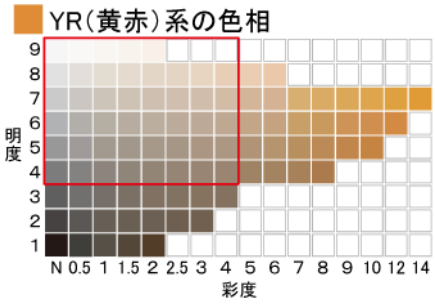

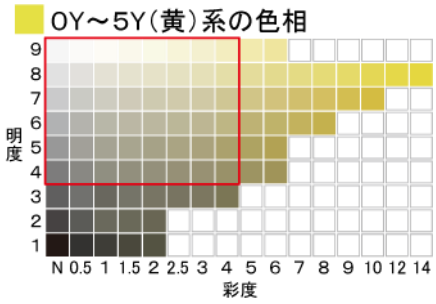

■興国寺城通り沿道ゾーン

①建築物

項目	制限内容
配置	―――
高さ	―――
屋根	・屋根形状は、出来るだけ勾配屋根とするとともに、周辺のまち並み景観との調和を図ること。 ・屋根材は、日本瓦及び日本瓦をイメージする材料や色彩を使用すること。 ・屋根に太陽光発電設備を設置する場合は、太陽電池モジュール（パネル）は、反射が少なく模様が目立たないものを使用するとともに、設置する屋根の色彩と類似色のものを使用すること。
外壁	・周辺の建築物との調和に配慮した素材を使用するとともに、防火上支障がない場合は出来るだけ自然素材の使用に努めること。
色彩	・統一感のある沿道景観を形成するよう、隣接する建築物との調和に配慮した色彩を使用すること。 ・複数の色彩を使用する場合は、同系色の色彩を使用し、派手な印象にならないよう配慮すること。 〈推奨値：努力基準〉 ・建築物の外観の色彩を、マンセル値において、以下のように推奨する。 ①0.0ＹＲ～５Ｙ　彩度４以下とする。 〈適用除外〉 ・ただし、以下に掲げるものについてはこの限りではない。 ①建築物の着色していない木材、土壁、ガラス、天然石等の材料によって仕上げられる部分の色彩 ②建築物の見付面積の 10 分の１未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩 ③他の法令等に基づき使用される色彩 ④市長が特別の理由があると認める色彩
付帯設備	・建築設備や空調機及び電気・ガスメーターは、道路から見えない位置に設置するよう努めること。やむを得ない場合は、建物の外壁と調和した色彩、木製のルーバー、植え込み等の緑化により修景すること。
垣・柵	・垣、柵を新設する場合は、生垣又は竹、木材、自然石等、古くからある風情のあるものとし、安全で圧迫感のないものとなるよう努めること。 ・石塀、ブロック塀の高さは、１ｍ程度とすること。
緑化	・既存樹木の保全及び敷地内の緑化に努めること。 ・敷地内に樹木を植栽する場合は、マツやマキ等、原宿の雰囲気と調和するよう樹種を選択するよう配慮すること。
屋外広告物（※２）	・出来る限り屋外広告物を掲出しないこと。 ・建築物の屋上及び壁面から突出しで掲出される屋外広告物は、出来るだけ掲出しないように努めること。 ・掲出できる屋外広告物は、自家広告物のみとし、特にのぼりは出来るだけ掲出しないように努めること。 ・高さ、規模、意匠などについて、周辺のまち並み景観との調和を図ること。 ・地色の色彩は、周辺のまち並みとの調和に配慮して、彩度を抑えること。

②工作物（太陽光発電施設・風力発電施設以外のもの）

※太陽光発電施設・風力発電施設の基準については、市域全体（73～75 ページ）を参照。

項目	制限内容
配置	―――
高さ	―――
色彩	・色彩は、周辺景観との調和に配慮し、できる限り彩度は抑える。・複数の色彩を使用する場合は、同系色の色彩を使用し、派手な印象にならないよう配慮すること。 ・統一感のある沿道景観を形成するよう、隣接する建築物等との調和に配慮した色彩を使用すること。 〈推奨値：努力基準〉 ・工作物の外観の色彩を、マンセル値において、以下のように推奨する。 ①0.0ＹＲ～５Ｙ　彩度４以下とする。 〈適用除外〉 ・ただし、以下に掲げるものについてはこの限りではない。 ①工作物の着色していない木材、土壁、ガラス、天然石等の材料によって仕上げられる部分の色彩 ②工作物の見付面積の 10 分の 1 未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩 ③他の法令等に基づき使用される色彩 ④市長が特別の理由があると認める色彩
緑化	・既存樹木の保全及び敷地内の緑化に努めること。 ・敷地内に樹木を植栽する場合は、マツやマキ等、原宿の雰囲気と調和するよう樹種を選択するよう配慮すること。
ゴミ集積所	・ゴミ集積所を道路に面して設ける場合には、周辺のまち並みとの調和を図る色彩の使用や、囲いや緑化などによる修景に配慮すること。
自動販売機	・周辺の建築物等と同系色の色彩を使用し、著しく目立つことがないよう努めること。
屋外広告物（※２）	・出来る限り屋外広告物を掲出しないこと。 ・工作物の上端及び両端から突出しで掲出される屋外広告物は、出来るだけ掲出しないように努めること。 ・掲出できる屋外広告物は、自家広告物のみとし、特にのぼりは出来るだけ掲出しないように努めること。 ・高さ、規模、意匠などについて、周辺のまち並み景観との調和を図ること。 ・地色の色彩は、周辺のまち並みとの調和に配慮して、彩度を抑えること。

【興国寺城通り沿道ゾーンの色彩の基準の範囲】

推奨値

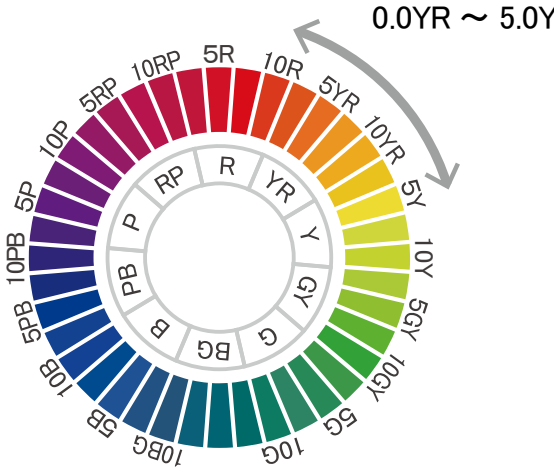

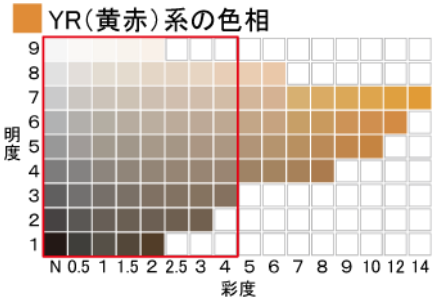

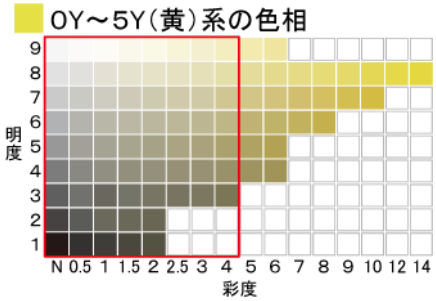

■その他のゾーン

①建築物

項目	制限内容
配置	―――
高さ	―――
屋根	・屋根に太陽光発電設備を設置する場合は、太陽電池モジュール（パネル）は、反射が少なく模様が目立たないものを使用するとともに、設置する屋根の色彩と類似色のものを使用すること。
外壁	―――
色彩	・落ち着きのある住環境を形成するよう、周辺景観との調和に配慮し、できる限り彩度は抑えること。 ・複数の色彩を使用する場合は、同系色の色彩を使用し、派手な印象にならないよう配慮すること。 〈推奨値：努力基準〉 ・建築物の外観で使用を避ける色彩を、マンセル値において、以下のように推奨する。 ①彩度７以上とする。 〈適用除外〉 ・ただし、以下に掲げるものについてはこの限りではない。 ①建築物の着色していない木材、土壁、ガラス、天然石等の材料によって仕上げられる部分の色彩 ②建築物の見付面積の 10 分の１未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩 ③他の法令等に基づき使用される色彩 ④市長が特別の理由があると認める色彩
付帯設備	・建築設備や空調機及び電気・ガスメーターは、道路から見えない位置に設置するよう努めること。やむを得ない場合は、建物の外壁と調和した色彩、木製のルーバー、植え込み等の緑化により修景すること。
垣・柵	・垣、柵を新設する場合は、生垣又は竹、木材、自然石等、古くからある風情のあるものとし、安全で圧迫感のないものとなるよう努めること。 ・石塀、ブロック塀の高さは、１m程度とすること。
緑化	・既存樹木の保全及び敷地内の緑化に努めること。 ・敷地内に樹木を植栽する場合は、マツやマキ等、原宿の雰囲気と調和するよう樹種を選択するよう配慮すること。
屋外広告物（※２）	・出来る限り屋外広告物を掲出しないこと。 ・建築物の屋上及び壁面から突出しで掲出される屋外広告物は、出来るだけ掲出しないように努めること。 ・掲出できる屋外広告物は、自家広告物のみとし、特にのぼりは出来るだけ掲出しないように努めること。 ・高さ、規模、意匠などについて、周辺のまち並み景観との調和を図ること。 ・地色の色彩は、周辺のまち並みとの調和に配慮して、彩度を抑えること。

②工作物（太陽光発電施設・風力発電施設以外のもの）

※太陽光発電施設・風力発電施設の基準については、市域全体（73～75 ページ）を参照。

項目	制限内容
配置	―――
高さ	―――
色彩	・色彩は、周辺景観との調和に配慮し、できる限り彩度は抑える。・複数の色彩を使用する場合は、同系色の色彩を使用し、派手な印象にならないよう配慮すること。 ・落ち着きのある住環境を形成するよう、周辺景観との調和に配慮し、できる限り彩度は抑えること。 〈推奨値：努力基準〉 ・工作物の外観で使用を避ける色彩を、マンセル値において、以下のように推奨する。 ①彩度 7 以上とする。 〈適用除外〉 ・ただし、以下に掲げるものについてはこの限りではない。 ①工作物の着色していない木材、土壁、ガラス、天然石等の材料によって仕上げられる部分の色彩 ②工作物の見付面積の 10 分の 1 未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩 ③他の法令等に基づき使用される色彩 ④市長が特別の理由があると認める色彩
緑化	・既存樹木の保全及び敷地内の緑化に努めること。 ・敷地内に樹木を植栽する場合は、マツやマキ等、原宿の雰囲気と調和するよう樹種を選択するよう配慮すること。
ゴミ集積所	・ゴミ集積所を道路に面して設ける場合には、周辺のまち並みとの調和を図る色彩の使用や、囲いや緑化などによる修景に配慮すること。
自動販売機	―――
屋外広告物（※２）	・出来る限り屋外広告物を掲出しないこと。 ・工作物の上端及び両端から突出しで掲出される屋外広告物は、出来るだけ掲出しないように努めること。 ・掲出できる屋外広告物は、自家広告物のみとし、特にのぼりは出来るだけ掲出しないように努めること。 ・高さ、規模、意匠などについて、周辺のまち並み景観との調和を図ること。・地色の色彩は、周辺のまち並みとの調和に配慮して、彩度を抑えること。

【その他のゾーンの色彩の基準の範囲】

推奨値（使用を避ける彩度）

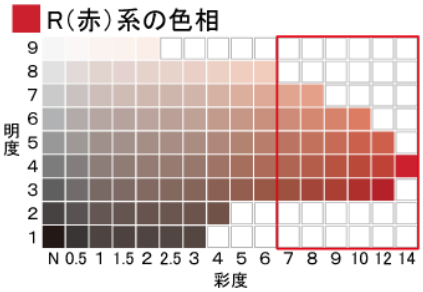

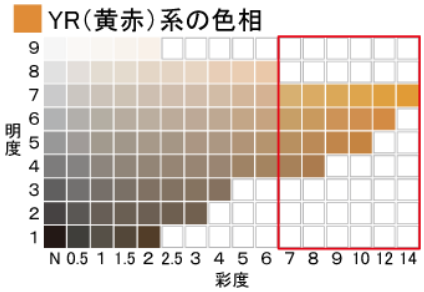

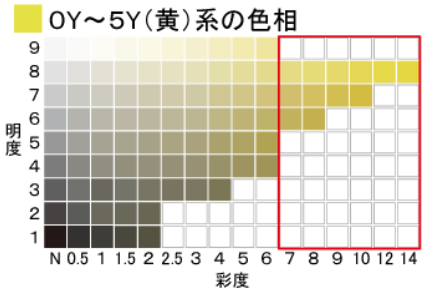

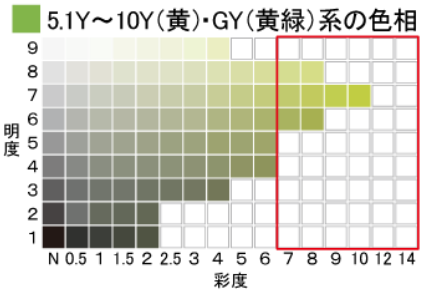

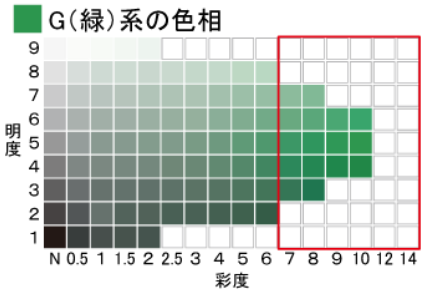

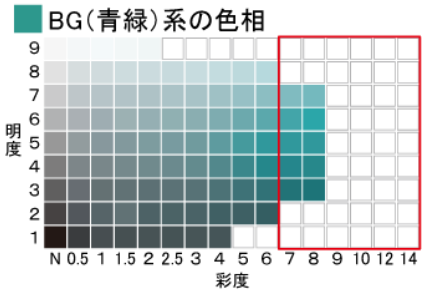

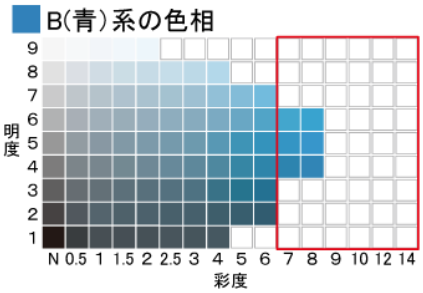

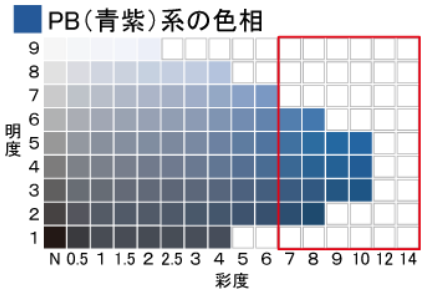

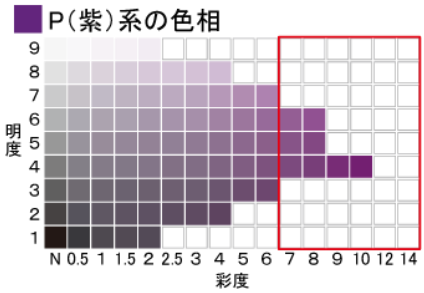

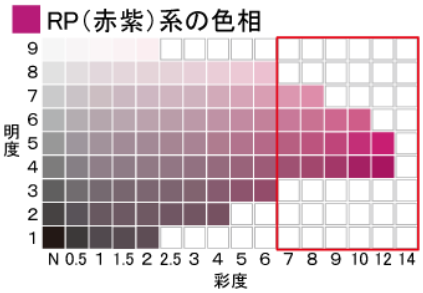

【注釈】

①建築物

※１　「変更命令基準」に適合しない場合は、景観法第 17 条第１項に基づき、設計の変更その他の必要な措置をとることを命じることとなります。

※２　別途、沼津市屋外広告物条例に基づく基準があります。

注１）ゾーン（その他のゾーンを除く）の中に、建築しようとする物件の一部が含まれる場合、当該ゾーンの行為の制限を適用する。

注２）複数のゾーン（その他のゾーンを除く）に含まれる場合、建築しようとする物件の建築面積及び建設面積が、より多く含まれるゾーンの行為の制限を適用する。

注３）その他のゾーンに適用される物件は、原駅町沖線沿道南ゾーン、北ゾーン等、５つのゾーン内に、全く含まれない建築物。

②工作物

※１　「変更命令基準」に適合しない場合は、景観法第 17 条第１項に基づき、設計の変更その他の必要な措置をとることを命じることとなります。

※２　別途、沼津市屋外広告物条例に基づく基準があります。

注１）ゾーン（その他のゾーンを除く）の中に、建設しようとする物件の一部が含まれる場合、当該ゾーンの行為の制限を適用する。

注２）複数のゾーン（その他のゾーンを除く）に含まれる場合、建設しようとする物件の建設面積が、より多く含まれるゾーンの行為の制限を適用する。

注３）その他のゾーンに適用される物件は、原駅町沖線沿道南ゾーン、北ゾーン等、５つのゾーン内に、全く含まれない工作物。

（６）戸田港周辺地区の景観形成基準

〈ゾーン区分〉

景観特性から区域内を次のように６つのゾーンに区分し、ゾーン毎に使用できる色彩についてルールを設定します。

ゾーン名称	ゾーンの考え方
戸田港周辺ゾーン	・戸田地区の特徴ある空間として自然景観と調和した漁業が営まれているゾーン。海や緑に囲まれた景観要素を活かすべく、色彩制限により、漁業特有のまち並みの景観保全・創出を図る。
沼津土肥線沿道ゾーン	・沼津から土肥に抜ける高低差のある道路で、戸田集落や戸田湾、駿河湾が眺望できるため、その景観をさらに活かすため沿道に花を植える等戸田のもてなし空間を演出する。 ・また、中心部の商業施設については、御浜岬からの対岸景観にも配慮した景観形成を進める。
御浜岬ゾーン	・御浜岬の海岸線の景観保全及び御浜岬公園の緑地空間にあるイヌマキなどの貴重な植生と一体となった景観保全と修景を図る。 ・御浜岬から富士山、戸田集落、駿河湾など多様な景色を眺めることができるため、ビューポイントの整備を検討する。
田園住宅地ゾーン	・田園のなかに点在する住宅地について、自然景観と調和した良好な景観の形成に努める。
松城家住宅周辺ゾーン	・擬洋風建築である松城家住宅は国の歴史的・文化的資源であるため適切な保全を図るとともに、その周辺の集落景観も松城家住宅と調和のとれた歴史的なまち並み景観に誘導する。
その他の住宅地ゾーン	・日露交流の歴史に関わる歴史ある建築物と近代的な建築物が混在するため、歴史的建造物と集落景観とが調和した良好な景観の保全を図る。また点在する歴史的建築物を散策・回遊するための遊歩道の整備を進める。

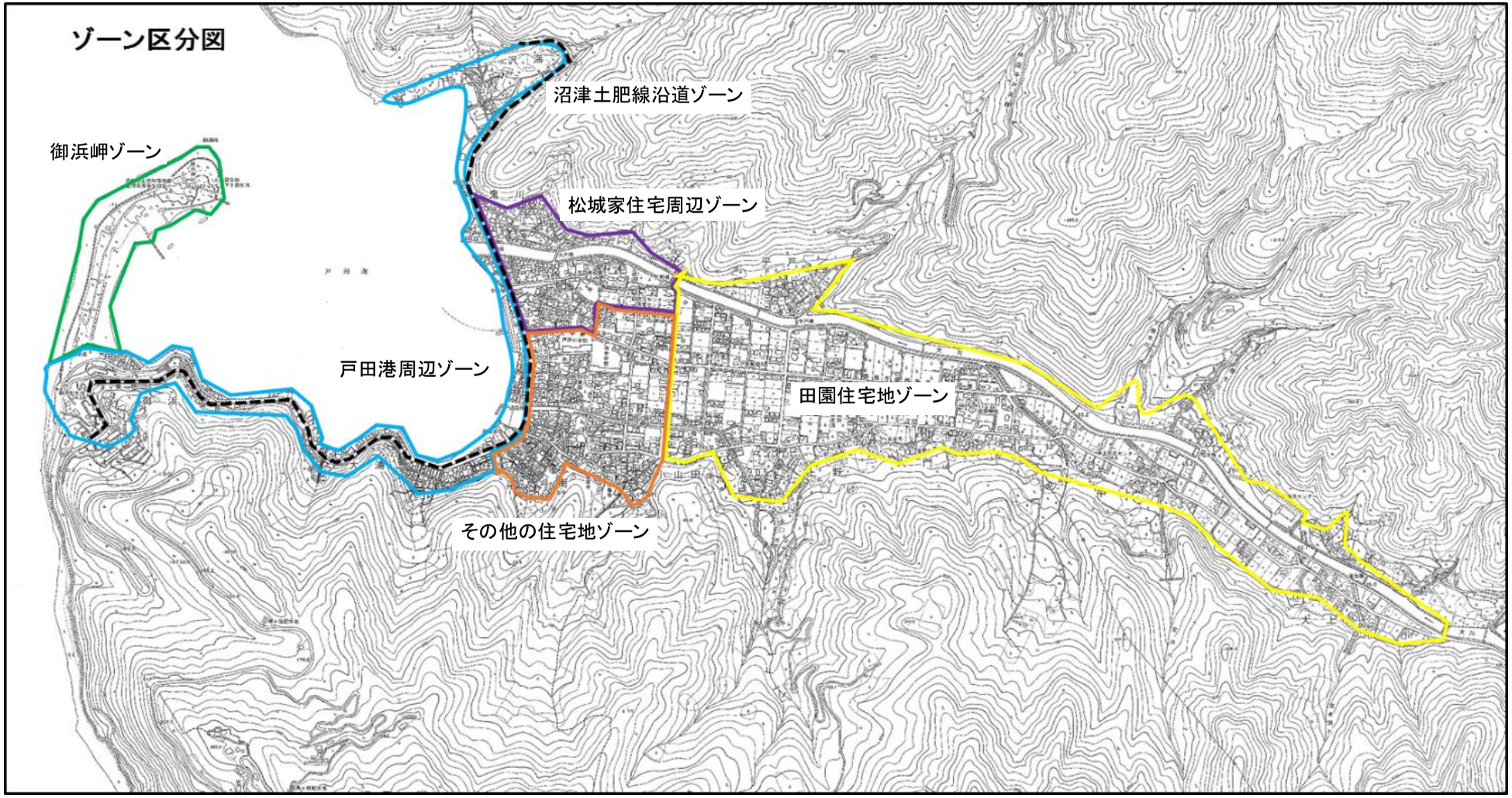
ゾーン区分図
沼津土肥線沿道ゾーン
御浜岬ゾーン
松城家住宅周辺ゾーン
戸田港周辺ゾーン
田園住宅地ゾーン
その他の住宅地ゾーン

戸田港周辺地区の景観形成基準は次のとおりとします。

項目	制限内容
色彩	・屋根、庇、外壁などの色は、周囲と調和がとれた落ち着きのある、また、隣接する建物との連続性を保つ色彩となるよう努めること。 ・建築物の外壁及び屋根の色彩は戸田港周辺地区色彩基準を参照。 ただし、着色していない木材、土塀、漆喰、瓦、木材、竹材等の材料により仕上げるものについてはこの限りでない。 ※戸田港周辺地区色彩基準に定められている「景観を壊す色彩範囲」の色彩については、使用を避けること。
垣・柵	・道路に面して垣根などを設ける場合は、生垣や木又は竹製のものなど、古くからある風情のあるものとし、安全で圧迫感のないものとなるよう努めること。
緑化	・道路に面する部分には、できる限り緑化を図るよう努めること。 ・目にも優しく、癒しや省エネルギー効果も期待できる緑のカーテンの取り組みに努めること。 ・良好な既存の樹木はできる限り保全に努めること。
付帯設備	・空調屋外機などの建築設備機器は、道路から目立たない位置への設置、または、道路から見えないよう被いを設置するなど配慮すること。
屋外広告物	・屋外広告物は、まち並み景観と調和する落ち着きのあるものとなるよう、規模、意匠、色彩等に配慮すること。

【戸田港周辺地区色彩基準の範囲】

■色相

※　Ｐ（紫）・ＲＰ（赤紫）系色については、塗料の経年劣化が著しいため、除外します。

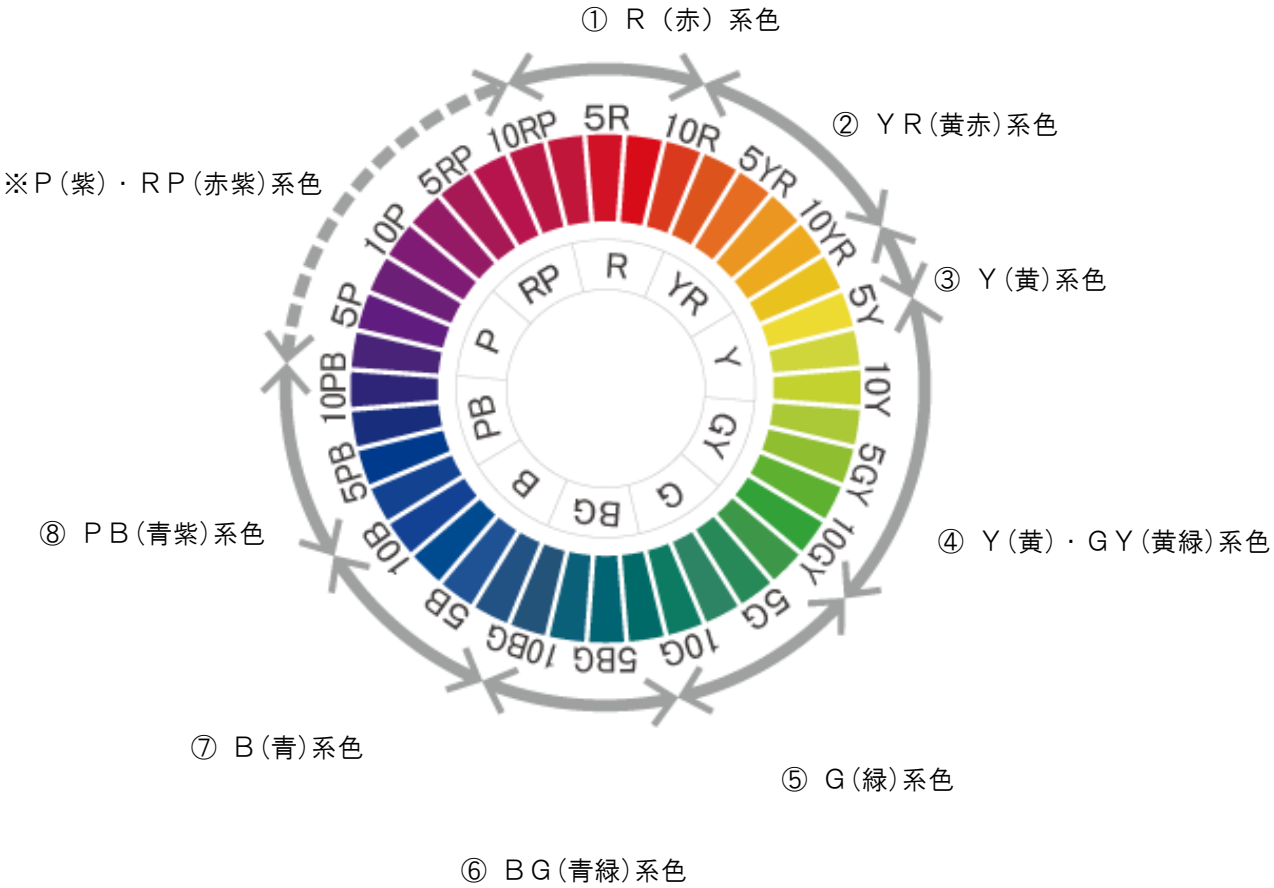

■戸田港周辺ゾーン

景観形成する推奨色彩範囲					
		外壁		屋根	
番号	色相	明度	彩度	明度	彩度
①	０Ｒ　～ １０Ｒ	２～８	４以下	７以下	３以下
②	０ＹＲ ～ １０ＹＲ				
③	０Ｙ　～　５Ｙ				
④	５．１Ｙ　～ １０Ｙ				
	０ＧＹ ～ １０ＧＹ				
⑤	０Ｇ　～ １０Ｇ				
⑥	０ＢＧ ～ １０ＢＧ				
⑦	０Ｂ　～ １０Ｂ				
⑧	０ＰＢ ～ １０ＰＢ				

景観を壊す色彩範囲（外壁、屋根）			
番号	色相	明度	彩度
①	０Ｒ　～ １０Ｒ	３～７	７～１４
②	０ＹＲ ～ １０ＹＲ	４～７	７～１４
③	０Ｙ　～　５Ｙ	６～８	７～１４
④	５．１Ｙ　～ １０Ｙ	６～８	７～１０
	０ＧＹ ～ １０ＧＹ		
⑤	０Ｇ　～ １０Ｇ	３～７	７～１０
⑥	０ＢＧ ～ １０ＢＧ	３～７	７～８
⑦	０Ｂ　～ １０Ｂ	４～６	７～８
⑧	０ＰＢ ～ １０ＰＢ	２～６	７～１０

①R(赤)系の色相

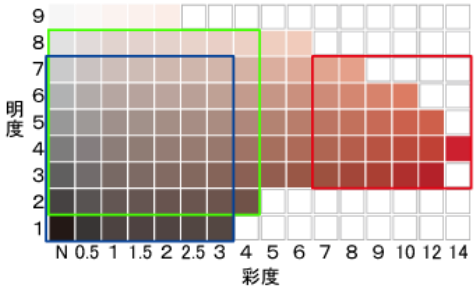

②YR(黄赤)系の色相

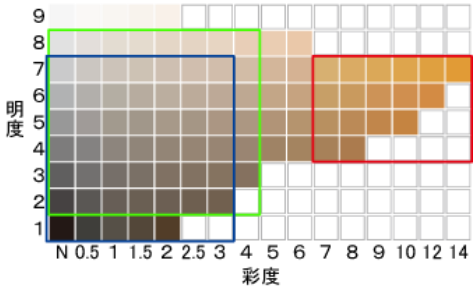

③OY～5Y(黄)系の色相

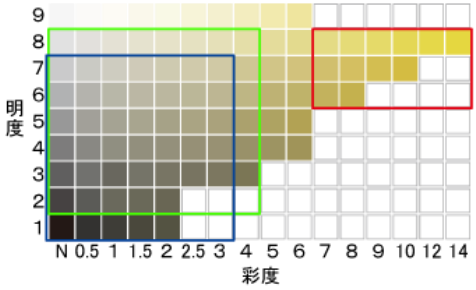

④5.1Y～10Y(黄)・GY(黄緑)系の色相

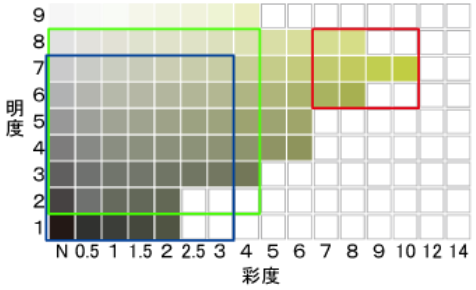

⑤G(緑)系の色相

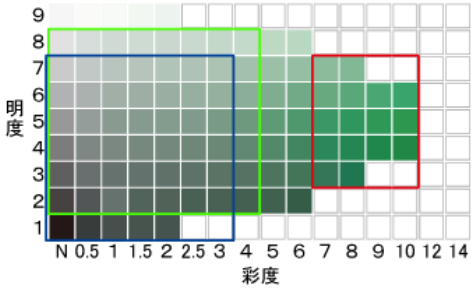

⑥BG(青緑)系の色相

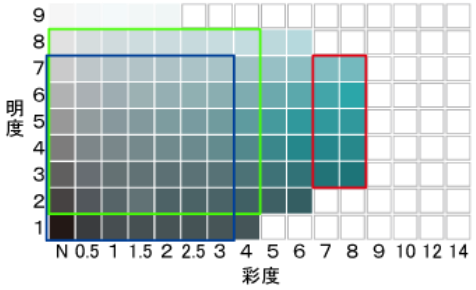

⑦B(青)系の色相

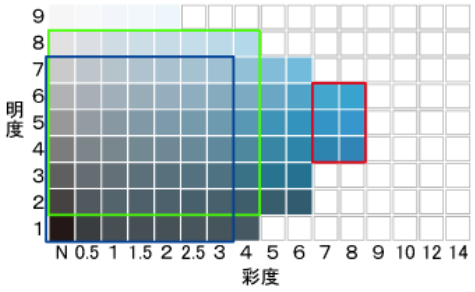

⑧PB(青紫)系の色相

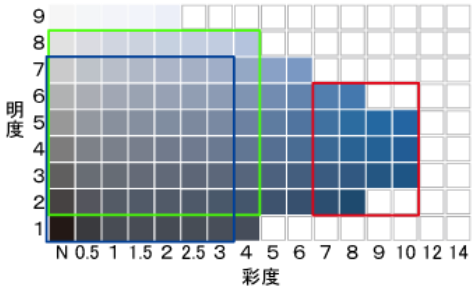

	外壁	屋根
景観形成する推奨色彩範囲		
景観を壊す色彩範囲		

■沼津土肥線沿道ゾーン

<table>
<tr><th colspan="6">景観形成する推奨色彩範囲</th></tr>
<tr><th colspan="2"></th><th colspan="2">外壁</th><th colspan="2">屋根</th></tr>
<tr><th>番号</th><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr>
<tr><td>①</td><td>０Ｒ　～ １０Ｒ</td><td rowspan="8">２～８</td><td rowspan="6">４以下</td><td rowspan="8">７以下</td><td rowspan="6">３以下</td></tr>
<tr><td>②</td><td>０ＹＲ ～ １０ＹＲ</td></tr>
<tr><td>③</td><td>０Ｙ　～　５Ｙ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">④</td><td>５．１Ｙ　～ １０Ｙ</td></tr>
<tr><td>０ＧＹ ～ １０ＧＹ</td></tr>
<tr><td>⑤</td><td>０Ｇ　～ １０Ｇ</td></tr>
<tr><td>⑥</td><td>０ＢＧ ～ １０ＢＧ</td></tr>
<tr><td>⑦</td><td>０Ｂ　～ １０Ｂ</td><td>５以下</td><td>４以下</td></tr>
<tr><td>⑧</td><td>０ＰＢ ～ １０ＰＢ</td><td>４以下</td><td>３以下</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="4">景観を壊す色彩範囲（外壁、屋根）</th></tr>
<tr><th>番号</th><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr>
<tr><td>①</td><td>０Ｒ　～ １０Ｒ</td><td>３～７</td><td>７～１４</td></tr>
<tr><td>②</td><td>０ＹＲ ～ １０ＹＲ</td><td>４～７</td><td>７～１４</td></tr>
<tr><td>③</td><td>０Ｙ　～　５Ｙ</td><td>６～８</td><td>７～１４</td></tr>
<tr><td rowspan="2">④</td><td>５．１Ｙ　～ １０Ｙ</td><td rowspan="2">６～８</td><td rowspan="2">７～１０</td></tr>
<tr><td>０ＧＹ ～ １０ＧＹ</td></tr>
<tr><td>⑤</td><td>０Ｇ　～ １０Ｇ</td><td>３～７</td><td>７～１０</td></tr>
<tr><td>⑥</td><td>０ＢＧ ～ １０ＢＧ</td><td>３～７</td><td>７～８</td></tr>
<tr><td>⑦</td><td>０Ｂ　～ １０Ｂ</td><td>４～６</td><td>７～８</td></tr>
<tr><td>⑧</td><td>０ＰＢ ～ １０ＰＢ</td><td>２～６</td><td>７～１０</td></tr>
</table>

①R(赤)系の色相

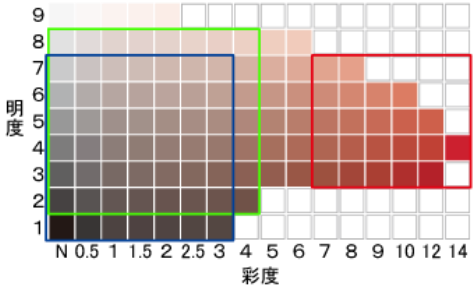

②YR(黄赤)系の色相

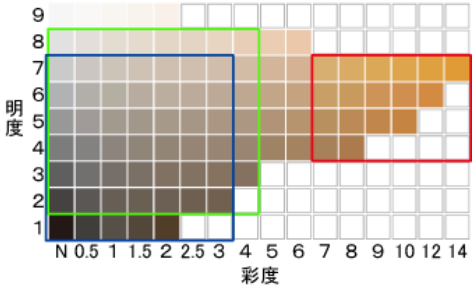

③OY～5Y(黄)系の色相

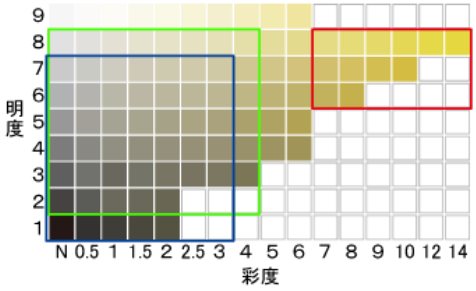

④5.1Y～10Y(黄)・GY(黄緑)系の色相

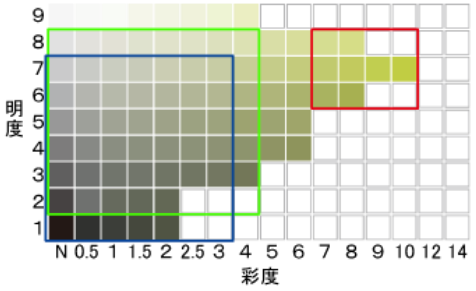

⑤G(緑)系の色相

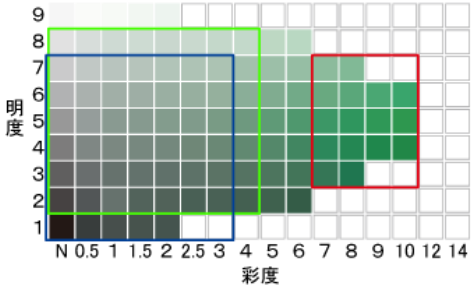

⑥BG(青緑)系の色相

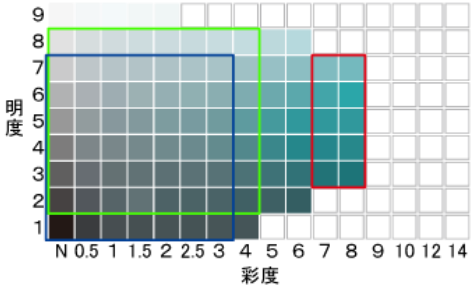

⑦B(青)系の色相

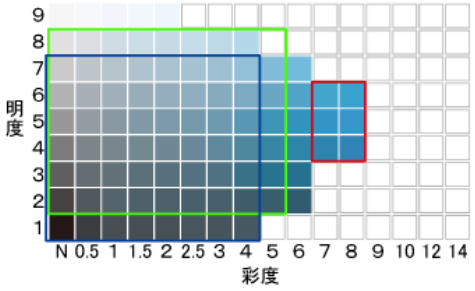

⑧PB(青紫)系の色相

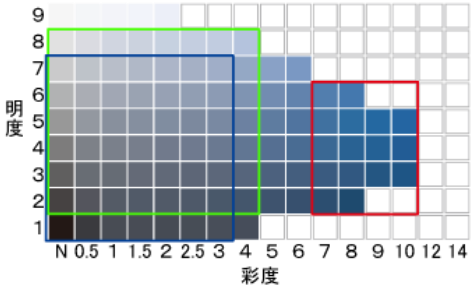

	外壁	屋根
景観形成する推奨色彩範囲	□	□
景観を壊す色彩範囲	□	

■御浜岬ゾーン

景観形成する推奨色彩範囲					
		外壁		屋根	
番号	色相	明度	彩度	明度	彩度
①	０Ｒ　～ １０Ｒ	２～８	４以下	７以下	３以下
②	０ＹＲ ～ １０ＹＲ	２～８	４以下	７以下	３以下
③	０Ｙ　～　５Ｙ	２～８	６以下	７以下	３以下
④	５．１Ｙ　～ １０Ｙ	２～７	４以下	７以下	３以下
	０ＧＹ ～ １０ＧＹ	２～７	４以下	７以下	３以下
⑤	０Ｇ　～ １０Ｇ	２～８	２．５以下	７以下	２．５以下
⑥	０ＢＧ ～ １０ＢＧ	２～６	３以下	６以下	２．５以下
⑦	０Ｂ　～ １０Ｂ	２～８	５以下	７以下	３以下
⑧	０ＰＢ ～ １０ＰＢ	２～８	４以下	７以下	３以下

景観を壊す色彩範囲（外壁、屋根）			
番号	色相	明度	彩度
①	０Ｒ　～ １０Ｒ	３～８	５～１４
②	０ＹＲ ～ １０ＹＲ	４～８	５～１４
③	０Ｙ　～　５Ｙ	６～８	７～１４
④	５．１Ｙ　～ １０Ｙ	４～８	５～１０
	０ＧＹ ～ １０ＧＹ		
⑤	０Ｇ　～ １０Ｇ	６～８	３～４
		４～８	５～１０
⑥	０ＢＧ ～ １０ＢＧ	３～７	７～８
⑦	０Ｂ　～ １０Ｂ	２～７	６～８
⑧	０ＰＢ ～ １０ＰＢ	２～７	５～１０

①R(赤)系の色相

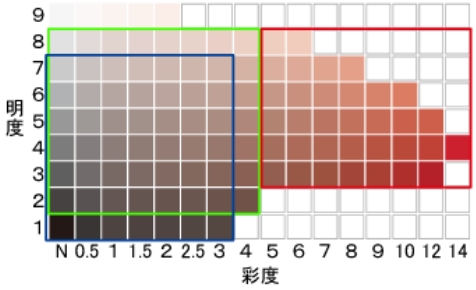

②YR(黄赤)系の色相

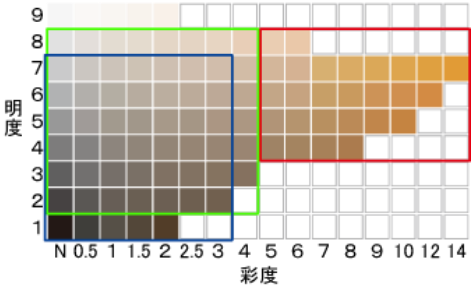

③OY～5Y(黄)系の色相

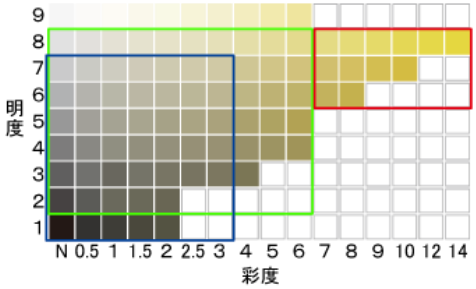

④5.1Y～10Y(黄)・GY(黄緑)系の色相

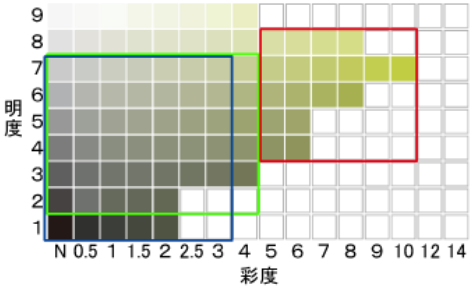

⑤G(緑)系の色相

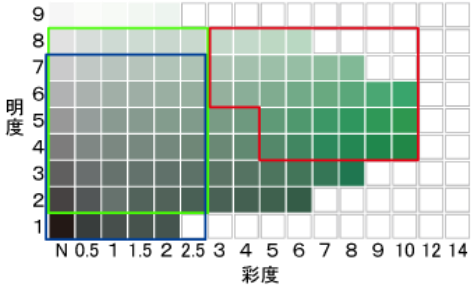

⑥BG(青緑)系の色相

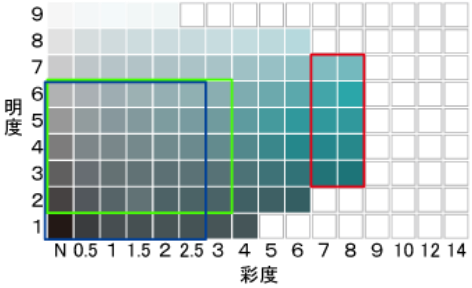

⑦B(青)系の色相

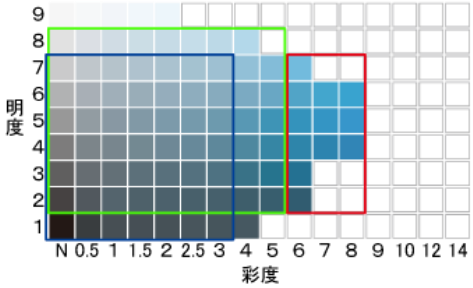

⑧PB(青紫)系の色相

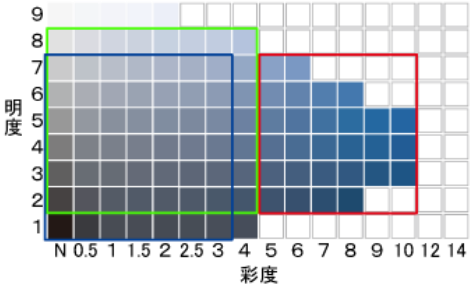

	外壁	屋根
景観形成する推奨色彩範囲		
景観を壊す色彩範囲		

■田園住宅地ゾーン

景観形成する推奨色彩範囲					
		外壁		屋根	
番号	色相	明度	彩度	明度	彩度
①	０Ｒ　～ １０Ｒ	２～８	４以下	２～７	３以下
②	０ＹＲ ～ １０ＹＲ				
③	０Ｙ　～　５Ｙ				
④	５．１Ｙ　～ １０Ｙ				
	０ＧＹ ～ １０ＧＹ				
⑤	０Ｇ　～ １０Ｇ				
⑥	０ＢＧ ～ １０ＢＧ				
⑦	０Ｂ　～ １０Ｂ				
⑧	０ＰＢ ～ １０ＰＢ				

景観を壊す色彩範囲（外壁、屋根）			
番号	色相	明度	彩度
①	０Ｒ　～ １０Ｒ	３～７	７～１４
②	０ＹＲ ～ １０ＹＲ	４～８	６～１４
③	０Ｙ　～　５Ｙ	４～９	６～１４
④	５．１Ｙ　～ １０Ｙ	４～８	６～１０
	０ＧＹ ～ １０ＧＹ		
⑤	０Ｇ　～ １０Ｇ	４～８	６～１０
⑥	０ＢＧ ～ １０ＢＧ	２～８	６～８
⑦	０Ｂ　～ １０Ｂ	４～７	５～８
⑧	０ＰＢ ～ １０ＰＢ	２～７	６～１０

①R（赤）系の色相

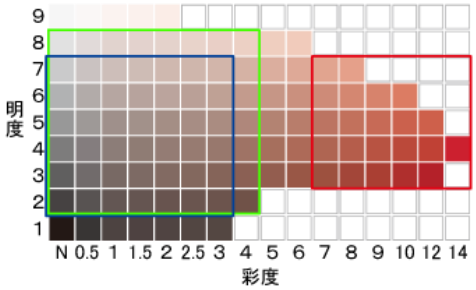

②YR（黄赤）系の色相

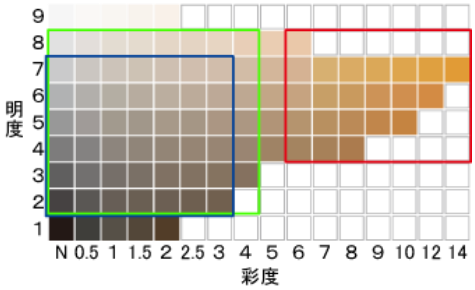

③0Y～5Y（黄）系の色相

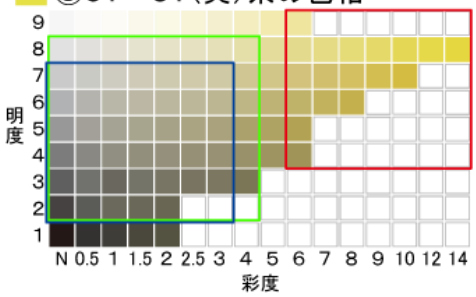

④5.1Y～10Y（黄）・GY（黄緑）系の色相

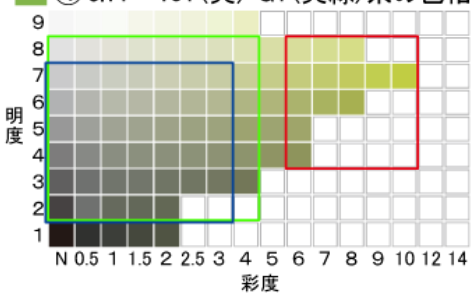

⑤G（緑）系の色相

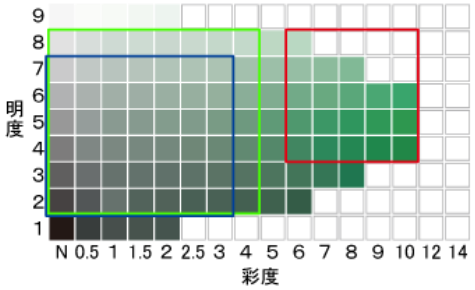

⑥BG（青緑）系の色相

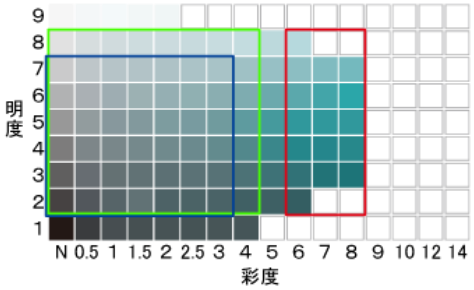

⑦B（青）系の色相

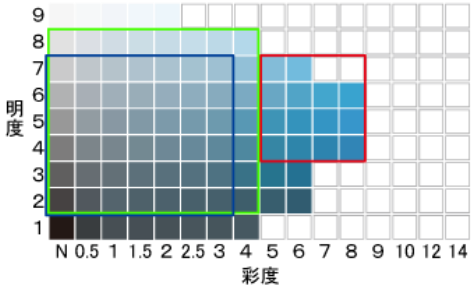

⑧PB（青紫）系の色相

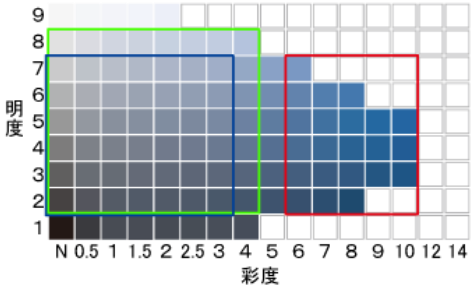

	外壁	屋根
景観形成する推奨色彩範囲	□	□
景観を壊す色彩範囲	□	

■松城家住宅周辺ゾーン

景観形成する推奨色彩範囲					
		外壁		屋根	
番号	色相	明度	彩度	明度	彩度
①	０Ｒ　～ １０Ｒ	２～８	３以下	７以下	３以下
②	０ＹＲ ～ １０ＹＲ	２～８	３以下	７以下	３以下
③	０Ｙ　～　５Ｙ	２～８	４以下	７以下	３以下
④	５．１Ｙ　～ １０Ｙ	２～７	４以下	７以下	３以下
	０ＧＹ ～ １０ＧＹ	２～７	４以下	７以下	３以下
⑤	０Ｇ　～ １０Ｇ	２～８	２．５以下	７以下	２．５以下
⑥	０ＢＧ ～ １０ＢＧ	２～６	３以下	６以下	２．５以下
⑦	０Ｂ　～ １０Ｂ	２～８	５以下	７以下	３以下
⑧	０ＰＢ ～ １０ＰＢ	２～８	４以下	７以下	３以下

景観を壊す色彩範囲（外壁、屋根）			
番号	色相	明度	彩度
①	０Ｒ　～ １０Ｒ	３～８	５～１４
②	０ＹＲ ～ １０ＹＲ	４～８	５～１４
③	０Ｙ　～　５Ｙ	６～８	７～１４
④	５．１Ｙ　～ １０Ｙ	４～８	５～１０
	０ＧＹ ～ １０ＧＹ		
⑤	０Ｇ　～ １０Ｇ	６～８	３～４
		４～８	５～１０
⑥	０ＢＧ ～ １０ＢＧ	３～７	７～８
⑦	０Ｂ　～ １０Ｂ	２～７	６～８
⑧	０ＰＢ ～ １０ＰＢ	２～７	５～１０

①R(赤)系の色相

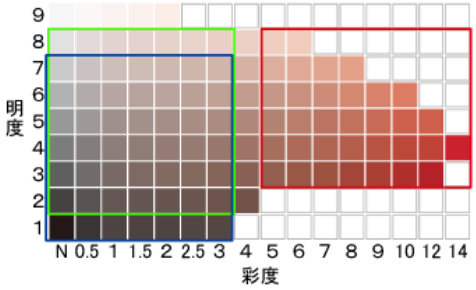

②YR(黄赤)系の色相

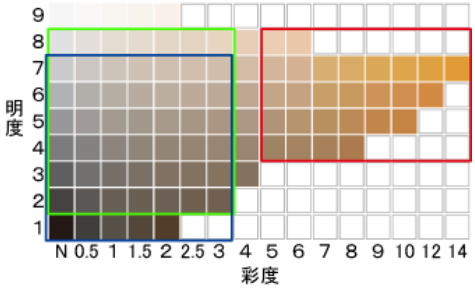

③OY～5Y(黄)系の色相

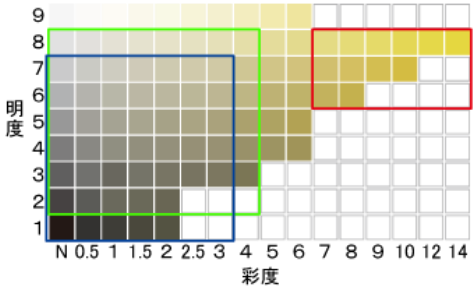

④5.1Y～10Y(黄)・GY(黄緑)系の色相

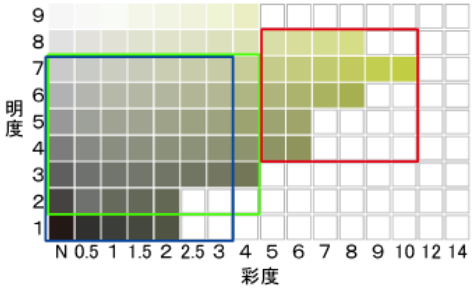

⑤G(緑)系の色相

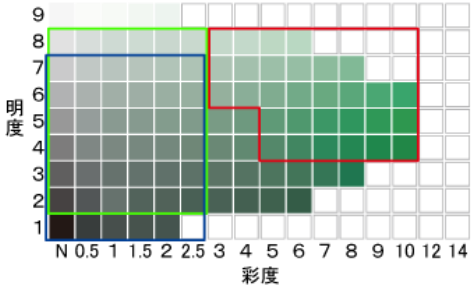

⑥BG(青緑)系の色相

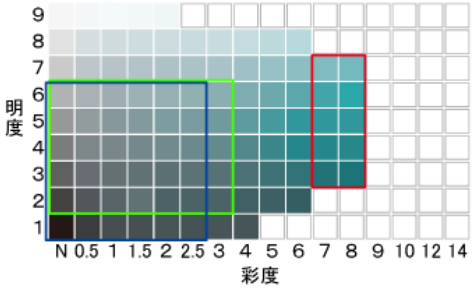

⑦B(青)系の色相

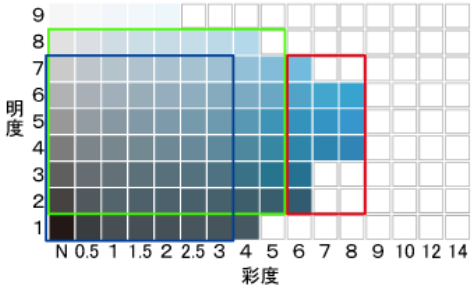

⑧PB(青紫)系の色相

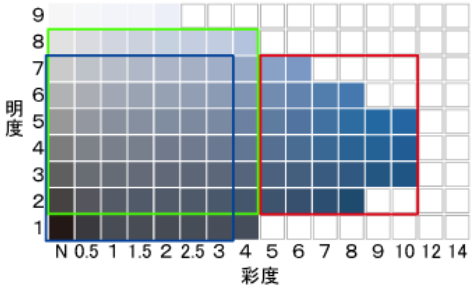

	外壁	屋根
景観形成する推奨色彩範囲	□	□
景観を壊す色彩範囲	□	

■その他の住宅地ゾーン

景観形成する推奨色彩範囲					
		外壁		屋根	
番号	色相	明度	彩度	明度	彩度
①	０Ｒ　～ １０Ｒ	２～８	４以下	７以下	３以下
②	０ＹＲ ～ １０ＹＲ				
③	０Ｙ　～　５Ｙ				
④	５．１Ｙ　～ １０Ｙ				
	０ＧＹ ～ １０ＧＹ				
⑤	０Ｇ　～ １０Ｇ				
⑥	０ＢＧ ～ １０ＢＧ				
⑦	０Ｂ　～ １０Ｂ				
⑧	０ＰＢ ～ １０ＰＢ				

景観を壊す色彩範囲（外壁、屋根）			
番号	色相	明度	彩度
①	０Ｒ　～ １０Ｒ	３～７	７～１４
②	０ＹＲ ～ １０ＹＲ	４～７	７～１４
③	０Ｙ　～　５Ｙ	６～８	７～１４
④	５．１Ｙ　～ １０Ｙ	６～８	７～１０
	０ＧＹ ～ １０ＧＹ		
⑤	０Ｇ　～ １０Ｇ	３～８	６～１０
⑥	０ＢＧ ～ １０ＢＧ	３～８	６～８
⑦	０Ｂ　～ １０Ｂ	４～７	６～８
⑧	０ＰＢ ～ １０ＰＢ	２～７	６～１０

①R(赤)系の色相

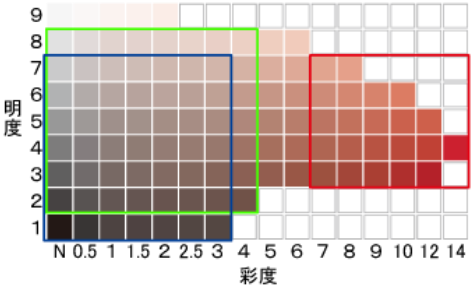

②YR(黄赤)系の色相

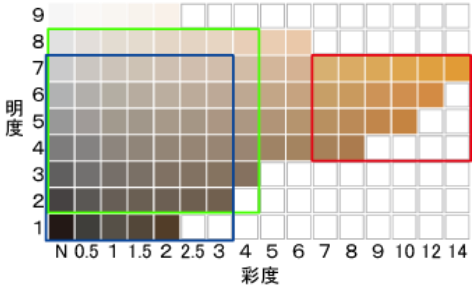

③OY～5Y(黄)系の色相

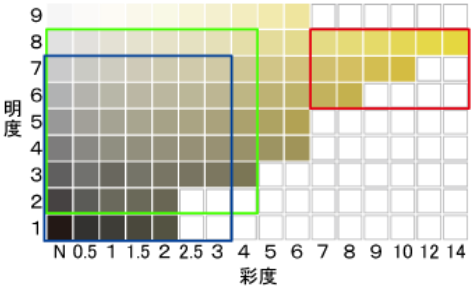

④5.1Y～10Y(黄)・GY(黄緑)系の色相

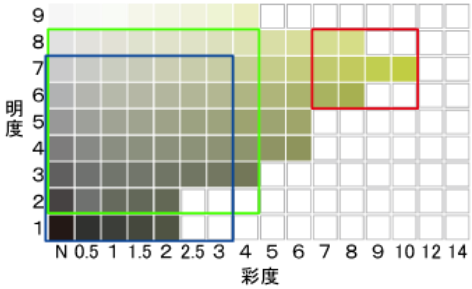

⑤G(緑)系の色相

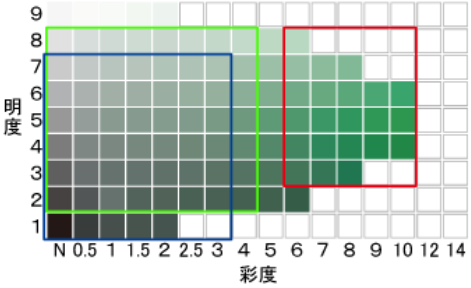

⑥BG(青緑)系の色相

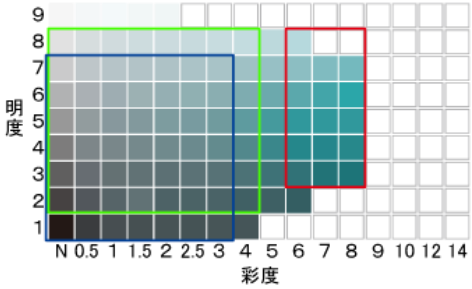

⑦B(青)系の色相

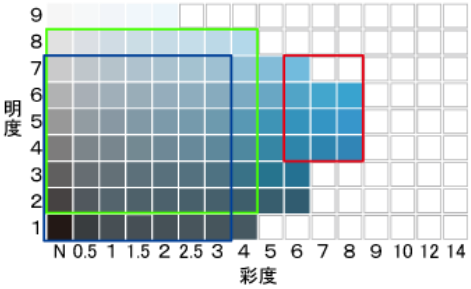

⑧PB(青紫)系の色相

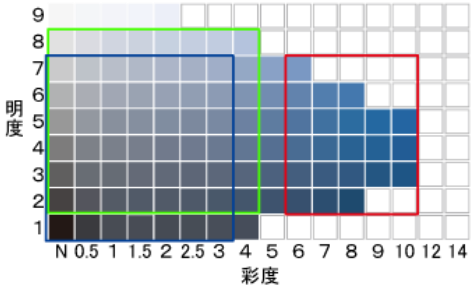

	外壁	屋根
景観形成する推奨色彩範囲	□	□
景観を壊す色彩範囲	□	

5　景観重要建造物・景観重要樹木

景観法第８条第２項第３号で定める、法第 19 条第１項の景観重要建造物又は第 28 条第１項の景観重要樹木の指定の方針は、次のとおりとします。指定を受けた建造物や樹木は、地域の個性ある景観形成の核として保全を図ります。

１）景観重要建造物の指定の方針

以下に示す建造物については、所有者の意見を聴いた上で、景観重要建造物として指定します。

①周辺地域の良好な景観を特徴づけているため、保全の必要があると認める建造物
②地域の自然、歴史、文化、生活などからみて、地域を象徴する建造物
③沼津市民に親しまれ愛されている建造物
④道路その他公共の場から公衆によって容易に望見される建造物

指定の方針に基づき、現段階で考えられる候補は次のとおりです。

景観重要建造物の指定候補

		①周辺地域の良好な景観を特徴づけているため、保全の必要があると認める建造物	②地域の自然、歴史、文化、生活などからみて、地域を象徴する建造物	③沼津市民に親しまれ愛されている建造物	④道路その他公共の場から公衆によって容易に望見される建造物	ぬまづの宝 100 選
国登録文化財の建造物						
1	安田屋旅館 松棟	○	○	○	○	○
2	安田屋旅館 月棟	○	○	○	○	○
3	松蔭寺山門	○	○	○	○	○
上記以外の建造物（ぬまづの宝 100 選などから、景観形成のために重要だと思われるものを抜粋）						
4	大型展望水門 びゅうお	○	○	○	○	○
5	プラサ ヴェルデ	○	○	○	○	
6	大川家長屋門	○	○	○	○	

２）景観重要樹木の指定の方針

以下に示す樹木については、所有者の意見を聴いた上で、景観重要樹木として指定します。

①沼津市内の良好な景観を特徴づけているため、保全の必要があると認める樹木もしくは樹木群
②沼津市民に親しまれ愛されている樹木もしくは樹木群
③道路その他公共の場から公衆によって容易に望見される樹木もしくは樹木群

指定の方針に基づき、現段階で考えられる候補は次のとおりです。

景観重要樹木の指定候補

		①沼津市内の良好な景観を特徴づけているため、保全の必要があると認める樹木もしくは樹木群	②沼津市民に親しまれ愛されている樹木もしくは樹木群	③道路その他公共の場から公衆によって容易に望見される樹木もしくは樹木群	ぬまづの宝100選
県指定文化財の樹木					
1	岡宮浅間神社のクス	○	○	○	○
上記以外の樹木（ぬまづの宝100選などから、景観形成のために重要だと思われるものを抜粋）					
2	千本松原	○	○	○	○
3	白隠桜（沼川沿い）	○	○	○	

６　景観重要公共施設

１）景観重要公共施設の指定の方針

道路、河川、都市公園、海岸、港湾等の公共施設は、地域の景観を構成する重要な要素であることから、良好な景観形成のために重要な公共施設を「景観重要公共施設」に指定し、良好な景観に配慮した整備や管理を行うものとします。

景観重要公共施設の指定にあたっては、次の要件のいずれかに該当する公共施設で、公共施設管理者と協議を行い、同意を得たものを景観重要公共施設として指定します。

①富士山をはじめとする、沼津らしい景観を眺望できる場所
②公共施設そのものが、地域の景観の主要な構成要素となっており、地域住民などから良好な景観として認識されているもの

なお、景観重要公共施設の対象となるものは次のとおりです。

ア　法律に定める公共施設（法第８条第２項第４号）

・道路、河川、都市公園、津波防護施設、海岸保全区域等に係る海岸、港湾、漁港、自然公園における施設

イ　政令で定める公共施設（施行令第２条）

・土地改良施設（土地改良法）、下水道（下水道法）、保安施設事業に係る施設（森林法）、市民緑地計画に係る市民緑地（都市緑地法）、雨水貯留浸透施設（特定都市河川浸水被害対策法）、砂防設備（砂防法）、地すべり防止施設やぼた山崩壊防止施設（地すべり等防止法）、急傾斜地崩壊防止施設（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）

沼津市景観計画に示される指定の方針に基づき、当面、次の表に示す公共施設候補の内、御成橋、（都）川廓通り線、白隠みち・なかみち・参道・南北道、（都）七通線、我入道公園、門池公園、蛇松緑道を景観重要公共施設として指定し、その他の公共施設についても、景観重要公共施設の候補として選定し、指定に向けて取り組んでいきます。また、景観重要公共施設に指定された公共施設の管理者は、その公共施設が、沼津らしい景観を作る構成要素であることを意識し、その整備や改修・保全の際は、その公共施設のデザイン性を高めることを意識し、必要に応じて、沼津市景観審議会に情報提供を行い、協議を行うものとします。

景観重要公共施設の指定候補

〈道路〉

名称	区間	管理者	概要
国道 1 号	県自入口～西添町交差点付近	国	東京都中央区から大阪府大阪市に至る道路で、本市の主要道路である。春には、原地区で、沼川沿いの白隠桜の桜並木が咲き誇り、祭りの提灯で彩られ、富士山とともに、美しい景観を形成している。
国道 246 号	上石田 IC～沼津 IC 南交差点	国	国道 414 号と主要地方道沼津インター線を結ぶ道路で、両側に店舗が建ち並ぶ沿道景観を形成している。
東駿河湾環状道路	市内の全区間	国	伊豆縦貫自動車道の一部を構成する自動車専用道路で、周辺の自然景観との調和を図ったデザインで整備されている。また、沼津岡宮 IC から函南町方面に向かう市内の区間は、道路とその周辺を景観形成型広告整備地区（伊豆縦貫自動車道景観形成型広告整備地区）に指定し、屋外広告物の規制誘導による、伊豆半島の入り口として相応しい良好な景観を形成している。
国道 414 号	三園橋～下香貫交差点付近	静岡県	本市と伊豆方面を結ぶ道路で、対象の区間には市役所や体育館などの公共施設や、スーパーなどの店舗が建ち並んでいる。南から北へ向かうと正面に富士山を見ることができるが、架線による富士山眺望の阻害や、屋外広告物による沿道景観の阻害が課題となっている。
主要地方道沼津土肥線	市内の全区間	静岡県	口野放水路から内浦、西浦、戸田を通る道路で、沿道から眺めることができる駿河湾越しの富士山や斜面のみかん畑、漁村集落地等が印象的な景観となっている。
主要地方道沼津停車場線	全区間	静岡県	JR 沼津駅南口から南に延び、沼津港へ至る一般県道沼津港線へと繋がる道路で、両側に店舗が建ち並ぶ本市のメインストリートの景観を構成する要素である。

〈道路〉

名称	区間	管理者	概要
主要地方道沼津インター線	全区間	静岡県	国道 246 号から東名高速道路沼津インターチェンジを結ぶ道路で、沿道には飲食店や宿泊施設が建ち並び、多くの市民や観光客が利用する。沿道から北には富士山の眺望を得られる。
一般県道沼津港線	全区間	静岡県	主要地方道沼津停車場線から繋がり、沼津港へ至る道路で、沿道には商店街やオフィスビルが立ち並んでいる。地域で花壇の管理が行われるなど、駅南の顔となる通りとして景観形成が進められている。
一般県道富士清水線	西間門～富士市境	静岡県	西間門の交差点から富士市までの区間は海岸線沿いを通る道路で、千本松原は本市を代表する景観となっている。
（都）沼津南一色線	国道 1 号～国道 246 号	沼津市	国道 246 号と国道 1 号を結ぶ道路で、道路と東日本最古級かつ古墳時代初頭における最大級の前方後方墳である高尾山古墳を含む周辺地域との調和が図られるよう、整備を進めている。
（都）原駅町沖線	原駅～国道 1 号	静岡県沼津市	景観形成重点地区（原駅前地区）内を通る道路で、JR 原駅と原地区の住宅地を南北に結ぶ。シンプルな形状の道路附属物、落ち着いた色調の歩道舗装、無電柱化など、歴史・文化を活かした景観形成に寄与している。
沼津駅南北駅前広場	沼津駅南北	沼津市	本市の玄関口として多くの人が行き交う空間であり、沼津駅周辺総合整備事業により、地域の顔となる魅力的な景観が形成されつつある。北口駅前広場は、道路附属物の色彩や緑化の工夫によって明るい空間となっており、土木学会デザイン賞優秀賞を受賞している。南口駅前広場は、沼津駅周辺総合整備事業を契機に、公共空間と周辺の建物が一体となった歩行者のための広場への再編整備を目指している。

〈河川〉

名称	管理者	概要
狩野川	国	市街地の中心を流れており、御成橋と三園橋の間に整備された階段堤や緑地は、憩いの場であるとともに、花火大会などの様々なイベントが開催される賑わいの場としても市民や観光客に親しまれている。
沼川新放水路（仮称）	静岡県	高橋川分流点から駿河湾まで約 2.3km にわたり整備中の放水路で、周辺の景観等と調和するような河川景観の形成が求められる。

〈公園〉

名称	管理者	概要
中央公園	沼津市	かつては、沼津城の本丸があった場所で、現在は、まちの中心にありながら、豊かな緑に囲まれた公園。年間を通して様々なイベントも開催され、まちなかの憩いの場としてだけでなく、賑わいの場にもなっている。
愛鷹運動公園・広域公園	静岡県 沼津市	市の北部地域に位置し、県東部地域のスポーツ・レクリエーション活動の拠点になっている。また、周りを森に囲まれた豊かな自然環境の中にあり、園路や広場などを中心に憩いの場としても利用されている。

２）景観重要公共施設の指定

景観重要公共施設の指定の方針に基づき、以下の公共施設を景観重要公共施設として指定し、整備に関する事項及び占用等の許可の基準を定めます。

また、景観重要公共施設に指定された公共施設の管理者は、その公共施設が、沼津らしい景観を作る構成要素であることを意識し、その整備や改修・保全の際は、その公共施設のデザイン性を高めることを意識し、必要に応じて、沼津市景観審議会に情報提供や協議を行い、定められた基準に即して、良好な景観に配慮した整備や管理を行うものとします。

（１）景観重要道路

①御成橋

ア　指定理由

御成橋は、まちなかを流れる狩野川と共に常に人々の生活の情景の中に存在し、時を超えて親しまれ続ける沼津市のシンボルの一つです。また、鉄柱には、太平洋戦争下の沼津大空襲による傷痕が残り、歴史的景観資源でもあります。

さらに、夜間には、ライトアップされ、水面に映る建物や照明の明かりとともに美しい夜景を形成し、夏には、周辺で狩野川花火大会が開催され、美しい夏の景観を形成しており、沼津市の景観形成に非常に重要な役割を果たしています。

イ　個別方針

御成橋と狩野川と周辺建物のまち並みが一体となった、美しい景観との調和を図る。

ウ　箇所

名称	区間	管理者
御成橋	全区間	静岡県

エ　整備に関する事項及び占用等の許可の基準（道路法第 32 条１項又は第３項の許可の基準）

・御成橋の色彩は、「周辺景観とのバランス」「歴史的な景観資源の適切な維持・継承」「橋梁の構造」を考慮して、上部構造及び橋梁付属物、現状と同じシルバーを採用するよう努める。
・工作物、物件又は施設は、道路上から見ることのできる周辺の眺望を著しく阻害することのない配置とするよう努める。
・工作物、物件又は施設は、周辺の自然景観との調和に配慮し、落ち着きのある色彩とする。
・架替・改修・修繕等を行う際には、御成橋の景観的資産が受け継がれるよう努める。

※適用除外項目有

②(都)川廓通り線

ア　指定理由

城壁や堀、自然の崖や川などで仕切った城・館内の区画を表す「くるわ（曲輪・郭・廓」が由来となった「川廓通り」は、その名の通り東は狩野川に面し、背後は沼津城（元三枚橋城）の外廓にあたる東海道として形成されてきました。川廓通りは、江戸時代、狩野川に舟運が開かれていた頃の舟着き場に隣接し、物資や人々の交流が盛んな地域でした。

全長 270m程の「(都）川廓通り線」は、当時の東海道沼津宿の面影を残そうと昭和 30 年代まであったとされる石畳をイメージして整備され、落ち着いた雰囲気を醸し出すまち並み景観となっています。

イ　個別方針

旧東海道沼津宿の面影を残し、落ち着いた雰囲気を醸し出すまち並み景観との調和を図るとともに、道路景観の連続性に配慮する。

ウ　箇所

名称	区間	管理者
（都）川廓通り線	全区間	沼津市

エ　整備に関する事項及び占用等の許可の基準（道路法第 32 条１項又は第３項の許可の基準）

・工作物、物件又は施設は、周辺の眺望を著しく阻害することのない配置とするよう努める。
・工作物、物件又は施設は、周辺の自然景観との調和に配慮し、落ち着きのある色彩とする。

※適用除外項目有

③白隠みち・なかみち・参道・南北道

ア　指定理由

「駿河には過ぎたるものが二つあり　富士のお山に原の白隠」とうたわれ、500 年に一度の名僧と呼ばれる白隠禅師が生まれた原地区には、松蔭寺、白隠禅師や修行僧が歩いたといわれる道（通称　白隠道）、幕末から明治期には街道一の名園と讃えられた「帯笑園」などの歴史的資源をはじめ、多くの寺院、史跡などが点在し、地域の誇りになっています。

このような地域資源を活かし、歴史性を感じる道路空間や沿道景観を作ろうとする活動が、地元からの発案によって始まり、景観形成重点地区に指定されました。

平成 20 年度から令和元年度までに整備された「白隠みち・なかみち・参道・南北道」は、ブロック舗装や街頭デザインなどにより趣のある景観となっています。

イ　個別方針

旧東海道の原宿の面影を残し、白隠禅師ゆかりの歴史資源を大切にし、住民と来訪者にやすらぎを感じさせる景観を形成し、道路景観の連続性に配慮する。

ウ　箇所

名称	区間	管理者
白隠みち・なかみち・参道・南北道	全区間	沼津市

エ　整備に関する事項及び占用等の許可の基準（道路法第 32 条１項又は第３項の許可の基準）

・工作物、物件又は施設は、周辺の眺望を著しく阻害することのない配置とするよう努める。
・工作物、物件又は施設は、周辺の自然景観との調和に配慮し、落ち着きのある色彩とする。

※適用除外項目有

④(都)七通線

ア　指定理由

七通線は、駅北地区と大岡地区を東西方向に結ぶ現在整備中の道路です。プラサヴェルデ前は整備が終わり、鉄道高架完成後に大岡地区とつながります。

沼津駅の北側のシンボルロードとして、広い歩道の整備、緑化、無電柱化による良好な景観が形成され、「沼津駅北第一地区計画」により、道路等は、土地区画整理事業により景観に配慮して整備・保全されます。

また、七通線の歩道空間と一体となったゆとりのあるオープンスペースを活用し、道路を歩行空間にする社会実験も行われています。

イ　個別方針

沼津駅北口駅前広場や拠点施設地区に隣接する立地を活かし、駅前広場や沿道の建築物と一体的に、にぎわいと活気に溢れた質の高い品格ある空間の創出と、道路景観の連続性に配慮する。

ウ　箇所

名称	区間	管理者
(都)七通線	全区間	沼津市

エ　整備に関する事項及び占用等の許可の基準（道路法第 32 条１項又は第３項の許可の基準）

・工作物、物件又は施設は、歩道空間と周辺の眺望を著しく阻害することのない配置とするよう努める。
・工作物、物件又は施設は、質の高い品格ある空間との調和に配慮した色彩とするよう努める。

※適用除外項目有

※　適用除外項目（①、②、③、④共通）

次の整備に関する事項については、上記エの基準は適用されません。

・道路標識の表示面等、法令で定めのあるもの
・安全上又は緊急上やむを得ないもの
・景観重要公共施設の日常管理
・地中に埋設するもの等で周囲の景観に影響を与えないもの
・事業コンペ（デザイン審査を行うもの）を行う場合や有識者等に意見を聴取した場合

次の占用等の許可については、上記エの基準は適用されません。

・案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの
・景観計画変更の施行時点で既に受けている占用等の許可の更新を行うもの
（外観の変更を生じないものに限る。ただし、同色であっても基調となる色の塗り替えを行う場合は、協議対象とする。）
・工事等のために一時的に設置される仮囲いや足場等
・催物等のために一時的（原則１ヶ月以内）に設置されるもの（広告物を含む。）

（２）景観重要公園

①我入道公園（牛臥山公園）

ア　指定理由

我入道公園は、駿河湾の美しい海岸線、ジオサイトの牛臥山（標高 70m）、松林、自生植物などの自然を活かした風致公園です。園内には、我入道出身で昭和の文豪の沼津市芹沢光治良記念館があり、千本松原から狩野川河口を経て沼津御用邸記念公園へとつながり、歴史文化の趣が感じられます。なお、通称「牛臥山公園」と呼ばれる箇所も我入道公園の一部です。

牛臥山は、伊豆と本州の衝突にともなって海底から姿を現し、江戸時代頃までは島でしたが、干拓によって陸続きとなったことから、牛臥山公園内の海岸では、海底火山の噴出物が見られます。

また、北は牛臥山、南は島郷から内浦湾、伊豆の山々まで、西は駿河湾を挟み、大瀬崎、日本平、南アルプスの山々までの素晴らしい風景を眺望することができ、多くの市民に親しまれています。

イ　個別方針

美しい駿河湾の海岸線と牛臥山の自然とともに、潮風と歴史文化を感じながら散策できるなど、住民や来訪者にやすらぎを感じさせる景観を形成する。

ウ　箇所

名称	管理者
我入道公園（牛臥山公園）	沼津市

エ　整備に関する事項及び占用等の許可の基準（都市公園法第５条第１項又は第６条第１項若しくは第３項の許可の基準）

・工作物その他の物件又は施設は、周辺の眺望を著しく阻害することのない配置とするよう努める。
・工作物その他の物件又は施設は、周辺の景観との調和に配慮した色彩とする。

※適用除外項目有

②門池公園

ア　指定理由

門池は、黄瀬川の水を分水するために成立した牧堰用水の補助用水として修築・拡張された灌漑用の貯水池でした。その後、江戸時代から明治・大正・昭和を通じて約 400 年間、旧沼津町と大岡地区、金岡地区の一部という広大な地域の水田を潤してきました。しかし、戦後の高度経済成長期における産業構造の転換に伴い、多くの農地が転用され、用水流域は都市化が進み、現在は、公園として整備されています。

門池公園は、門池の外周に遊歩道・芝生広場のある親水公園で、約 1.3km の遊歩道は、多くの人にウォーキングコースとして利用され、随所に設けられた休憩所から、池や富士山、野鳥などを眺めることができます。特に春には桜の名所として知られています。

また、地域団体等による、清掃、植え込みの剪定、花植え、美化活動の実施により、四季を通じて美しい景観が維持され、地域コミュニティの交流につながっています。

イ　個別方針

地域団体等と連携した公園の管理や利活用により、１年を通じて季節の花が楽しめ、地域の魅力増進の核となる美しい水辺の景観を形成する。

ウ　箇所

名称	管理者
門池公園	沼津市

エ　整備に関する事項及び占用等の許可の基準（都市公園法第５条第１項又は第６条第１項若しくは第３項の許可の基準）

・工作物その他の物件又は施設は、周辺の眺望を著しく阻害することのない配置とするよう努める。
・工作物その他の物件又は施設は、周辺の景観との調和に配慮した色彩とする。

※適用除外項目有

③蛇松緑道

ア　指定理由

蛇松緑道は、廃線となった「蛇松線」の跡地に整備された、白銀町から狩野川河口の蛇松町までの約 1.8 キロメートルにわたる緑道です。

蛇松線は、東海道本線建設のために海上輸送されてきた資材を駅建設予定地に運ぶ貨物専用線として、明治 20 年に敷設され、狩野川河口あたりに生えていた蛇松（蛇のようにくねった松）付近と沼津停車場設置場所までを結び、長く沼津の発展に貢献してきました。しかし、貨物輸送が列車からトラックに移るにつれて、昭和 49 年に廃止されることになりました。

現在の蛇松緑道は、沼津駅周辺と沼津港周辺を結ぶ歩行者のための重要なプロムナードになっており、多種多様な植栽は、周辺環境と調和し、春には千本緑町の桜並木が美しく、初夏にはさわやかな新緑に囲まれて、周辺住民の憩いの場であるとともに、素晴らしい景観を有しています。

イ　個別方針

蛇松線の面影を残し、周辺住民の憩いの場として、住民や来訪者にやすらぎを感じさせる景観を形成し、道路景観の連続性に配慮する。

ウ　箇所

名称	区間	管理者
蛇松緑道	全区間	沼津市

エ　整備に関する事項及び占用等の許可の基準（都市公園法第５条第１項又は第６条第１項若しくは第３項の許可の基準）

・工作物その他の物件又は施設は、周辺の眺望を著しく阻害することのない配置とするよう努める。
・工作物その他の物件又は施設は、周辺の景観との調和に配慮した色彩とする。

※適用除外項目有

※　**適用除外項目（①、②、③共通）**

次の整備については、上記エの基準は適用されません。

・道路標識の表示面等、法令で定めのあるもの
・安全上又は緊急上やむを得ないもの
・公共施設の日常管理・部分補修
・地中に埋設するもの等で周囲の景観に影響を与えないもの
・事業コンペ（デザイン審査を行うもの）を行う場合や有識者等に意見を聴取した場合
・管理者が地元住民の要望を尊重して、新たに設置する建築物・工作物

次の占用等の許可については、上記エの基準は適用されません。

・案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの
・景観計画変更の施行時点で既に受けている占用等の許可の更新を行うもの
（外観の変更を生じないものに限る。ただし、同色であっても基調となる色の塗り替えを行う場合は、協議対象とする。）
・工事等のために一時的に設置される仮囲いや足場等
・催物等のために一時的（原則１ヶ月以内）に設置されるもの（広告物を含む。）

7　屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する事項

景観法第８条第２項第４号のイで定める、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項は、次のとおりとします。

１）基本的な考え方

本市では、屋外広告物法に基づく「沼津市屋外広告物条例」を制定し、屋外広告物の表示や設置について、周辺のまち並みや自然景観との調和を図ることを基本としつつ、落ち着いたまち並みや賑わいのあるまち並みといった、地区の特性に応じた規制・誘導を行ってきました。

近年では、県や周辺市町と協力し合い、東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けて、幹線道路沿いの野立て看板の違反の対策を集中的に進め、多くの改善に繋げることができました。

今後は、次の考え方に基づき、良好な景観の形成に繋がる屋外広告物の表示等に関する取り組みを進めます。

〇新たに道路や公園、河川等のインフラ整備やまちづくりが進む地区について、地区の特性やまちのイメージに合わせ、地区の魅力的な景観形成につながる規制・誘導を行う。

〇眺望点からの景観や、景観重要建造物・樹木などの周辺の景観を阻害しないよう、屋外広告物の規制・誘導を行う。

〇伊豆半島の市町が一体となって違反広告の是正を重点的に行ってきた区域について、改善にとどまらず、良好になった状態を維持していく。

〇地域や場所の特性に応じ、屋外広告物の規制・誘導により特に良好な景観を形成し、又は風致の維持を図ることが必要であると認める区域について、「伊豆縦貫自動車道景観形成型整備地区」のように景観形成型広告整備地区（沼津市屋外広告物条例第 7 条）の指定を検討していく。

なお、周辺の景観との調和を図るための屋外広告物の表示等の考え方は次のページに示すとおりです。

２）市全体の屋外広告物の景観配慮の方針

項目	方針
位置・数	・設置する数は必要最小限に留め、位置や配置などを工夫する。
意匠・形状	・周辺のまち並みや自然景観と調和するとともに、地域特性を活かした意匠等とする。 ・表示面積はできる限り小さくする。 ・広告塔や野立て看板等は、広告物を表示する面以外の部分や支柱部分等の形態などに配慮し、高さはできる限り低くする。
色彩	・彩度の低い色を使用する。 ・使用する色数を減らし、配色を工夫する。 ・建築物に設置する場合は、建築物の外壁の色と調和させるとともに、品格とまち並みの連続性が感じられる色彩とする。
材料	・耐久性に優れ、退色、剥離等の生じにくいものとする。 ・反射素材は使用しないものとする。
その他	・テナントビル等に複数設置する場合は、各設置者が相互に色彩や配置等に配慮し、建築物全体との調和を図る。 ・はり紙、はり札等は表示しないようにする。

具体的に規制・誘導を図る場合は、沼津市屋外広告物条例の中で順次定めていきます。

８　景観形成の推進について

市民・事業者・行政それぞれが景観に配慮することで、魅力あるまちが実現することへの理解を促すとともに、多様な立場から知識や経験を活かし、各主体の協働により、景観形成を着実に推進していきます。

また、子どもを中心に、市民や事業者が、まず、自分の住むまちの自然・歴史・文化等について学び、優れた景観の持つ価値に気づき、未来への希望を持ち、地域の活性化に資するような行動の契機となるよう、景観に関する情報発信や景観学習を実施することで、行政・事業者・市民が一体となって景観形成の推進に取組んでいきます。

１）市民・事業者・行政の役割

【市民の役割】

・景観に関する知識の向上を図りつつ、市が実施する景観形成に関する施策に協力するよう努めるものとします。

・自らが良好な景観形成の主体であることを認識し、美化活動等を通じて、地域の景観づくりに貢献するよう努めるものとします。

・身近な景観について理解を深め、景観まちづくり活動を積極的に進めていくよう努めるものとします。

【事業者の役割】

・景観に関する知識の向上を図りつつ、市が実施する景観形成に関する施策に協力するよう努めるものとします。

・地域社会の構成員として、美しい景観が企業イメージを高めるという視点を持ち、景観への関心を高め、事業活動の実施にあたって良好な景観形成に貢献するよう努めるものとします。

・建築物等の設計や施工等を行う場合は、景観法に基づき届出を行うとともに、景観計画に定める景観形成の方針を理解し、形態意匠や敷地内緑化、屋外広告物等景観に十分配慮し、地域の景観形成に貢献するよう努めるものとします。

・所有または使用する建築物などが地域の景観の重要な要素であることを認識し、良好な状態を保つよう維持管理に努めるものとします。

【行政の役割】

・市民や事業者の景観意識の向上を図るため、密接な協働関係を構築し、啓発活動等を進めるとともに、市民や事業者の自主的な景観まちづくり活動を支援します。

・職員の景観に関する知識や技術の向上を図り、公共施設の整備や維持管理の際は、市民や事業者の景観形成の模範となるよう努めます。

・広域的な協議や調整が必要な場合、国、県、周辺市町などとの連携を図ります。
・専門の庁内組織を設置や、景観部局が中心となり関係部局の連絡調整や情報交換を積極的に行うことによって、庁内における景観形成に関する意識の共有化を図り、庁内一体となった取組を進めます。
・メガソーラーや開発事業、土地利用事業などの大規模事業により、良好な景観が阻害されることがないよう、事業内容を精査し、景観と調和するよう規制誘導を図ります。

２）協働による景観形成

本市では景観計画策定後、５箇所の景観形成重点地区を指定し、各地域の特性を活かした景観形成を、各主体が一体となって取り組んできました。今後も、市民・事業者・行政が連携して、良好な景観を形成していくため仕組みを整えていきます。

（１）地域コミュニティと連携した景観形成

【景観に関する自発的な活動の推進】

・地域団体による河川や海岸の清掃、花壇の管理、空き家の活用など、幅広い分野での市民活動がまちの魅力をつくってきました。今後も、市民や事業所の自発的な景観形成を支援するため、事業の充実や情報提供を行います。

■現在実施している市の事業

事業	支援内容
ぬまづまちピカ応援隊	道路、公園及び緑地などの公共施設において、ごみ拾いや花壇の手入れ・除草などの環境美化活動に取り組む市民や事業所を支援する。（物品の支給、保険への加入、市 HP での活動紹介）
花苗配布事業／ 地域緑化用の花の種子配布事業	公共空間や地域花壇への植栽を行う市民や事業所に、花苗や花の種子を配布し、地域それぞれのアイデアを活かした花壇づくりによる、憩い集う空間づくりを支援する。
市民環境活動支援事業	脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会の実現に寄与する活動に対して、補助金の交付により、支援する。
民間支援まちづくりファンド事業	市民が主体となった「まちづくり活動」や「まちづくりに資する施設整備等」に係る経費の一部を支援する。
リノベーションまちづくり	リノベーション手法を用いたまちづくりの啓発や、人的ネットワークの形成、公共遊休資産の活用検討など、民間主導の公民連携型まちづくりを推進する。

・道路法に基づく「歩行者利便増進道路」の区域指定や「道路協力団体」の活用を検討し、地

域団体が主体となったオープンカフェの開催や広告板の設置などによる賑わいや憩いの空間の創出、道路の清掃や緑化により、エリア全体の質の向上を図ります。

・良好な景観形成に寄与する活動を行う団体に対して、沼津市景観条例に基づき、活動に必要な支援を行う制度を検討します。

【地域の声を反映した景観のルールづくり】

・地域の景観のさらなる向上のために、市民や事業者が建築行為などを行う際に守るルールが必要な場合、地域住民との協議を進め、景観条例に基づく「景観形成重点地区」の指定を検討します。

■景観形成重点地区に指定する地域のイメージ

- シンボルロードなどの景観上重要な公共施設とその周辺の区域
- 鉄道駅や港の周辺などの多くの人が行き交う区域
- 自然環境や歴史的資産を活かし、観光振興や地域活性化を図る区域

・景観形成重点地区として指定することや景観計画の変更について、市民などから提案された場合、景観審議会や都市計画審議会の意見を踏まえ、速やかに対応を検討します。

【地区計画の活用】

・地区施設の整備や土地利用を含めた総合的な視点からの景観形成が必要な地区については、都市計画法の「地区計画」を活用し、建築物の形態意匠などの基準に基づき、市民による建築行為における景観形成を進めます。

【観光地エリア景観計画の策定】

・本市の顔となる観光地では、有識者の助言を受けながら、地域住民とともに景観形成の方針や具体的な施策を検討し、「観光地エリア景観計画」を策定するなど、より良い景観形成と観光施設の整備を図ります。

※「御浜岬」（平成 28 年）、「香貫山」（平成 30 年）で観光地エリア景観計画を策定済み。

【歴史を活かしたまちづくりの推進】

・これまでもプチャーチンロードの整備や長浜城跡（100 選 No.50）の公園整備など、歴史を活かしたまちづくりを推進してきました。今後も、文化財保護や公園事業等の施策との連携、地域住民との協力により、歴史的資産の保存・活用に努めるとともに、それらと一体となった良好な市街地の景観形成を進めていきます。

（２）景観形成の担い手の裾野の拡大

【景観に関する情報発信】

・ホームページ、ＳＮＳ（ソーシャルネットワーク）等を活用して、景観への取組の周知や、優れた眺望点の情報発信を行っていきます。

【景観まちづくり学習の実施】

・将来の景観形成を担う子どもの景観への関心を高めるため、出前講座等を通じて、学習の機会の提供を行っていきます。

【景観整備機構との連携強化】

・景観整備機構との連絡調整の機会を密にし、歴史的建築物の調査、景観に配慮した具体的な設計のアドバイスなど、景観に関する知識や保全・整備能力を活かした業務の促進を図ります。

【事業者との連携】

・建築、造園、屋外広告物など、直接的に景観に関わる業界の団体に対して、景観形成の方針や法に基づく制限について、周知を積極的に行い、業界全体の意識を高め、良好な景観形成の担い手となる事業者を増やします。

【優れた取組の表彰】

・地域の良好な景観の形成に貢献している建築物、工作物、屋外広告物、活動などについて、設計者や施工者、地域団体などの意欲を高め、更なる実践活動の推進を図るため、表彰制度の整備を進めます。

（３）官民連携による居心地よく質の高い公共空間の創出

【公共施設整備における市民や事業者の参加】

・公共空間の主要な部分を占める道路、河川、公園などの公共施設は、市民に長く親しまれる施設となるよう、利用だけでなく、管理や活用も含めて、計画段階から市民や事業者の参画を図るとともに、周囲のまち並みや自然環境を引き立てる形態意匠となるよう調整します。

【公共空間と建築物との調和】

・公共空間に面する建築物は、壁面や屋外広告物の形態意匠の統一、低層部の開放的なしつらえなどにより、公共空間と一体となった魅力的な景観の創出を図ります。

・公共空間の形成にあたって、必要に応じて、関係する公共施設管理者、地域住民、周辺事業者などが参加する協議会を設置し、情報を共有しながら取り組みます。

【公共空間の魅力や賑わいの創出】

・多様な人々の活動があふれる公共空間となるよう、屋外でのイベントの実施、夜間景観の演出、公共空間の利活用に関する社会実験など、市民や事業者の自発的なアイデアの実現に向けて、行政として柔軟な対応に努めます。

３）景観計画の進行管理と見直し

まちづくりの方向性や社会情勢の変化に応じて、概ね 10 年ごとの期間を目安に、景観計画の見直しを行うこととします。

また、それまでの間においても、新たな取組みの追加や進捗状況に合わせて、計画の見直しを行うこととします。

用語解説

※( )内は、最初の掲載ページ。逆引き用。

あ行

○アクセント色（P72）

建築物等の外観に表情をつける役割として用いる色。

○意匠（P12）

建築物等の外観のデザイン。形状、模様、色彩など。

○ＳＤＧｓ（Ｐ２）

2015 年９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載されている 2016 年から 2030 年までの国際目標のこと。持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを理念としている。

○屋外広告物（P12）

常時又は一定の期間継続して、屋外で、公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板など。

○オープンカフェ（P15）

歩道や広場を利用して屋外に設置されたカフェ。

○オープンスペース（Ｐ６）

建物が建っていない土地（公園や広場、農地など）の総称。または、敷地内の空地。

か行

○開発行為（Ｐ７）

都市計画法第４条第 12 項に規定される主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更のこと。

○景観行政団体（Ｐ１）

景観法に基づく諸施策を実施する行政団体。指定都市及び中核都市以外の市町村は、都道府県と協議したうえで、景観行政団体になることができる。

○景観形成基準（P72）

良好な景観づくりの実現のために設けられた建築物等に関するルールのこと。景観法第８条に定められる良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項を指す。

○景観資源（Ｐ３）

河川、農地、文化財、商店街及び公園など、地域の景観を構成する様々な資源のこと。

○景観重要建造物（P131）

景観法第 19 条に規定されたものであり、景観計画に定められた指定の方針に則り、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な建造物。

○景観重要公共施設（P27）

景観法第８条に規定された道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港、自然公園等に係る公共施設のうち、景観計画の中で、良好な景観の形成に重要なものとして定められたもの。

○景観重要樹木（P47）

景観法第 28 条に規定されたものであり、景観計画に定められた指定の方針に則り、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な樹木。

○景観条例（P２）

景観法に基づき、美しいまち並みや都市・自然然景観を形成・保全するため、景観行政団体である地方自治体が制定している条例。

○景観審議会（P133）

沼津市景観条例第 22 条により設置された審議会。市長の諮問に応じ、景観に関する事項について調査審議し、その結果を答申するほか、当該事項について市長に意見を述べることができる。

○景観整備機構（P151）

景観法第 92 条に規定された公益法人又は特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）で、管理協定に基づいて景観重要建造物や景観重要樹木を管理する、景観に関する調査研究を行うなどの業務を行うことができる景観行政団体の長から指定された団体。

○景観地区（P10）

景観法に基づき、市街地の良好な景観を形成するために、建築物の形態意匠の制限などを都市計画として定める地区。従前の「美観地区」を発展させたもので、景観法の施行に伴い美観地区は廃止された。それまでに美観地区を都市計画決定し、建築基準法に基づく条例で具体的規制内容を定めている地区については、自動的に景観地区に移行されている。

○景観法（Ｐ１）

平成 16 年に制定された日本で初めての景観に関する総合的な法律。基本理念等を定めた基本法的な部分、景観計画の策定、行為の制限等の良好な景観形成のための具体的な規制や支援を規定する部分で構成されている。

○景観計画（Ｐ１）

景観法第８条に規定された景観行政団体が定める「良好な景観の形成に関する計画」であり、①景観計画の区域②良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項③景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針を定めることになっている。

○景観計画区域（P17）

景観計画に定める景観形成を推進する区域。

○形態・意匠（P12）

建築物や工作物の形やデザインのこと。

○建築協定（P28）

建築基準法で定められた基準に上乗せする形で、地域の特性等に基づく一定の制限を、土地所有者等が自ら設け、それをお互いが守っていくことによって、将来にわたって地域の住環境の維

持、保全を図ろうとする協定。

○建築物（P７）

土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの。

○建築面積（P114）

建築物を真上から見たとき、外壁等の中心線で囲まれた内側の部分の水平投影面積（建築物の真上から光を当てた時、地盤面に影となって映る部分の面積）のこと。

○工作物（P７）

建築物以外の土地に定着する人工物。

さ行

○彩度（P28）

世界標準のマンセル表色系は、色相、彩度及び明度の３つの属性の組み合わせで一つの色を表す。彩度は鮮やかさを数字で示し、数値が低いほうが落ち着いたやわらかい色になる。

○色彩（P24）

色相・明度及び彩度の三属性で分類、体系化されている。

○色相（P72）

世界標準のマンセル表色系は、色相、彩度及び明度の３つの属性の組み合わせで一つの色を表す。色相は色みのことをいい、赤 R・黄 Y・緑 G・青 B・紫 P・黄赤 YR・黄緑 GY・青緑 BG・青紫 PB・赤紫 RP の 10 の色相がある。無彩色は N で表す。

○自然素材（P94）

木、石、土などを用いた材料の総称。

○指定文化財（P132）

文化財保護法や文化財保護条例などにより規定される文化財のこと。

○視点場（P７）

風景を眺めるときの特定の場所。

○視認性（P33）

建築物や広告物などの特定の対象物を、目で見て確認すること。

○修景（P21）

良好な景観を形成するために、建築物や工作物の外観を周辺の景観と調和させること。

○植生（P11）

ある場所に植物が集まり、生育している様子。

た行

○地区計画（P28）

都市計画法に基づき比較的小規模の地区を対象に、建築物の形態、公共施設の配置などを定め、

その地区にふさわしい良好な環境を整備、保全するための計画。

○地先空間（P33）

店先の歩道など、敷地とつながった空地。

○眺望景観（Ｐ７）

ある眺望点から広い範囲を眺望して得られる景観。

○眺望点（P54）

人が「見る」という行為を行う地点。開けた眺望や眺めを望むことのできる場所のこと。

○眺望ルート（P54）

連続的に開けた眺望や眺めの変化を感じることのできるルートのこと。

○登録文化財（P131）

文化財保護法の改正により創設された文化財登録制度に基づいて登録された文化財のこと。

○都市計画道路（P39）

良好な市街地環境を整備する都市計画と一体となって整備される道路のこと。本計画では（都）と記載している。

○届出対象行為（P65）

景観法第 17 条に規定される行為のこと。

○土地区画整理事業（Ｐ１）

土地区画整理法に基づき、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地の利用の増進を図る事業。

な行

○法面（P77）

切土や盛土により作られる人工的な斜面。

○沼津アルプス（Ｐ３）

香貫山から南へ横山、徳倉山、志下山、小鷲頭山、鷲頭山、大平山と続く山稜線を地元の愛好会が整備し、名づけたもの。

は行

○Ｐａｒｋ－ＰＦＩ（公募設置管理制度）（P29）

飲食店、売店等の公園利用者の利便に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設を活用して生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の公共部分である特定公園施設の整備・改修を一体的に行う事業手法。

○パブリックアクセス（P50）

誰もが利用できる通行空間のこと。

○ビオトープ（P56）

自然の状態で多様な動植物が生息する環境のこと。

○風致地区（P21）

都市の風致（樹木地や水辺地などで構成された良好な自然的景観）を維持するため、都市計画法により都市計画で定められる地域地区の一つ。

○プロムナード（P８）

散歩あるいは散歩の場所。

○ポケットパーク（P35）

街の一角などに設けられる小さな公園。

ま行

○マンセル値（P72）

世界標準のマンセル表色系で表現される色彩の値のこと。特定の一色を、色相（色合い）・明度（明るさ）・彩度（鮮やかさ）により、数値表記したもの。

○見付面積（P65）

建築物の梁間方向（小屋梁と平行の方向）、けた行き方向（小屋梁と直角の方向）の鉛直投影面積（真横から見た時の面積）。立面図に見える面積。

○明度（P74）

世界標準のマンセル表色系は、色相、彩度及び明度の３つの属性の組み合わせで一つの色を表す。明度は明るさを数字で示し、数値が大きい方が明るい色になる。

○無彩色（P74）

白や黒、その間のグレーなど色を持たないもの。

○無電柱化（P28）

電線類の地中化などを行うことにより電柱を無くすこと。

や行

○ユニバーサルデザイン（P33）

「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からすべての人が利用しやすいようにデザインされた製品、情報及び環境のこと。

○擁壁（P65）

切土や盛土などによる地表面の高低差のある場所や法面で、その境界に設けられる壁のこと。

ら行

○ランドマーク（P26）

地域の目印や象徴となっている地形、建築物、モニュメントなど。

○緑地協定（P12）

都市緑地法に基づき、一団の土地又は道路・河川などに隣接する相当の区間にわたる土地の所有者などが、その全員の合意により、都市の良好な環境を確保するために結ぶ、緑地の保全又は緑化の推進に関する協定。

○ルーバー（P77）

壁や天井の開口部の直射日光や通風を加減するため、羽板（はいた）を縦または横に組んで取り付けたもの。または、建築物の屋上の塔屋や建築設備などの目隠しのために設置する羽板。

沼津市景観計画

平成２２年１２月策定

令和　７年　８月改定

沼津市都市計画部開発指導課

〒410-8601　静岡県沼津市御幸町１６番１号

ＴＥＬ　０５５－９３４－４７６２（直通）

ＵＲＬ　https://www.city.numazu.shizuoka.jp/